

保育制度・政策形成における生江孝之と神戸市の保育事業の
先駆的役割に関する研究

Analysis on Pioneering Roles of Takayuki Namae and his Kobe's
Childcare Project in System-Making Process of Japanese
Childcare Services

平成 28 年度

大阪市立大学大学院 生活科学研究科

中根 真

目次

序 章 本研究の目的と構成	1
1. 研究目的とその意義	1
2. 先行研究の批判的検討	2
3. 研究枠組みと研究方法	6
4. 本研究の構成	9
第 1 章 保育事業とその胎動	11
1. 神戸市の発展と社会事業の形成	11
2. 行政組織	13
3. 先駆的な保育実践	14
4. 保育利用者（保護者，児童）	15
第 2 章 日露戦争と保育事業	19
1. 問題の所在	19
2. 研究方法	21
3. 神戸市婦人奉公会の創設と戦時保育所の模範例	22
4. 軍人遺家族援護における児童保管所の位置とその原動力	26
5. 結論	29
第 3 章 保育事業とその先駆者	31
1. 問題の所在	31
2. 生江の神戸市就職に至る経緯	33
3. 神戸市婦人奉公会と児童保管所	33
4. 都市救済事業の担い手としての生江と保育事業構想の特徴	38
5. 結論	42
第 4 章 日露戦争後の保育事業構想	44
1. 問題の所在	44
2. 研究方法	45
3. 保育所設立と必要の論理：5 つの「一般社会に及ぼすべき利益」	46
4. 考察	50
5. 結論	52

第 5 章 神戸市における初期保育事業モデルの特徴	54
1. 問題の所在	54
2. 研究方法	55
3. 初期保育事業における 3 つのレベル	56
4. 考察	61
5. 結論	62
第 6 章 内務省の社会政策構想における保育事業の位置	64
1. 問題の所在	64
2. 『要項』における児童保護事業	67
3. 児童保護事業に占める保育事業の位置と内務省囑託の影響	72
4. 結論	75
第 7 章 内務省による保育事業の啓発と普及	77
1. 問題の所在	77
2. 研究方法	80
3. 保育所における 2 つの「副業」	82
4. 「副業」の実態と感化救済事業における生江の関与	86
5. 結論	93
終 章 本研究の結論（総括）と残された課題	95
1. 結論と本研究による新たな知見	95
2. 展望と課題	97
注（各章別）	99
引用文献（各章別）	108

序章 本研究の目的と構成

1. 研究目的とその意義

本研究の目的は、保育制度・政策形成における生江孝之と彼が主導した神戸市の保育事業の先駆的役割を明らかにすることである。つまり、先行研究において言及されてきた生江の実践面だけでなく（大阪市民生局 1967：3-4, 24；岡田 1971：100；土田 2005：164）、制度・政策形成面の先駆的役割を明らかにし、生江が保育事業の実践から制度・政策への変換過程における媒介者の役割を果たしたことを論証する。なお、媒介とは一般的に「なかだち、とりもち」の意味であり、本研究では地方・地域や民間のレベルと中央政府レベルとの制度・政策情報の仲介が焦点となる。そのため、媒介者とは「地方・地域、民間レベルの慈善事業や社会事業の実務経験を保有し、その経験知を中央政府レベルの福祉制度・政策の構想や設計のなかに反映させるよう働きかける者」と定義する。

以上の研究目的を達成するため、本研究は「経路依存」の考え方、すなわち制度の持続性や遠い過去の影響、制度発展の動的過程を重視する考え方に依拠することによって、日本の保育所／保育事業の起源の実証的な解明に止まらず、日本の福祉国家形成史の解明を射程に入れている。

まず、経路依存の考え方について 1990 年代以降、権力資源論に代わって歴史的制度論のアプローチが説得力をもち、制度の持続性を説明するロジックとして鍵概念とされたのが経路依存性(path dependency)もしくは経路依存(path dependence)である。その理論的系譜は理論経済学や経済史学にあり、これまで経済学理論が考慮してこなかった制度、歴史、偶然性といった要素に着目させただけでなく、政治学や社会学など他の社会科学に波及したとされる（西岡 2007：208-212）。この考え方と本研究との関連を 3 点説明する。

第 1 に保育所／保育事業に関わる制度の持続性が問題となる。これは制度がいかに変化しないか、または漸進的变化にとどまるかを説明し、既存制度を再生産する形での変化、漸進的な制度発展、変化の困難性に関心が向けられる（西岡 2007：212-213）。現代の保育制度の例を挙げれば、歴史的に形成された保育要件である保護者の就労が「保育を必要とする事由」として定着しており、また認定こども園は幼保の一体化を制度的に具現化した。幼保の歴史的な二元的体質は持続している現状もあり、これらの持続性の起源を問題にする。

第 2 に過去の重視である。初期段階の小さな事象や過去の決定的転機(critical juncture)における出来事が時間経過とともに結果的に大きな効果を生み出すと考えられ、直近の過去よりも一見すると因果関係の結びつきにくい遠い過去を重視し、長期的な視野に立って

過去から現在に至る連鎖を因果関係の中で跡づける（西岡 2007：213-214）。本研究が日本の保育所／保育事業の初期段階である明治末期以降を研究対象とするのは、「小さな事象や過去の決定的転機における出来事」を具体的に明らかにするためである。

第 3 に現存制度の非効率性や制度発展の偶然性である。初期段階では選択肢が複数あるが、どの選択肢が実際に選ばれ、その後も残るのかは事前に予測不可能であり、偶然によるところが大きいと考えられている。ビデオテープの VHS 対 β の市場競争における前者の勝利や、タイプライターの〈QWERTY〉配列の非効率の持続が一例とされている（西岡 2007:214）。日本の保育所／保育事業の設立を時系列的に挙げれば、第 1 は新潟静修学校附設保育所（1890 年）、第 2 は二葉幼稚園（1900 年、1916 年二葉保育園に改称）、第 3 は出征軍人児童保管所（1904 年）と財団法人戦役記念保育会（1906 年）、第 4 は第 3 に影響を受けた岡山孤児院附属愛染橋保育所（1909 年）であった。しかし、これらのうち、第 3 については日露戦争中に出征軍人遺家族援護のリーディング・ケースとされ、内務省の制度・政策的な文脈に置かれた点で他とは異質であり（中根 2016b：90）、この経緯を解明する必要がある。

以上、経路依存の考え方と本研究との関連を説明した。ただし、通常、経路依存は福祉国家の持続性の説明の 1 つである。その場合、従属変数に「福祉国家の持続性」を、独立変数に「歴史的な制度」をそれぞれ配置し、両者間の因果メカニズムを「経路依存性」という概念を用いて理論的に説明する議論の構造となる（西岡 2007：215-216）。

これに対し、本研究は福祉国家の持続性ではなく、部分としての保育所／保育事業の起源とその後の保育制度に対象を限定している。この限定は今後の研究の進展をもたらす可能性を含んでいる。その理由は英国では戦時を除き保育事業が 1990 年代まで未発達であったが（埋橋 2007：75-95）、対照的に日本では 1910 年代以降、保育所／保育事業や保育制度が急速に発達していった。つまり、保育所／保育事業に限定すれば、日英両国は極めて対照的な歴史を経験しており、その意味では今後、各国における保育制度・政策形成の異同をふまえた国際比較研究を進展させる基礎研究に位置づけられる。

2. 先行研究の批判的検討

これまで幼児教育史や社会福祉史の領域で保育の歴史に関する先行研究が多数蓄積されてきた。具体的には、児童福祉法制定以降を対象時期とする保育所や保育制度の歴史研究が行われてきた。植山らは占領下、1950 年代、1960 年代、1970 年代の保育所について、各時代の関係者の寄稿を得て問題や課題を明らかにしており、資料的にも貴重な戦後保育所史

である（植山ほか 1978）。また、岡田らは保育所だけでなく、幼稚園とその保育を含め、両者の関連、学術文化等を包括して詳細に整理しており、戦後日本の就学前保育・教育の歴史的展開を体系的に明らかにしている（岡田ほか 1980）。さらに、中村は戦後日本の保育政策分析の視点を福祉レジーム・アプローチと子どもの権利アプローチの 2 つに求め、戦後改革期、高度経済成長期、低成長期、構造改革期の 4 期を分析し、戦後日本における保育政策の特質として労働政策への従属と「親の養育責任」の強化を明らかにしている（中村 2009）。

他方、戦前期に溯る研究として、大正期や明治末期における保育事業史や保育所／託児所の通史が蓄積され、いずれも明治期、大正期、昭和戦前期における全国各地の特徴的な事実を時系列的に記述し、解説している（一番ヶ瀬ほか 1962；小川 1966；村山ほか 1974；文部省 1979；浦辺ほか編 1981）。また、山縣は「保育サービスを核とした子ども家庭福祉論」の一部として「保育所の成立史」を取り上げ、戦前期の歴史は法令中心に簡潔に整理する一方、児童福祉法制定過程における保育所の位置づけの変遷を史料に依拠して詳細に明らかにしている（山縣 2002）。

以上の先行研究の批判的検討の結果、問題点や課題は以下の 4 点に大別される。第 1 に保育に関する歴史研究が量的に不足している。日本保育学会では度々その認識が表明されてきた（村山 1977：78；森上 1997：332-355）。また、社会福祉史研究者も社会事業分析において保育所の存在は無視できないが、組織が小規模であり、幼児教育機関としての性格も強く、社会福祉固有の活動と認識されにくいことによって社会福祉史研究の停滞を招いたと指摘している（杉山 2006：246-247）。つまり、歴史研究の低迷という基本問題を抱えている。

第 2 に保育制度研究の対象期間が児童福祉法制定以降に偏っている。それは、保育所が児童福祉法の制定とともに児童福祉施設の一つとして位置づけられ（厚生省児童家庭局編 1978：67）、国制度としての保育所が設置されるのは児童福祉法が端緒だったからである（山縣 2002：47）。そのため、戦後保育所制度の出発点に児童福祉法制定を位置づけた研究が蓄積されてきたが（植山ほか編 1978，岡田ほか 1980，中村 2009）、戦前期に溯って「遠い過去」を重視する研究は乏しかったと言える。

第 3 に大正期に関する先行研究は相応にあるが、1990 年代以降の研究知見をふまえた再検討が必要である。先行研究による知見を以下に要約すると、大正期は日本資本主義の急速な発展があり、物価や米価の高騰によって米騒動をはじめ小作争議、労働争議が激化した（一番ヶ瀬・泉・小川ほか 1962：70，小川 1966：361，村山・岡田・宍戸ほか 1974：1257，

文部省 1979 : 133-136, 浦辺・宍戸・村山編 1981 : 40-41)。つまり、大正期は社会問題が顕在化した時期であり（日本保育学会 1969 : 32）、国民の生活不安の増大と社会的矛盾の激化によって、社会運動に対する支配体制の一定の譲歩が必要となった（日本保育学会 1969 : 35）。具体的には働く婦人の増加が保育事業の増加を助長し（一番ヶ瀬・泉・小川ほか 1962 : 61-63 ; 浦辺・宍戸・村山編 1981 : 40-41）、生計困難による家計補助労働の必要性から女子労働者は総じて低賃金であったが、大正後半期までに女子労働者の雇用関係と労働運動の対策として保育事業が増加した（日本保育学会 1969 : 14）。また、日露戦争中の臨時的保育所から常設保育所への変化は全て民間主導であったが（菊池ほか 2003 : 69）、保育事業の性格は婦人の労働力化または労働者世帯の経済的安定のための夫婦共稼ぎの進行という社会的必要を背景にして窮民救済的・慈善事業的性格から社会的性格に転化した（池田 1986 : 574）。つまり、保育事業が次第に組織的公共的な事業へ、あるいは慈善事業から社会事業へと変化した（日本保育学会 1969 : 33-34）、都市細民対策としての公立託児所が設置されたと説明されている（一番ヶ瀬・泉・小川ほか 1962 : 72-75 ; 村山・岡田・宍戸 1974 : 1257 ; 浦辺・宍戸・村山編 1981 : 51）。

以上に要約した大正期に関する先行研究の知見は長年通説とされてきたが、現在では再検討を迫られている。具体的には、「感化」を特徴とする日本の社会事業形成の起点が日露戦争後であったとする池本（1999）に加え、下士兵卒家族救助令（1904年4月公布）の施行状況や実態に感化救済事業の雛型や原型が見出され、軍人家族援護事業（廃兵遺家族援護事業）が先駆的な実験場であったとする寺脇（2005）は、社会事業と感化救済事業の連続性、さらに日露戦争中の戦時事業と戦後の感化救済事業の連続性を示唆している。これらに依拠すると、大正期における社会問題の顕在化と深刻化が保育所／保育事業の増加を助長したとする説明も明治期との連続性が改めて問い直される必要がある。

したがって、第4に明治末期に関する先行研究の限界として総合的研究や実証的研究の欠如が指摘できる。通説では、日本における保育所／保育事業の起源は日露戦争後、治安維持の立場に立つ内務省が感化救済事業の一環として位置づけたことにあるとされてきた（一番ヶ瀬ほか 1962 : 41-42 ; 宍戸 1968 : 244 ; 宍戸 1981 : 22-23 ; 宍戸 2014 : 276-278）。これに関連して「神戸市婦人奉公会の保育事業を指導した生江孝之は明治四十二年五月、内務省囑託、地方局慈恵救済事業事務取扱として上京し、その後の日本の保育事業の発展に指導的役割をはたしている」（宍戸 1968 : 245）と説明され、生江は「昼間保育事業の先駆者」（岡田 1971 : 100）として評価されてきた。

しかし、寺脇（2005）に依拠して日露戦争中から戦後への連続性を重視すれば、内務省による制度・政策的な位置づけに至る過程や背景を再検討する必要があるため、本研究は神戸市の初期保育事業を重視し、日露戦争中まで溯る。無論、神戸市の初期保育事業に関する言及や研究は相応に蓄積されてきたが（岡田 1959：18-21；岡田 1971：84-100，一番ヶ瀬ほか 1962：39-42，浦辺ほか編 1981：21-23，池田 1986：354-355，菊池ほか編著 2003：45，兵庫県社会福祉協議会編 1971：223-232，神戸市保育園連盟編 1977：55-68；1988：14-24，神木 1980；1981；1982，中根 2012，和田 2014），戦災による第一次史料の焼失によって史料が豊富な二葉幼稚園に比べると、実証的解明は進められず、その意義や重要性が看過されてきた（Uno1999:80）。

したがって、日本の保育所／保育事業の起源は総合的に、かつ史料に依拠して実証的に解明されてこなかったが、保育事業発展における生江の指導的役割や先駆性の評価のみが一人歩きしている現状がある。そのため、少なくとも以下の問題点や課題を実証的に解明する必要がある。

- ①出征軍人児童保管所に関する先行研究は、国家的な文脈や背景としての軍人遺家族援護における位置づけに加え、神戸市婦人奉公会による主体的活動の背景を明らかにしていない。
- ②財団法人戦役記念保育会の保育事業に関する先行研究は 30 年史を中心に行われてきたが、第一次史料にもとづく新たな研究が求められている。
- ③生江孝之が重要な人物であったとしても、彼の神戸時代と内務省時代との相関、さらに神戸市への就職以前や在職中・退職後の実務経験と内務省嘱託就任後の保育事業をめぐる言説との相関などが明らかにされていない。
- ④内務省によって感化救済事業の一環として保育所が位置づけられたにしても、その位置づけの過程や背景、内実等がどのようなものであったのかが検証されていない。

なお、本研究が日本における保育所／保育事業の起源に関する実証的解明の不十分さを問題にする理由は、現代日本において子どもの貧困が深刻化するなか、保育制度・政策が貧困対策としての再考を求められており、その貧困予防の機能・役割について歴史的経緯を含めた検証が不可欠であると考えからである。そこで、本研究は神戸市の初期保育事業や生江に関する文献調査によって、先行研究が課題としてきた実証性を高めるとともに、新たな史料の発掘によって新事実の提示をめざす。

3. 研究枠組みと研究方法

以上の課題を解決するための研究枠組みの要点は、第1に保育所／保育事業の「遠い過去」を重視し、日露戦争中に内務省のリーディング・ケースとされた神戸市の初期保育事業に焦点をあてる。第2に神戸市の初期保育事業の開発・構想・設計等の責任者であった生江孝之に注目し、神戸市入職前後の経歴に即して保育事業やその後の保育制度への関与を追跡する。そのため、既述したように実証性では課題が残るが、「昼間保育事業の先駆者」（岡田 1971 : 100）としての生江が起点になると考えられる。

まず、神戸市と内務省にまたがる生江の経歴である。日露戦争直前の1904年2月、神戸市職員に採用され、戦後は財団法人戦役記念保育会常務理事として日露戦争中・戦後の初期保育事業を開発・構想・設計した。1909年には官僚でも民間人でもない半官半民の立場である内務省嘱託（遠藤 1984 : 245）に就任し、内務官僚を補佐して制度・政策の立案に関与している（永岡 2008 : 200）。日本の保育所は内務省、感化救済事業、神戸市婦人奉公会の保育事業、生江孝之、内務省嘱託などの相関によって誕生したとする通説に従えば、日本の保育所／保育事業は生江の経歴と重なり、神戸市から内務省に展開したと考えられる。加えて、「ある概念や理論は、その時代の社会的背景、あるいはその人物の成育歴、属性などと切り離して醸成されることは不可能」（今井 2012 : 127）であるとするれば、保育所／保育事業と生江とは密接不可分であったと考えられる。

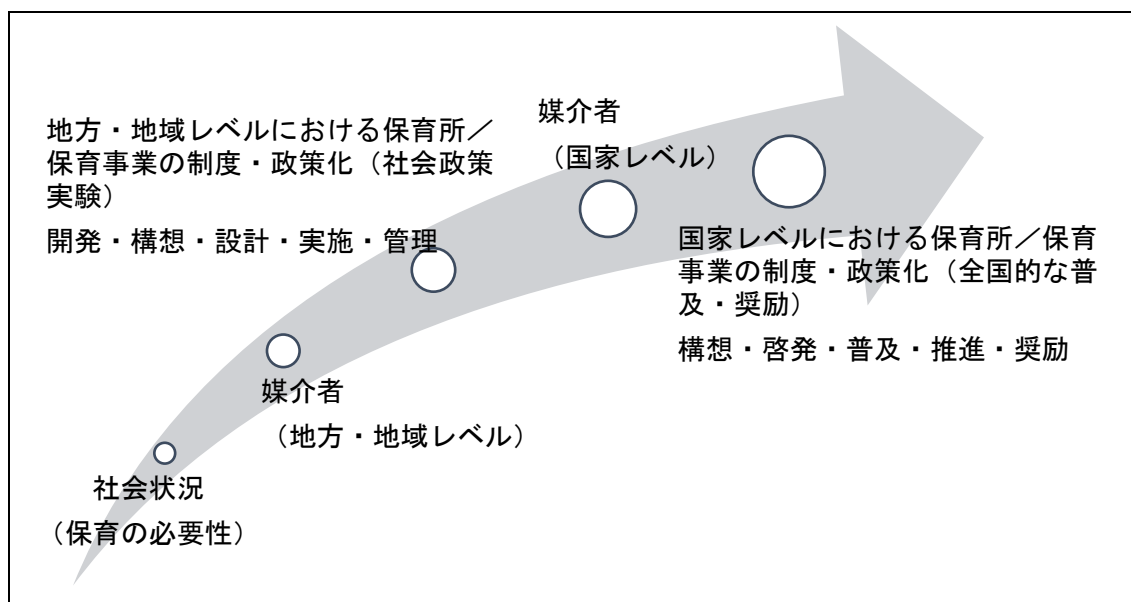
また、神戸市や生江が注目される根拠は当時の社会政策の状況にもある。明治期には内務省や農商務省等、国家レベルでの施策のあり方に加え、一部の地方や地域で独自の社会政策が実施されていた事実である。都市問題が噴出した場合、実際問題として地方・地域レベルでの社会政策が早急に実施されなければならない、しかもその一部は国家レベルの施策に比べ、相応の成果を収めており（玉井 1992 : 2）、生江が関与した神戸市の初期保育事業も地方・地域レベルの社会政策の一例であったと考えられる。

さらに、国際（欧米社会）レベルの影響も根拠の1つになる。既述した一部の地方・地域レベルの社会政策の源泉は欧米視察にあり、洋行帰りの媒介者が欧米の知見を輸入・紹介し、特定の地方・地域に応用したものと考えられる。生江は日露戦争直前に内務省嘱託・留岡幸助とともに欧米視察から帰国しており（中根 2016c）、欧米で保育事業という種を見つけ、神戸市に持ち帰って種をまいた媒介者として捉えることができる。

以上をふまえ、本研究の研究枠組みは社会状況、媒介者、保育所／保育事業の制度・政策

化の3つで構成される(図0-1)。すなわち、日本の保育所／保育事業は社会状況として保育の必要性を感知し、対策を講じた媒介者とその成立に不可欠であった。具体的には、媒介者は地方・地域レベルでは保育事業の開発・構想・設計・実施・管理を担い、国家レベルでは社会政策構想のなかに位置づけ、保育所／保育事業の啓発・普及・推進・奨励を担うことによって保育制度化を促進したとみる。つまり、媒介者が各レベルでなんらかの先駆的役割を發揮した帰結であると捉えられるが、ここでは「実践面」と「制度・政策形成面」の両面を仮定しておく²⁾。

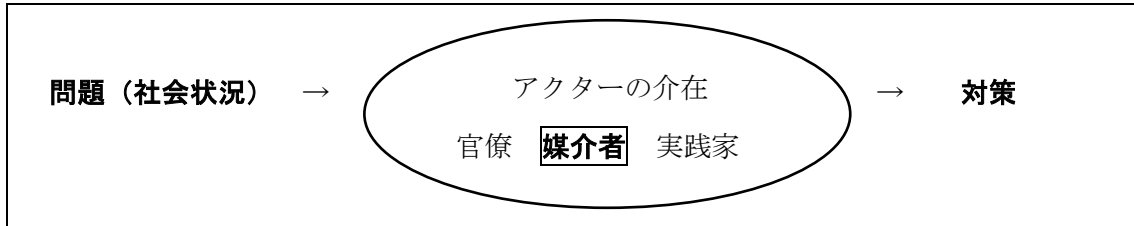
図0-1 本研究の研究枠組み



注) 筆者が独自に作成。

一方、媒介者を重視する研究枠組みに対しては、社会状況要因の軽視や人物の過大評価という主旨の批判や反論が予想される。しかし、既述したように「昼間保育事業の先駆者」としての生江が実証的に明らかにされていない状況を直視すると、媒介者重視の研究枠組みを設定し、日本の保育所／保育事業の制度・政策化に関する説明力を検証してみる意義が見出せる。したがって、直近の研究が近代大阪の乳児死亡と社会事業の相関を明らかにしたように(樋上2016)、媒介者以外の要因が重要不可欠であると認識した上で、媒介者を複数要因の1つと考える(図0-2)。

図 0-2 問題（社会状況）から対策への変換過程



注) 筆者が独自に作成。

ところで、この仮説の下、保育事業の成立条件は次のように認識される。第1に成立背景は直接的には日露戦争に伴う生計中心者の出征と遺家族の生計困難であり、乳幼児をかかえる母親等が外勤する必要に迫られたため、地方・地域レベルで家族機能、厳密には養育機能の外部化が試行錯誤されて成立した。

第2に神戸市の初期保育事業経験から導かれる保育の目的や原理は、生計扶助と乳幼児の非行予防の2つであった。前者は保護者が就労する間の乳幼児の養育を代行することに加え、保育児の家庭改善として母親の監督や貯金の奨励、職業紹介などを行った。後者は乳幼児により良い養育環境、具体的には食事・間食の提供や衣服の調製、衛生保持、幼稚園保姆の協力による「幼稚園的教育」によって、不良な養育環境から1日数時間であっても脱することを意図していた。

第3に保育所／保育事業の制度・政策化は地方・地域レベルでは米騒動後の1919年に大阪市立託児所が創設され、これを嚆矢として各地で公立託児所の設置が進み、公立託児所規程が制定された。他方、国家レベルでは1938年の社会事業法によって託児所が初めて法定化されている。したがって、神戸市の初期保育事業（1904年以降）や生江の内務省嘱託就任（1909年）の時期と比べると、実際の制度・政策化は遅れたことになる。

この制度・政策化の遅滞要因分析は別途必要であるが、見逃せないのは生江が関与した保育事業をめぐる2つの構想である。1つは『戦役記念保育会第一回報告書』（1908年）の第1章「児童保育事業の要義と其必要」であり、5つの必要—児童教育、軍人遺家族救護、家庭改良、生産力増殖、貧民防遏—をふまえて保育所設立が必要であると結論づけている。この構想は神戸の経験をふまえ、内務省に対する保育事業や制度の設計提案という性格を帯びていたのではないかと考えられる。もう1つは嘱託就任後、生江も委員の一人として参加した救済事業調査委員会による『救済事業調査要項』（1911年）である。この史料自体は実質的には内務省の社会政策構想であるが、「最モ緊切ノ事項」の第2に児童保護事業が挙げ

られ、「幼児保育事業」は「育児事業の病的膨張」の是正策として、また経費節減と貧児の家庭養育実現の「一举両得の策」として最も有望視されている(社会福祉調査研究会編 1985: 16-17)。

これら 2 つの構想は、生江孝之と彼が主導した神戸市の保育事業の先駆的役割は実践面に止まらず、制度・政策形成面に及んでいたことを具体的に示す新たな根拠として注目される。なぜなら、「神戸市婦人奉公会の保育事業を指導した生江孝之は明治四十二年五月、内務省囑託、地方局慈恵救済事業事務取扱として上京し、その後の日本の保育事業の発展に指導的役割をはたしている」(宍戸 1968: 245)や「社会福祉事業としての保育所への認識を明確にしたのは生江孝之の功績が大きい」(土田 2005: 164)と述べる先行研究に対し、制度・政策面における生江の指導的役割や先駆的役割の具体的解明が見込まれるからである。

さらに、大正期における保育所／保育事業の増加は社会問題の顕在化と深刻化という社会状況要因への対応であると説明してきた先行研究に対し、内務省による組織的要因の帰結であったという解釈を導けるからである。すなわち、神戸市と内務省との媒介者となった生江が内務省の社会政策構想に保育事業を位置づけ、感化救済事業講習会では保育事業の啓発・普及・推進・奨励を担って計画的に推し進めた帰結であったという解釈である。なお、この解釈は「卵が先か、鶏が先か」の要素も否めないが、重要なことは、2 つの構想が内務省の組織的要因や政策的誘導の可能性を裏づけることである。

最後に研究方法について述べる。既述した仮説の検証に用いる研究方法は、歴史的史料に関する文献調査である。生江の経歴に即して言えば、主に神戸時代と内務省時代の史料に大別できるが、前者は神戸市婦人奉公会や財団法人戦役記念保育会による刊行物、後者は内務省関係史料や専門雑誌等を取りあげ、各時代における生江の著作等と併せて検討した。

ただし、これらの史料を発行した団体・組織に生江が深く関与していた事実に加え、生江自身の回顧を含む点を考慮すると、史料の客観性には限界がある。この限界を克服するには本来、客観的史料との照合や比較衡量が理想的ではあるが、史料批判のための根拠史料にも制約がある。したがって、本研究は史料の限界を自覚し、各研究の視点や立場、目的を極力限定して論述し、暫定的な知見として今後の新史料による批判と検証に常に開かれているという研究姿勢を保持することに努めた。

4. 本研究の構成

本研究の構成は以下のとおりである。第 1 章は序論として初期保育事業の発祥地となっ

た明治末期における神戸市の歴史的・社会的状況，具体的には行政組織，先駆的な保育実践，保育利用者（保護者，児童）を概観し，保育事業が展開された背景や文脈を明らかにした。

第2章は出征軍人児童保管所の創設とその背景を検討し，制度・政策形成面の先駆的役割として内務省等による軍人遺家族援護の方針（現金扶助の抑制や低減）を具体化する有益な事例であった点を，実践面の先駆的役割として婦人たちを総動員した地域ぐるみの運営であった点を明らかにした。

第3章は生江孝之の神戸市職員時代を検討した。制度・政策形成面に關わる事実として，生江は神戸市長―内務省囑託―内務官僚を結ぶ同一線上に位置し，児童保管所の詳細な報告が可能であった点が内務省のリーディング・ケースとなった背景である点を，実践面の先駆的役割として生江が留岡幸助に鼓舞され，乳幼児の非行予防という保育目的を掲げた点を明らかにした。

第4章は財団法人戦役記念保育会（以下，同保育会と略記）第1回報告書（1908年）における保育事業構想を分析した。制度・政策形成面の先駆的役割として，戦時から平時へ保育事業を転化させるため，子どもや家庭，社会全体の利益から保育所設立の必要を包括的に論じて社会的有用性を強調しており，内務省政策に対する先導性を示した点を明らかにした。

第5章は，前章で検討した保育事業構想を具体化する実践的モデルとして神戸市における初期保育事業モデルの特徴を検討した。すなわち，保護者の生業扶助と乳幼児の非行予防を目的とし，子どもへの養護・教育機能，家庭改善機能，隣保（部落）改善機能の3つを特徴として確立された点に実践面の先駆的役割が見出された。

第6章は，内務省囑託・生江が神戸市の保育事業経験を内務省の社会政策構想にどのように反映させたのか，その影響を分析した。『救済事業調査要項』（1911年）において，保育事業は「育児事業の病的膨張」を是正する有望な「優境」事業として，また経費節減と貧児の家庭養育を実現させる「一举兩得の策」として位置づけられており，児童保護事業を刷新しようとする点に制度・政策形成面の先駆的役割が明らかになった。

第7章は囑託・生江の保育事業論を検討した。すなわち，複数の利点を強調する「良民」育成の保育事業論であり，神戸市・内務省における生江の経験をふまえ，実践面および制度・政策形成面の先駆的役割をともに反映した内容である点を明らかにした。

終章は本研究の結論を総括し，残された課題を論述した。

第1章 保育事業とその胎動

1. 神戸市の発展と社会事業の形成

本章は、第2章～第5章において神戸市の初期保育事業を詳しく検討するための序論として、神戸市における行政組織、先駆的な保育実践、保育利用者（保護者、児童）について順次概観する。

神戸市の起点は1868年1月、開港（安政の仮条約）にあり、1872年には神戸税関も設置され、正式に神戸港となった。開港とともに急激な都市化が進行し、近代都市に変貌した。港湾工事や居留地工事、道路、鉄道、河川、住宅などの建設工事に大量の労働力が必要とされ、地方からの激しい人口流入を経験した（野上1993：273）。

つまり、神戸市は短期間で日本最大の港湾都市に発展し、これに伴って造船、紡績、鉄工所、工作所、マッチ製造などの主要産業が発展し、大中小の貿易会社も乱立した。その結果、神戸市は兵庫県内外からの外来者が多数居住するという意味で、伝統的な地域社会の基盤をもたない地域となった（野上1993：274）。参考として兵庫県・神戸市人口の変遷を示しておく（表1-1参照）。

表1-1 兵庫県・神戸市人口の変遷 (単位千人)

年次	兵庫県	神戸市
1882（明治15）年	1,449	63
1887（明治20）年	1,513	103
1892（明治25）年	1,595	148
1897（明治30）年	1,668	193
1902（明治35）年	1,806	274
1907（明治40）年	1,938	364
1912（大正元）年	2,088	431

注) 野上による「表3-1 現住人口の変遷」（野上1993：274）を参照の上、筆者が一部改編した。

また、明治末期から大正期にかけての兵庫県、全国の人口動態統計を示しておく。具体的には保育事業に関わって、出生数、出生率、乳児死亡数、乳児死亡率、死産数、死産率、婚姻件数、婚姻率、離婚件数、離婚率である（表1-2、表1-3参照）。その特徴を挙げれば、

兵庫県の離婚率が全国平均に比べて低く、おおむね1%前後で推移している点であり、それ以外の各比率はおおむね全国平均と同様である。

表1-2 兵庫県の人口動態統計

年次	出生数	出生率	乳児死亡数	乳児死亡率	死産数	死産率	婚姻件数	婚姻率	離婚件数	離婚率
1899 (明治32)	54,758	32.6	8,296	151.5	5,282	88	10,159	6	1,896	1.1
1900 (明治33)	55,006	32.4	8,508	154.7	5,323	88.2	12,140	7.1	1,858	1.1
1901 (明治34)	58,879	34.3	8,761	148.8	5,735	88.8	13,689	8	1,875	1.1
1902 (明治35)	58,882	33.8	9,059	153.9	5,614	87	14,395	8.3	1,807	1
1903 (明治36)	57,916	32.9	8,778	151.6	5,201	82.4	13,439	7.6	1,823	1
1904 (明治37)	54,865	30.7	8,376	152.7	4,870	81.5	15,558	8.7	1,926	1.1
1905 (明治38)	54,507	30.1	8,292	152.1	4,767	80.4	13,414	7.4	1,822	1
1906 (明治39)	55,901	30.4	8,473	151.6	5,141	84.2	12,889	7	2,010	1.1
1907 (明治40)	63,224	33.9	10,232	161.8	5,494	79.9	16,242	8.7	1,666	0.9
1908 (明治41)	66,898	35.4	11,154	166.7	5,860	80.5	17,243	9.1	1,724	0.9
1909 (明治42)	66,347	34.6	11,948	180.1	5,444	75.8	16,145	8.4	1,741	0.9
1910 (明治43)	66,639	34.2	11,008	165.2	5,261	73.2	16,164	8.31	1,847	0.95
1911 (明治44)	66,494	33.52	10,496	157.8	5,046	70.5	15,820	7.97	1,905	0.96
1912 (大正元)	66,911	33.19	9,626	143.9	5,002	69.6	15,556	7.72	1,748	0.87

注)「都道府県別人口動態統計100年の動向」(http://www1.mhlw.go.jp/toukei/kjd100_8/)の「兵庫県」を参照の上、筆者が加工して作成(情報取得日:2016年10月14日)。

表1-3 全国の人口動態統計

年次	出生数	出生率	乳児死亡数	乳児死亡率	死産数	死産率	婚姻件数	婚姻率	離婚件数	離婚率
1899 (明治32)	1 386 981	32	213 359	153.8	135 727	89.1	297 372	6.9	66 545	1.53
1900 (明治33)	1 420 534	32.4	220 211	155	137 987	88.5	346 528	7.9	63 828	1.46
1901 (明治34)	1 501 591	33.9	225 107	149.9	155 489	93.8	378 457	8.5	63 442	1.43
1902 (明治35)	1 510 835	33.6	232 652	154	157 708	94.5	394 165	8.8	64 139	1.43
1903 (明治36)	1 489 816	32.7	226 982	152.4	153 920	93.6	370 961	8.1	65 392	1.44
1904 (明治37)	1 440 371	31.2	218 756	151.9	147 058	92.6	398 930	8.6	63 913	1.39
1905 (明治38)	1 452 770	31.2	220 450	151.7	142 092	89.1	350 898	7.5	60 061	1.29
1906 (明治39)	1 394 295	29.6	214 148	153.6	149 731	97	352 857	7.5	65 398	1.39
1907 (明治40)	1 614 472	34	244 300	151.3	158 814	89.6	432 949	9.1	61 058	1.29
1908 (明治41)	1 662 815	34.7	262 801	158	162 676	89.1	461 254	9.6	60 226	1.26
1909 (明治42)	1 693 850	34.9	283 436	167.3	161 576	87.1	437 882	9	58 936	1.21
1910 (明治43)	1 712 857	34.8	276 136	161.2	157 392	84.2	441 222	9	59 432	1.21
1911 (明治44)	1 747 803	35.1	276 798	158.4	155 319	81.6	433 117	8.7	58 067	1.16
1912 (大正元)	1 737 674	34.4	268 025	154.2	147 545	78.3	430 422	8.5	59 143	1.17

注)「都道府県別人口動態統計100年の動向」(http://www1.mhlw.go.jp/toukei/kjd100_8/)の「全国」を参照の上、筆者が加工して作成(情報取得日:2016年10月14日)。

以上、神戸市が経験した急速な都市化は、一大スラムの形成、不安定な工場労働者群、低所得層、被差別部落(同和地区)などの社会問題を生起させ、社会事業の形成要因を拡大させる一方、開港に伴い、諸外国の文化が積極的に吸収され、伝統にこだわらない進取的な風土が醸成された(野上 1993:274-275)。

その結果、神戸市の社会事業形成の特徴は次の4点に整理されている。第1に外来者の流入により伝統的な地域社会の基盤が極めて弱く、市民の生活基盤も脆弱な新興都市の活動展開であった。第2に開港以降の急速な近代産業化に伴い、時々の政治経済状況によって大量の失業者や生活困窮者を生み出し、彼らが一大スラムを形成した。第3に誰でも、どんな思想でも受容する極めて開放的な福祉風土が醸成された。その具体例としては諸外国の

人道主義、博愛主義を受容し、キリスト教徒による社会事業実践が主流であったことである。第 4 に全体的には進取的である一方、地域に確固として根ざした活動展開よりも「ハイカラ」好きの福祉風土の気風を築いたことである（野上 1993 : 276）。

2. 行政組織

1889 年 4 月、神戸市制が実施され、救恤事務は当初から衛生係／課によって担われた点に特徴があり、次のように変遷している（神戸市役所編 1924→1971b:545 ; 安保, 社）ひょうご部落解放・人権研究所編 2007 : 52）。

- 1) 衛生係（救恤事務，1889 年 6 月庶務課内に係設置）
- 2) 衛生課（貧民施療）と戸籍課（恤救諸支出）の 2 課体制（1894 年，処務規程改訂による）
- 3) 衛生課と学務課（救恤関係事務）の 2 課体制（1900 年）
- 4) 衛生課（救恤事務）の 1 課体制（1906 年）

衛生課の分掌事務に以下を追加。遺児・迷児・窮民扶助・行路病人及死人・老幼・不具者・病者の扶助，精神病者の保護，遭難民の救護，慈善団体に関する事項，救護費調定に関する事項。

- 5) 救済課（諸般の社会的施設の統括，研究調査）の 1 課体制（1918 年 10 月）

こうした衛生係／課を中心とした行政組織の背景には開港場としての神戸の事情があった。神戸は横浜、長崎とともにコレラ流行の発進地、病毒伝播の重要な中継地となっており、コレラ防疫という「もう一つの内なる戦争」に駆り立てられていた（安保, 社）ひょうご部落解放・人権研究所編 2007 : 29-30）。

当時における近代都市形成過程について、都市の環境整備がほとんど未着手の段階で各種の伝染病が流行し、大きな社会的混乱が生じたため、防疫面で最前線を担う衛生行政が都市の環境整備のあり方に様々な課題を突きつけた。とりわけ、神戸のように開港以後、急速な都市化を遂げた場合、近代都市形成過程に内在する諸矛盾が鮮明なかたちで顕在化した（安保, 社）ひょうご部落解放・人権研究所編 2007 : 30）。具体的には病毒の侵襲だけでなく、防疫線の背後の無防備な状態—家屋や井戸、便所、下水、道路などの不潔な状態—が問題とされ、都市の環境衛生整備が重要な課題となった（安保, 社）ひょうご部落解放・人権研究所編 2007 : 17）。

以上、神戸市は港湾都市であるがゆえにコレラ防疫という公衆衛生問題への対応を余儀

なくされた経緯もあり、先行する衛生行政に付随するかたちで救恤事務が担われてきたと考えられる。

3. 先駆的な保育実践

ところで、1904年6月の出征軍人児童保管所（以下、児童保管所と略記）設置に先行して神戸市内には多くの先駆的な保育実践が存在していた。これらは児童保管所に加え、日露戦争後の財団法人戦役記念保育会が保育事業を継続する間接的な背景あるいは伏線的な要素であったと考えられるが、日露戦中に内務省が注目し、戦後、制度・政策化していく保育所／保育事業とは異質な系譜である。具体的には幼稚園（貧民幼稚園を含む）と企業内保育所の2つの系譜であった。

第1に民間人による幼稚園の系譜として、^{はしうど}間人幼児保育場（1886年11月～1921年）、兵庫幼稚園（1887年6月）、神戸幼稚園（1887年12月）、善隣幼稚園（1894年～1934年）がある（神戸市役所編 1924→1971b：607、兵庫県保育所連盟編 1979：6-7；11-13、神戸市保育園連盟編 1988：3-12）。善隣幼稚園について、アメリカ博愛主義的幼稚園運動の影響を強く受けたR.A. トムソンは神戸での伝道活動を続けるなか、小野地区の幼児が日中放置され、危険な工場付近で遊ぶ光景を目撃したことが契機となり、幼稚園を開設した（兵庫県保育所連盟編 1979：11、神戸市保育園連盟編 1988：10-11）。また、スラム街の子どもから商店街の子どもに入所児童が変化したことに伴い、1909年には吾妻通の新園舎に移転しただけでなく、1911年からは午前と午後の二部保育を開始するなど当該地域の保育ニーズ充足に創意工夫がみられる（兵庫県保育所連盟編 1979：12、神戸市保育園連盟編 1988：11-12）。つまり、同園は、日中放任されている幼児と保護者の実態に即して柔軟に対応した貧民幼稚園であったと考えられる。

第2に企業内保育所の系譜として鐘ヶ淵紡績兵庫工場が1903年、試験的に乳児専用保育舎を設置し、労働者の好評を得て1905年には鐘紡幼児保育会を設立した（兵庫県保育所連盟編 1979：13-14、神戸市保育園連盟編 1988：13-14）。重要なことは、鐘ヶ淵紡績神戸支店長の武藤山治・千世子夫妻は後に神戸市婦人奉公会や児童保管所の有力な支援者となったが（中根 2016b：91；95）、その背景にはこの企業内保育所の経験があったと推察される。

したがって、1886年以降、神戸では日本人による保育活動や外国人によるキリスト教の布教活動の一環としての保育事業が活発に行われ、全国的にも非常に高水準であったことを背景に日露戦争中の戦時保育所が一定の成果につながったという分析、また日露戦争後、

全国各地の戦時託児所が閉鎖されるなか、神戸市では財団法人化され、新たな展開に至ったのは保育所設立の時代的要請の急速な高まりに加え、先述した保育事業の幅広い展開を前提にしたため可能になったという分析（神木 1980：49）は、いずれも妥当である。その根拠は、戦時保育所が保姆伝習所出身の有資格者の派遣を受け、近隣の幼稚園保姆による保育児への遊戯・唱歌指導、幼稚園による戦時保育所保姆の研修受け入れなど先行保育事業者が戦時保育所の管理・運営を多様に支援していた事実にある。つまり、「挙国一致」体制の下、幼稚園と保育所との緊密な連携が行われていた。

次に、明治末期における保育利用者（保護者、児童）の状況を順に概観する。

4. 保育利用者（保護者、児童）

(1) 保護者

ここでは夫婦共働きを余儀なくされる保護者について、千本（1990）の研究に依拠して明治中後期における工場労働者と都市下層の家計構造を概観する。

第1に工場労働者であるが、彼らが家族を形成して都市に定住するのは明治30年代以降であり、夫婦と1～2人の未婚子からなる核家族が多かった。こうした3～4人家族が何とか生活するために必要な1ヶ月の生活費は20円前後であった（千本1990：196）。また、当時の男子工場労働者の収入は、都市下層の世帯収入とほぼ同額であったため、夫の収入だけで生活するならば、都市下層の生活水準しか維持できない。しかし、上層への離脱をはかる労働者家族では子どもの教育費等、夫以外の家族員による収入が必要となるが、夫婦が若く、幼児を抱え、父母との同居も少ないため、結局、妻の収入を期待せざるを得なかった。妻の就業形態は工場労働と内職の2つがあり、前者の多くは生糸、織物、茶、綿糸紡績、マッチ工場などの労働者であり、日給12～13銭、月25日労働により月収3円あまりであった。他方、煙草の賃巻きやマッチの箱張りなどの内職は1日6～7銭であり、多くて月収2円程度であった（千本1990：197）。

第2に都市下層は従来から夫婦共働きはもちろん、一家で稼げる者は全員働くのが通常の様であった。明治初期の夫の職業は車夫・車力が中心で日雇いや左官・土方の手伝いがその外郭となり、芸人・屑拾い・乞食などスラム特有の職業が加わった。妻は扇子張り・蘆の皮剥・提灯ヒゴひき・賃仕事、マッチ箱張りや屑拾いであった（千本1990：198）。

要するに、夫婦共働きを余儀なくされたのは工場労働者と都市下層の人々であり、中流階級や新中間層は妻の就業を忌避する生活意識があったとされる。すなわち、「明治中後期に

は、中流階級やその生活様式に準拠しようとした新中間層においては、夫の収入で生活し、妻は収入を得るような仕事をすべきではないという考えにもとづいて生活していた。とくに官吏においてはこの規範がきつかったために、俸給水準の低下に直結し、生活様式においては新中間層である上層の会社員との格差を縮小させた。他方、工場労働者や都市下層にとっては、妻の就業が家族を形成するための不可欠の条件であった」（千本 1990：200）。したがって、ここでは保育事業の対象が工場労働者や都市下層の児童に限定されていた事実が重要である。

(2) 児童

先述したように当時、保育事業の対象児童は限定されていたことをふまえ、ここでは神戸市も含め、ひろく都市下層児童の状況をいくつか挙げてみる。

第 1 に貧民窟における過密雑居状態である。すなわち、「九尺二間の陋屋、広きは六畳、大抵四畳の一小廓に、夫婦・子供、同居者を加えて五、六人の人数住めり。これを一の家庭とすれば一の家庭に相違なけれど、僅かに四畳六畳の間に二、三の家庭を含む。婆あり、血気盛りの若者あり、三十を出でたる女あり、寄留者多き」（横山 1899→1949：57）と記されている。こうした狭小な住環境は別の問題を発生させる。「貧民窟では『寝たもの夫婦』と云ふ言葉がある。蒲団一枚の中に誰れも彼れも、親も子も、孫も息子も寝るのである。自然、『寝たもの夫婦』となる」（賀川 1915→1962：133）と説明されている。

この事実は児童の遊戯に直接的な影響を及ぼしていた。例えば、「二つ三つの年頃から男女生殖器の名を覚え、朝から晩までそれを連呼する。四つ五つで早や、男女関係の真面目な交接の真似をする。私の家の裏でよく五つ六つの女の子が、同じ年頃の男子と妙なことをして居る。私の妻が用事に裏に出ると飛び立つ。神戸の貧民窟は勿論のこと、日本全国の貧民窟では大抵、子供が淫売遊びとか、女郎買ごっこをやつて居る。貧民窟の空家に女の子が居ると、四つ五つ、乃至は七つ八つの子が之を買ひに行く」（賀川 1915→1962：132）、また「或博徒の親分の妻君が私にこう云つたことがある、『うちの子は寝床の中へ這入つて、不潔なことを私に迫つて仕方が無いのです』と、その子は貧民窟でも最も腕白な方で、母の遺伝を受けて眇である。然しこんな不潔なことを迫つた時は僅か六歳で、或幼稚園へ行つてみた」（賀川 1915→1962：132）と具体的に述べられている。いずれの指摘も、幼児が成人の性行為を日常的に目の当たりにしていたことの証左であると考えられる。

第 2 に貧民窟における児童の成育過程と無教育な状態について、「路上を見れば貧乏人の

子沢山、世間の児童は学校に出で文字を習いおるにかかわらず、貧民の児童はたまたま家であれば喧嘩を好める父母の下に叱責せられ鞭撻せられ、日中常に外に出でてあるいは菓子屋の前に羨ましげに立ち、あるいは群をなして路上に戯れ狂う。かくの如くにして成長し、かくの如くにしてあるいは掏兇窃盗の群に入り、或る者は乞食となり、しからざるまでも親しく一つの職業に身を置くは少なく、父母より得たる自然のままの、しかも汚濁なる空気・食物、発達の不健全なる体力を用いて力役に従事し辛うじて一生を送るのみ。その間何ら教育を加えられることなく思想を養うことなきなり」（横山 1899→1949：379-380）と記されている。就学せず、家や地域で無為な時間を過ごすなか、犯罪者や救済を要する者と化していく過程である。

第3に無国籍児の問題も多数あった。すなわち「区役所の帳簿に上らざる児童、それ幾十人ぞ。成人してなお国籍なく、日本人にして日本人民ならざるものまた多かるべし。貧窟に国籍なき児童多きは、けだし野合して私生児産れ中途にして婦女の逃走するもの多きより生ず」（横山 1899→1949：57）と記され、私生児がその後、養育放棄された結果とみなされている。

以上、児童の問題状況を部分的に列挙したが、いずれも劣悪な環境が児童の健全育成やその将来に様々な負の影響を及ぼすことが認識されたことは、保育事業の構想・設計において決定的であった。生江孝之は、児童が非行化する成育過程に着目し、保育事業が乳幼児に対し、より良い境遇や養育環境を提供することで非行予防の機能・役割を果たせると考えていた。すなわち、児童保管所における食事等の提供や衣服の調製、衛生保持、幼稚園保姆の協力による「幼稚園的教育」は、「其境遇を選択することの出来ぬ幼児」が「不良の境遇」を1日数時間であっても脱することが意図されていた（中根 2016c）。

本章は、明治末期における神戸市の歴史的・社会的状況を概観した。要点を挙げれば、第1に神戸市は急速な都市化に伴って様々な社会問題を生起させる一方、港湾都市固有の開放的かつ進取的な風土が醸成されただけでなく、土着よりもむしろ開放的な福祉風土の醸成につながっていた。第2に港湾都市であるため、コレラ防疫という公衆衛生問題とその対応が必然化するなか、衛生行政に付随して救恤事務の組織体制が整備されている。第3に1886年の間人幼児保育場の創設を嚆矢とした一連の幼稚園（貧民幼稚園を含む）に加え、企業内保育所が存在するなど、全国的に比べると、先駆的な保育実践が豊かに展開されていた。第4に共働きを必要とするのは工場労働者や都市下層の保護者であり、保育事業の対象は彼らの子ども達に限定されていた。こうした状況のなか、1904年2月に日露戦争が勃発し、同

年6月には出征軍人児童保管所が創設された。

次章では出征軍人児童保管所の創設とその背景を明らかにする。

第2章 日露戦争と保育事業

1. 問題の所在

(1) 目的

社会福祉史を溯れば、保育の必要性に対応した典型事例は赤沢鐘美による新潟静修学校附設保育所（1890年）、野口幽香と森島峰による二葉幼稚園（1900年）、石井十次による岡山孤児院附属愛染橋保育所（1909年）などである。いずれも看過できない子どもらの現実と対峙した個人発の実践であったと言える。

しかし、これらとは異質な経緯をたどったのが神戸市における出征軍人児童保管所（1904年、以下、児童保管所と略記）りである。軍人遺家族援護という文脈のなか、神戸市婦人奉公会が創設した団体発の実践であった。1904年8月の内務省地方局長通牒の参考事例の1つとして「神戸市ニ於ケル軍人家族授産的救護ノ状況」が全国に紹介された（表2-1）。

表2-1 出征軍人児童保管所関連年表

年月日	事項
1904年2月10日	日露戦争の勃発
1904年3月	神戸市婦人奉公会の創設
1904年4月4日	下士兵卒家族救助令（勅令94号）公布（5月1日施行）
1904年6月	神戸市婦人奉公会による保育事業の開始。葦合八幡神社、仏通寺別院に「児童保管所」を設置
1904年8月1日	下士兵卒家族救助令の生業扶助施設推進に関する知事宛「地甲110号 内務省地方局長通牒」→参考事例「神戸市ニ於ケル軍人家族授産的救護ノ状況」
1904年9月	薬仙寺に増設
1905年1月	福昌寺（通称、八王寺）に増設
1905年3月	宇治野町徳照寺に増設
1905年8月	西出町簡易保育所の設置
1905年11月	吾妻通簡易保育所の設置
1906年5月27日	神戸市婦人奉公会・解散式

注) 寺脇（2005）を参照の上、中根（2012：16）の表1に筆者が独自に加筆・修正して作成した。

つまり、内務省のリーディング・ケースとして先述した3つの実践とは異質であった。また、児童保管所では「家庭の相談相手となり、生業扶助に力を尽くし、児童の貯蓄を奨励し、月次家庭会を催ふして慰籍に力むる等自営と向上を目標として諸種の方法を講じ[中略]単なる保育所と見るよりも寧ろ簡易な隣保事業に近ひもの」(生江 1937: 38)であったこと、子ども・保護者(家族・家庭)・地域社会を総合的・包括的に支援していたこと(中根 2012)など、地域福祉の萌芽的・先駆的な実践の1つとしても評価できる。

したがって、本章の目的は児童保管所の創設とその背景を明らかにすることである。点としての児童保管所がどのように線となり、面となったのかという全国的な伝播と普及への関心から、模範とされた児童保管所の創設とその背景を問うことが地域福祉史の研究課題の1つとして設定できると考えるからである。

(2) 先行研究の批判的検討

児童保管所に関する先行研究はいくつか存在する。岡田は戦時保育所の特性や目的を明らかにし、一番ヶ瀬らは児童保管所の概要を紹介している(岡田 1959: 18-19; 一番ヶ瀬・泉・小川ほか 1962: 39-40)。また、地域別の社会福祉史・保育園史のなかにも概括的な記述がある(兵庫県社会福祉協議会編 1971: 223-232; 兵庫県保育所連盟編 1979: 15-22; 神戸市保育園連盟編 1977: 55-68; 1988: 14-24)。

他方、神木は明治末期に戦役記念保育会が創設されるまでの経緯を明らかにしている(神木 1980)。中根は生江孝之に注目し、「地域福祉の三層円」(右田紀久恵)をふまえ、児童保管所および戦役記念保育会の保育事業が子どもへの養護・教育機能、家庭改善機能、隣保(部落)改善機能の3つを備えていたことを明らかにしている(中根 2012)。さらに、Unoは戦前期日本の母性を明らかにするため、教育的目的を掲げた二葉幼稚園と対照させて探究し、児童保管所の特徴が生計扶助という経済的目的を掲げ、戦前期日本の制度的保育形成に大きな影響を及ぼしたことを明らかにしている(Uno 1999)。

しかし、以上の研究は、第1に児童保管所の国家的な文脈や背景を検討していない点で限界がある。日露戦争中というタイミングにより必然的に児童保管所は軍人遺家族援護の文脈に包摂され、内務省のリーディング・ケースとなった点は見逃せない。したがって、軍人遺家族援護全体のなかの児童保管所の位置づけを明らかにする。第2に婦人奉公会による主体的活動の背景もまた検討されていないため、彼女らの活動の原動力が何であったのか

を明らかにする。

2. 研究方法

児童保管所は3つのレベルで認識可能である。第1に第一線の保育現場レベルである。主任をはじめ助手、炊事婦によって担われ、生江孝之が保育事業を監督していた（松室編 1935：15）。

第2に婦人奉公会役員レベルである。財団法人設立認可申請書と『第13版日本紳士録』に依拠した研究によれば、役員22名（監事3名、評議員19名）のうち、少なくとも16名の夫名が掲載されている。例えば、会長・牛場道子の夫・卓蔵は帝国ブラシ株式会社取締役、監事・小曾根茂子の夫・喜一郎は神戸米穀取引所理事長、日本羽二重社長、阪神電鉄取締役等であり、武藤千世子の夫・山治は鐘ヶ淵紡績神戸支店長、坪野さだ子の夫・平太郎は当時の神戸市長であった。つまり、神戸市の実業家や医師、弁護士の婦人たちを中心メンバーとして組織され、その運営費用の大部分が寄付金でまかなわれていた（神木 1980：42-43）。

第3に神戸市や兵庫県、内務省との関係レベルである。まず、事務所が市役所内に置かれ、外事係長・生江が神戸市奉公会幹事、神戸市婦人奉公会嘱託を兼務した（生江孝之先生自叙伝刊行委員会編 1958：53）。神戸市職員・生江は婦人奉公会と保育現場を束ねる立場にあった。また、県や内務省に対しては財政的援助面から受動的であり、婦人奉公会の組織としての自立性や自律性は低い。その意味では「政策を通じて国——地方——民間——相互扶助（隣保相扶）の関係が形づくられた」、²⁾「公私癒着」²⁾（永岡 1986：11）の典型例であった。

以上、3つのレベルで認識可能であるが、本章は児童保管所の創設背景として軍人遺家族援護に占める位置と婦人奉公会の主体的かつ献身的な活動の原動力を明らかにする意図から、後二者のレベルに重点を置いて仮説を設定する。

下士兵卒家族救助令の施行状況・実態に「感化救済事業の雛型や原型」が見出され（寺脇 2005：38）、軍人家族援護事業（廃兵遺家族援護事業）が「その三年後に開始される感化救済事業の先駆であり、実験場であった」（寺脇 2005：39）とすれば、内務省にとって児童保管所は現金扶助の抑制と低減を目的とする有益な事例であった。他方、日露戦争は「国民化」を進め（成田 2004：114）、婦人奉公会の活動は「女性の国民化」を推進する一面もあったと考えられる。愛国婦人会が私領域の「女性」と公領域の「戦争」とをつなぐ役割を果たしただけでなく、「慈善という回路」が家庭にある女性と公領域をゆるやかにつなぐ役割を果たしたとすれば（飯田 2004：133-150）、「女性の本分として遺家族の救護」（松室編 1935：14）

の1つであった児童保管所は愛国婦人会と同様、この「回路」によって女性の公私領域を接続する働きをしたと仮説的に考えられる。

以上の仮説を検証するため、神戸市婦人奉公会や財団法人戦役記念保育会による刊行物、生江孝之の著作等を検討した。無論、生江がこれらの会に深く関与していたことを考慮すると、資料の客観性には自ずと限界がある。とはいえ、婦人奉公会関係者の視点や立場に限定した上で、児童保管所の創設とその背景を相応に明らかにできることが見込まれる。

3. 神戸市婦人奉公会の創設と戦時保育所の模範例

(1) 神戸市婦人奉公会の創設と児童保管所

婦人奉公会の趣意書（表 2-2）によれば、創設の目的は「戦争の爲め困厄に陥りたる人々に同情を表し又出征の軍人を犒ひその家族の方々を慰藉し或は不幸にして屍を戦場に曝されたる将卒の忠魂を弔ふ等時局に適切なる行動をなさんとす」と述べられている。具体的には義捐の金銭物品の提供のみならず、「労働を以て公共の爲に尽くさんとする方」を歓迎する旨を述べている。

また、婦人奉公会設立は1904（明治37）年3月、宣戦布告後1ヶ月であり、事務所を市役所内に置き、会員募集に着手したが、戦時気分の高潮によって入会者がたちまち8,000人以上に達し、寄附金も多額に上ったという。同会の事業は「女性の本分として遺家族の救護」に専ら力を注ぎ、現金扶助や衣類給与、埋葬費補助、産褥婦保護、旅費貸与等であったが、出征軍人家庭、とりわけ戦死者遺族で母が外勤しなければならない家庭の児童を保育する必要に迫られ、同年6月に保育事業を開設した（松室編 1935：14-15）³⁾。なお、「児童保育所は神戸市婦人奉公会の事業の一部にして出征軍人家遺族に生業を営ましめんが爲め昼間其幼児を収容保育するを以て目的とす」（出征軍人家遺族児童保育所概則第1条、以下「概則」と略記）と規定されている。

次に、児童保管所の実際を概観してみる。初日の状況（表 2-3 参照）によれば、第1に出席児童の特徴は非常に不潔であり、眼病罹患者が多かった。こうした事情を反映し、「児童は毎朝入浴せしめたる後保育所備付の衣服と着替へしめ退所の際は自服と着替へしむ」（概則第10条）、「児童は毎週一回眼科、耳鼻咽喉科、内科等の専門医に嘱託して健康診断を受けしむ」（概則第11条）と規定されている。つまり、来所児童を毎朝入浴させ、備え付けの衣服に着替えさせ、退所時は各自の服に着替えさせて保育所での衛生的な生活に努めただけでなく、毎週、各専門医による健康診断を受診させて健康管理に努めていた。なお、「初

めて足折り曲げる畳の上に生活せらるる事とて、何やらすまぬ様子に職員顔を見守る有様なり」との記述は、畳のない生活が常である子どもの戸惑いから、生活の習慣や文化水準がうかがえる。

表 2-2 神戸市婦人奉公会・趣意書

今回の戦役は実に振古未曾有の一大事変にして敵はその実力の強弱は兎もあれ何分今日まで世界の強国として自らも誇り他の国も許したる露西亜のことにしあれば其勝敗は正に天下の安危に關はるべし従ひ我々国民たるものまた非常の大決心を以て之に對はざるべからず

勿論我が叡聖文武なる

天皇陛下の御稜威と忠勇義膽なる海陸将卒の殊功とに依り終局の勝利を占むることは決して疑ふまでもなきことながら其間に於ける軍人の苦心慘愴実に想像に余りありされば我々内に在りて軍役に服する能はざるものは男女の別なく满腔の赤誠を捧げて出征の将卒を送りまたその家族を擁護し軍人をして苟も後顧の憂ひなからしめざるべからず、我神戸市に於ける紳士紳商達が夙に神戸市奉公会なるものを組織し専ら奔走尽力せられつつあるは想ふに此意に外ならざるべし、されば此時に方り婦女子たるもの亦晏然閑居して徒らに戦捷の報を待つ時にあらず進んで応分の力を致し以て国恩の萬分一に報ゆるの覚悟なかるべからず、茲に妾等自ら微力を顧みず本会を設立し以て戦争の為め困厄に陥りたる人々に同情を表し又出征の軍人を犒ひその家族の方々を慰藉し或は不幸にして屍を戦場に曝されたる将卒の忠魂を弔ふ等時局に適切なる行動をなさんとす。仰ぎ願くば世の淑女達妾等の衷情を憐れみ奮つて入会せられんことを、義捐の金銭物品決してその多寡を問はず寧ろ日常家政の間に節約して得られたるか又は紙屑なり空瓶なり、その他何によらず廢物の売却代或は瑣細なる物品殊に手芸によりて造られたるものなどは最も希望する處にしてまた金銭物品に限らず労働を以て公共の為に尽くさんとする方あらば本会は喜んで之を迎へんとす、幸ひに諒せられよ。

注) 神戸市婦人奉公会編 (1907) 『神戸市婦人奉公会事蹟』 神戸市婦人奉公会, p. 4-5 に依りて筆者が独自に作成。なお、下線は引用者による。

また、「各保育所に收容すべき児童は当歳より七歳までとす、但し事情に依り学齡児童を收容することあるべし」(概則第4条)と規定されているように、0~7歳を基本とし、必要

に応じて就学児に対応していたことから、学童保育の起源の1つと考えられている（堀川・園川・中嶋 2013：307-309）。さらに、保育時間は「毎日午前六時より午後五時迄とす、但日の長短と依託者職業の都合とにより保育時間を伸縮することあるべし」（概則第5条）と規定されている。

表 2-3 出征軍人児童保管所の初日の状況

予てより奉公会の経営せられたる出征軍人児童保管所なるものは今日生れ出たり、其係の人々会長、幹事生江氏並に今より茲に来たり合はせ根本を依頼せんとせしも葦合に入用なればとて根本の瀧本常子を依頼して此度の助手となしぬ、本日連れ来れる児童は

TH, TS, OH, OS, HM, TS, FT

此道に経験なき者の集りし事とて何事も心配程の功もなく今日児童を連れ来れる IS の妻の仕事に行くを止めて、先づ弁当の飯を兎にも角にも煮きすまし、牛場氏の指揮に依り煮豆と漬物とを買はしめ上下一同昼食を終り役員一同は退散せらる諸方より来る役員の持参の菓子は沢山なるも、中にて江戸屋の餅菓子等の酸化し易き物より与へ、四時半より握飯に豆の粉を付けて児童一般に与へたり。

今日は初の日とて連れ来れる児童に衣服を調製し、各々浴衣並に白かすり等を裁ち初む、又連れ来れる児童は皆々不潔限りなければ、浴場の支度為さざれば不能とて、浴場の出来るまで寺の大釜を借り湯を沸して行水を為させ行為せしむる事となせり。

児童は初めて足折り曲げる畳の上に生活せらるる事とて、何やらすまぬ様子に職員の顔を見守る有様なり、又之等の児は眼病多く専門の医師に依頼せざれば不能、兎角之まで他に経験なき事業なる故に、先づ試みに極めて手軽き道具立にて手初めせし事故、品物も夫々不足勝にて先づ本日一日を終る、此道具立の為に買物したる代価は十六圓八十銭なりし、今日新調の品々は布団、敷布、枕、衣服等にて其他は皆所々より寄附の品ありて、下襦袢、前掛、腰巻、殊に手拭等沢山ありし。

本日出席の役員諸氏

小曾根茂子、木村すみ子、坪野貞子、太田みや子、牛場道子、市田ひさ子、堀口みき子、根本みち子、生江孝之、安西茂太郎、山本陸二

注) 加納秀子 (1935) 「第一日の佛通寺」松室一雄編『三十年を顧みて』戦役記念保育会, 17-18 に依拠して筆者が独自に作成。児童名および保護者名の匿名化、下線は筆者による加工。

第2に保育内容について、食事と間食は「児童には昼夕の二飯と午前午後二回の間食を与へ乳児には牛乳又は『コンデンスミルク』を与ふ」（概則第9条）と規定されている。また、「児童遊戯は幼稚園保姆に囑託す」（概則第12条）と規定された点に特徴がある。すなわち、「兵庫神戸の両幼稚園長が聞かれまして此の挙をして一層完全に発達せしめたいと色々協議せられました結果葦合部へは善隣幼稚園より薬仙寺へは兵庫幼稚園より楠社内へは神戸幼稚園、聖家族幼稚園より保姆が一名或は二名宛交る交る参つて幼稚園的保育を施し」（京阪神聯合保育会 1904：46；榎本 1905：72）と述べられ、戦時下における幼保協力を示している。その結果、「幼児も亦随分驚くやうな挙動言語もありましたが追々成績がよく楽しんで遊嬉もすれば唱歌もうたふやうになりました此頃は幼稚園の先生々と非常に慕ひまして余程親密な間柄となりました戦争にちなんだ説話などは大層喜びます皆さんのお父様や兄様はと尋ねますとまわらぬ舌に『ドシヤ』討ちに私のおとつさんは騎兵ですいや砲兵ですと語り合ふ様は誠に可憐で御座います」（京阪神聯合保育会 1904：46；榎本 1905：72-73）と報告され、幼稚園保姆の協力が幼児の言動に変化をもたらしたことがうかがえる。

(2) 全国に先駆けた戦時保育所の模範例

児童保管所は戦時保育所の全国的な模範例となった。例えば、『財団法人戦役記念保育会第一回報告書』は「全国各地に起りたる保育事業にして範を之れに取りたるもの約二百の多きに上りたるを以て見るも其成績の良好にして時局に貢献する所の著大なりしを察知するに足るべし」（石川編 1908：11-12）と記述している。

また、生江は戦前の回顧のなかで「婦人奉公会保育所の経営方法を参考とすべく、各地よりの調査員相次いで来訪するの状態で、一時は之が応接に日も尚足らざるの状況をすら呈した。そして戦時中全国に二百有余の保育所の設立を見るに至つた」（生江 1937：39）と述べている。

さらに、第二次世界大戦後の回顧のなかで「戦時中は、独り神戸のみならず全国に約二、三百の保育所が設置されたが、神戸婦人会では卒先して明治三十七年六月に保育所を創設したのであるから、正に保育所設立の先駆となった」（生江孝之先生自叙伝刊行委員会編 1958：54）と述べ、その先駆性を強調している。

ただし、以上は婦人奉公会関係者の記述のみを列挙しているに過ぎず、この点に客観性があるのか否かは引き続き検討を要することは言うまでもない。

4. 軍人遺家族援護における児童保管所の位置とその原動力

(1) 内務省における軍人遺家族援護の考え方

児童保管所の適確な把握には軍人遺家族援護の経緯や全体に占める位置づけが重要である。留岡は日露戦争開戦後、内務省が「生業扶助」という言葉を作ったと述べ（留岡 1905→1979:131-132）、「軍人家族の救護」の基本的な考え方を明らかにしている（留岡 1905→1979:134; 136）。すなわち、「金をやつてはいかぬ、品物をやつてはいかぬ、職業を授けて授けられたら自分の腕で自分に働く[中略]己の腕の働きで生活の出来るやうに助けてやる、金をやらないで仕事を与へて弱いやうな人を助け、貧しい人を助けることにしないと、後の結果が悪いと云ふことを内務省で感じて、遂に各地方で生業扶助を以て軍人家族を救護するやうにと云ふ布達が出た」と説明している。つまり、内務省が発明した「生業扶助」とは「人間を教育して職業を与へて助けると云ふ方法」（留岡 1905→1979:136）であった。

神戸市の場合、日清戦争時（1894年8月～1895年4月）の既設団体を日露戦争時に再編し、神戸市奉公会と神戸市婦人奉公会が性別分業的に救護事業を担った。前者は主として生業扶助及び直接扶助に、後者は慰籍及び幼児の保育にあたり、相互の協力により救護事業の効果を挙げた。両会の事業資金はすべて有志の寄附金であり、前者は1906年5月の解散までの収入74,700円余りで68,100円余りを、後者の同期間の収入は21,500円余りで16,700円余りをそれぞれ支出した。なお、現金救助は弊害が多だけでなく、限りある資金が十分その必要を充たさないため、現金救助はやむを得ない場合に限定し、独立生業に就業する資金のない者に対して金額制限をして資金貸与した。それ以外は会社や工場の労働紹介、煙草雑貨の行商、飲食店や売店の開設と雇用によって独立自活の精神が損なわれないように努め、保育所開設によって労働者の幼児を預って就労を支援する一方、労働不能の者は授産場を開設して収容したとされる（神戸市役所編 1971:338-339）。

要するに、限定的な現金扶助と独立自活をめざす生業扶助の重視という軍人遺家族援護の方針は「義務救助制度に伴ふ救貧費の増嵩を防遏せんことを期する」ため、「隣保の私的救助を先きとし国家の公的救助を後にしたる」（井上 1909:203）という内務省の方針であった。また、これは「独立自営の道を探らしむる為め、努めて生業扶助を主眼とすべき様注意を要す」（生江 1937:36）という服部兵庫県知事の訓令を反映していた。したがって、救貧行政系列と隣保・地域社会系列の2つの軍人遺家族援護のうち（北泊 1999:59）、児童保管所は現金扶助の抑制や低減を目的として後者の系列に属していた（岡田 1959:18）。重要

なことは、児童保管所が現金扶助の抑制や低減との相関で創設されたことであり、加えて貴族や中流以上の家庭の幼児のみを預かる日本の幼稚園保育への批判（石川編 1908：9-10）と重なって登場したことである。

(2) 児童保管所を支えた婦人たちの原動力

さらに注目されるのは児童保管所を主体的かつ献身的に支えた婦人たちの原動力である。何が彼女らを支援に駆り立てたのだろうか。

まず、日露戦争が「国民化」を進め、その前後の時期が「国民」創出の時代であったことが背景にある（成田 2004：114）。人々の関心の強さと熱狂（成田 2004：116）が「挙国一致」の様相を呈した（成田 2004：120）。趣旨書のなかで「我神戸市に於ける紳士紳商達が夙に神戸市奉公会なるものを組織し専ら奔走尽力せられつつあるは想ふに此意に外ならざるべし、されば此時に方り婦女子たるもの亦晏然閑居して徒らに戦捷の報を待つ時にあらず進んで応分の力を致し以て国恩の萬分一に報ゆるの覚悟なかるべからず」と記されたように、「紳士紳商」による神戸市奉公会の「奔走尽力」に対し、「婦女子」による「応分の力」の発揮が課題となった。

そこで、「婦女子」が共通して参加したのは犒軍、すなわち「開戦劈頭の要務軍隊の士気を鼓舞し其征労を慰安する」活動であり、「神戸駅に於ける軍隊輸送回数其多きは一日十四五回に及」（神戸市婦人奉公会編 1907：13）んだ。そのため、「予め会員を数組に分ち組毎に幹事数名を配当し時間割を定めて神戸市奉公会が神戸駅前に設置せる犒軍事務所に出張し昼夜の別なく軍隊の通過する毎に其出征と後送とを問はず之を停車場裡に送迎し茶を酌み軍歌を奏し万歳を唱して其行色を壮にし又後送せられたる傷病将卒に対しては懇切に之を慰藉」（神戸市婦人奉公会編 1907：13-14）した⁴⁾。例えば、会員の澤野糸子は自ら千人針や慰問袋づくりに奔走し、「兵隊おばさん」として自己犠牲的に活躍した（神戸市婦人奉公会編 1907：169；兵庫県社会福祉協議会編 1971：220-221）。他方、八幡保育所主任・川村シン子は「神戸に出て来て一つの仕事を習ふべく或るお家に通ふて居りました処、或る日教会の伝道婦さんに見付けられて、『今日何時と何時に出征軍人が神戸駅を通過するから送迎に行きませう御国のために』と云はれて随いて行きましたが、翌日も又翌々日もといふ具合に殆んど毎日の様に一日に二回も三回も引張りだされるのでした」（川村 1935：186）⁵⁾と回顧している。つまり、犒軍は日露開戦時の女性にとって日常的な奉仕活動であったと言える。

ところで、児童保管所を支えた婦人奉公会役員や各地区担当の会員は独自の役割を担っ

ていた。まず、役員（会長、幹事、評議員）は各保育所の担当委員として運営管理に関わっていたことである。すなわち、「各保育所には委員若干名を置き管理の任に当らしむ 委員は本会幹事会に於て会員中より選挙し会長之を囑託す 各保育所担当委員は毎月一回委員会を開き諸般の事項を評決す」（概則第 2 条）と規定され、各保育所には兼務者を含め 9～11 名の委員が配置されている（神戸市婦人奉公会編 1907：52；55；61；66；69；71；72）。さらに、役員夫婦の寄附者としての貢献も顕著であった。寄附者名簿には鐘ヶ淵紡績株式会社（武藤山治）1,310 円余をはじめ兵庫県知事（服部一三）1,200 円、神戸市長（坪野平太郎）200 円、婦人奉公会長（牛場道子）61 円、山陽電鉄会社（牛場卓蔵）100 円などが、また物品では「綿子ル 六反」（武藤チヨ子）、「紺絣 五拾七反」（武藤山治）、「小餅 参千個」（水上ミワ子）、「大型写真 拾五回」（市田ヒサ子）が記されている（神戸市婦人奉公会編 1907：164-165；172-175）。

他方、地区担当の会員は児童保管所に必要な備品や設備の不足を補い支えた。先述の川村は当時を次のように回顧している。すなわち、「毎日御婦人方が代る代るお出でになるので、何でも訴へました、ところが早速に三升炊のお釜をお届け下さる奥様があり、又三升入れの立派な御飯櫃を持って来て下さる方もあり、子供に御飯を喰べさせるにはお箸よりサジが重宝だらうと茶サジー打も届けて下さる方もあり、お茶碗もお皿もお茶碗籠もと云ふ具合に瞬く間に食事の諸道具が揃ひ、他にも色々のお道具を沢山頂いて重宝しました、そして台所の必要や水の必要なことも充分御承知下さいまして、早速ある婦人の方と大工の棟梁と（確か A 通 B 丁目の C 棟梁）の寄附で建物の東北隅に三坪余の板囲をしてトタンの屋根をかけ、下は煉瓦張りにした立派な台所が出来上つて、それに水道を引て頂き風呂桶も一隅にすへ、流しもつけて全く不自由を感じない様になりました」（川村 1935：187-188、ABC は引用者による）と述べている。つまり、備品の提供に加え、炊事や入浴の設備が寄付によって整備されていたことが明らかである。

以上、「慈善という回路」が女性の公私領域を接続する働きについて、部分的に例証を試みてきた。当時、府知事夫人等が男子の兵役に対して軍事援護を担うことは「軍国」の社会的規範をしめす意味をもち、戦争の規模拡大に伴って重要性を増す後方支援体制に女子を動員する必要があったとすれば（郡司 2009：77）、神戸市婦人奉公会も例外ではなく、その背景には伝統的婦人観の修正があったと考えられる（千野 1964：77-78；1979：126-128）。例えば、三輪田真佐子は「報国の念」を前面に押し出し、国策に応じた婦人の社会活動展開を合理化した。すなわち、「内とは一家に取りては一般の家政及び家庭教育の如き、婦人ら

しき職務を尽くすにあり，亦一国に取りては一切の慈善事業及び風教の如き婦人らしき本務を果たすにあり，これに反して外事とは兵役の如き猛々しき義務，工事の如き荒々しき労働ある諸の男子に相応なる職分を指すと知るべきなり，然らば教育及び慈善の如き公共事業は，其源を婦人界より発せざるべからず」（三輪田 1902→1905：121-122）と述べている。つまり，内事と外事—慈善・風教と兵役—を婦人と男子が分担するという二分法が「慈善という回路」を思想的に裏うちし，起動させたと考えられる。

したがって，この文脈において，子女の纏綿のため生業できない者の発見は一大事であったと言える。日露戦争当時の生江は「出征軍士の遺家族にして直接扶助を要する者の中，子女に纏綿せらるるが為め生業に従事し能はざる者頗る多きを発見し，婦人奉公会に於いては幾多の困難を排除して昨年六月遂に保育所を創立するに至れり」（生江 1905：10）と述べており，より具体的には次のように回顧している。すなわち，「招集令の頒発に伴ひ現金扶助を要する者激増し，神戸市の如きも之に要する資金一ヶ月数千円の巨額に達し一時当市救護事業の維持正に危機に瀕せんとするの状態を呈するに至つた。然るにその実情を検査すればその原因は決して濫救に在るのではなく，一は老齡又は疾病のために生業に従事し能はぬ者が多いのと，他は多数の子女を擁するがためその儘では自然何事もなし能はぬ者も予想外に多数に上るを発見したのである。それで前者に対しては金品救助若くは救療に依るの外途なかるべきも，後者に対しては，その子女の纏綿より免かれて，安んじて専心生業に従事するの途を講せざる限り，訓令又は世論の趣旨を徹底し能はざるを認むるに至つた」（生江 1937：36-37）と説明している。

以上，現金扶助を要する者の激増を受け，その実態を調査した結果，中には子女の纏綿のために生業できない者が予想以上に多数いることを発見し，彼女らが安心して生業に従事できるよう児童保管所は創設された。そして，児童保管所を支える婦人たちにとって，それは有意義な活動であった。なぜなら，家庭という私領域から戦争という公領域に解放された婦人たちは，現金扶助の抑制や低減という官公の意図に自覚的であったか否かはさておき，児童保管所によって「女性の本分としての遺家族の救護」（松室編 1935：14）に「応分の力」を発揮できる場と機会を得たからである。

5. 結論

本章は，点としての児童保管所がどのように線となり，面となったのかという全国的な伝播と普及への関心から，模範とされた児童保管所の創設とその背景について次の 2 点を明

らかにした。

第 1 に国家的な文脈や背景としての軍人遺家族援護であり、そこに占める児童保管所の位置である。すなわち、内務省や兵庫県、神戸市の軍人遺家族援護の方針、つまり限定的な現金扶助と独立自活をめざす生業扶助の重視を反映して、児童保管所は現金扶助の抑制や低減を目的として創設された。

第 2 に神戸市婦人奉公会の主体的かつ献身的な活動の原動力である。現金扶助を要する者の激増を受け、調査の結果、生業できない者のうち、子女の纏綿によって生業できない者のために児童保管所は創設された。そして、家庭という私領域から戦争という公領域に解放された婦人たちは現金扶助の抑制や低減という意図に自覚的であったか否かはさておき、結果的に「女性の本分としての遺家族の救護」に「応分の力」を発揮できる場と機会を得たのである。

要するに、児童保管所は内務省や兵庫県、神戸市にとってみれば、軍人遺家族援護における現金扶助を抑制・低減する効果をもたらしただけでなく、活動を担う婦人たちには有意義な「奉公」活動の場と機会をもたらし、双方の利益が一致した活動であったと考えられる。したがって、制度・政策形成面の先駆的役割として軍人遺家族援護の方針（現金扶助の抑制や低減）を具体化する有益な事例であった点を、また実践面の先駆的役割として婦人たちを総動員した地域ぐるみの運営であった点をそれぞれ指摘できる。

それでは、このような先駆性が見出される児童保管所がなぜ内務省地方局通牒においてリーディング・ケースとされたのだろうか。次章では児童保管所に始まる神戸市の初期保育事業を主導した先駆者として生江孝之に焦点をあて、彼が神戸市で活躍した経緯について、内務省との関係も含めて明らかにする。

第3章 保育事業とその先駆者

1. 問題の所在

本章は、神戸市の初期保育事業の先駆者である生江孝之（1867-1957）について、その神戸市職員時代に焦点をあてて再評価する。彼の神戸時代は 1904 年 2 月の神戸市就職から 1909 年 6 月の内務省嘱託就任までの 5 年余りであるが（表 3-1）、90 年の生涯のうち神戸時代、特に神戸市職員時代に注目する理由を述べる。

表 3-1 生江孝之の神戸時代

<p>1904（明治 37）年 2 月</p> <p>留岡幸助と共に神戸港に帰着（4 日）。神戸市外事係長に就任（38 歳）。</p> <p>日露戦争の勃発（10 日）。</p> <p>同年 3 月</p> <p>神戸市婦人奉公会発足，同会嘱託に就任。神戸市奉公会幹事を兼務。</p> <p>同年 6 月</p> <p>出征軍人児童保管所の設置。</p> <p>1906（明治 39）年 5 月 27 日</p> <p>神戸市婦人奉公会・解散式の実施。</p> <p>同年 10 月 27 日</p> <p>財団法人戦役記念保育会常務理事に就任（40 歳）。</p> <p>【参考】1909（明治 42）年</p> <p>内務省嘱託，地方局慈恵救済事業事務取扱に就任（43 歳）</p>

注) 生江孝之先生自叙伝刊行委員会編（1958）『生江孝之先生口述 わが九十年の生涯』日本民生文化協会，52-55，生江孝之（2014）『生江孝之著作集第 6 巻 生江孝之君古稀記念』学術出版会，354-355 に依拠して筆者が独自に作成した。なお，内務省勤務に伴い，東京に赴任したのは 1909 年初夏であった。生江孝之先生自叙伝刊行委員会編，同上書，90 を参照。

内務省嘱託として生江が保育事業を推進した経緯を考慮すると，日本の保育事業の形成，とりわけ，大正期の公立託児所という自治体保育制度形成への影響が考えられるため，彼の経歴としての神戸時代が問題になる。具体的には神戸市婦人奉公会（以下，婦人奉公会と略

記)による児童保管所とその後設立された財団法人戦役記念保育会(以下、保育会と略記)の保育事業という2つの実務経験は、「昼間保育事業の先駆者」(岡田 1971: 87, 100)として全国的な普及と推進にあたる説得力の源泉であったと考えられる。神戸時代と内務省時代の関連に関する糸口は、『保育用語辞典』における生江の項目(湯川 2004: 396)にわずかに見出せる。

児童福祉事業の先駆者、キリスト教社会事業家。仙台に生まれる。20歳の頃キリスト教の洗礼を受け、青山学院神学部に学ぶ。卒業後、一時牧師としての職につくが、慈善事業への関心を深めて、アメリカに留学。1907年、神戸市婦人奉仕会嘱託に就任し、出征軍人遺家族の家計を助けるための保育施設「出征軍人児童保管所」の設置に尽力した。これはその後の公立保育所設置の範とされた。[後略]¹⁾

特に重要なのは児童保管所が「公立保育所設置の範とされた」点であり、これをより詳細に明らかにしたのはアメリカ人研究者の Uno である。すなわち、戦前期日本における第1の保育所モデルが二葉幼稚園であり、第2のモデルが財団法人戦役記念保育会の各保育所であったと捉え、前者が掲げた教育的目的よりも後者の経済的目的—生計扶助—がその後影響力を及ぼし、各地の公立託児所規程に反映されたことを実証的に明らかにしている(Uno1999:75-133)。

他方、多くの先行研究は彼の神戸時代に言及しているが(岡田 1959: 18-21; 岡田 1971, 一番ヶ瀬ほか 1962, 宍戸 1968: 238-246; 宍戸 1981: 1-38, 兵庫県社会福祉協議会編 1971, 兵庫県保育所連盟編 1979: 15-22, 神戸市保育園連盟編 1977; 1988), 神戸市就職以前や退職後の経験と、内務省嘱託就任後の言説との相関については不明である。ただし、内務省時代の保育事業論に関する研究によれば、神戸時代の2つの実務経験が家庭改良や隣保改善の論拠の1つとされ(中根 2011: 10-12), 部分的にその影響が確認されている。

したがって、彼の経歴を神戸時代にさかのぼって再評価することは、後に内務省が奨励した保育事業のアイデア、具体的には事業の対象や内容、後の公立託児所の制度的枠組み等の源泉や来歴を明らかにする一助と考えられるため、まずは神戸市職員時代に限定して検討する。研究方法は、生江の著作を中心に留岡幸助や婦人奉公会、保育会の関連資料に依拠した文献調査である。ただし、この方法では生江の解釈や説明が基調となる点に限界があるため、その妥当性や客観性への留意が必要不可欠である。

2. 生江の神戸市就職に至る経緯

生江は当初、監獄改良や非行少年感化事業、スラム調査研究という第1回外留経験をふまえ、神戸市で感化船創設・経営にあたる予定であったが、日露戦争の勃発により、急きょ児童保管所に関与する偶然に遭遇した。他方、この偶然がその後の彼の経歴を導き、「昼間保育事業の先駆者」という評価をもたらした。

彼の神戸市採用の経緯について、留岡幸助は内務書記官・井上友一から紹介を受けた坪野平太郎・神戸市長（在職期間：1901年5月27日～1905年3月17日）との関係や経緯を明らかにしている（留岡 1987：648-652）。要約すると、坪野市長から市の救済事業に適任の人材を問われた留岡が、ボストン大学で社会問題を研究中の生江を思い出し、就職の交渉を約束して外遊し、生江とともに1904年2月4日に帰朝した。

生江自身によれば、「憧かれの港神戸に錨をおろしたのは忘れもせぬ三七年二月四日であつた。私はその翌日留岡氏の紹介で坪野神戸市長に面会し、直ちに神戸市外事係長に採用された。それは留岡氏が渡欧前私の採用に関し坪野市長と黙約があつたためである。留岡氏のこの厚意に対しては私の終生忘るる能はざる所である。そしてその職名の如何に拘らず私は同市社会事業の経営に当る筈であつた」（生江 1937：35）と述べている。具体的には「神戸着の上は、市長計画のもとに感化船を新設すべく留岡氏を通じて交渉を受け内諾をしていたので、着後はこれが実行に関し検討すべきであつたが、時偶々日露戦争勃発の前夜、国運を賭して雌雄を決せねばならぬ建国以来未曾有の大変事に直面し、風雲急をつげていたので、感化船創立は一応放棄せねばならず、結局明治三十七年二月十日、日露宣戦布告を見るに至った」（生江孝之先生自叙伝刊行委員会編 1958：52）のである。そして、「全国各地相競ふて後援会を組織したが、神戸市に於ても亦直ちに神戸市奉公会及び神戸市婦人奉公会を創設し出征軍人をして後顧の憂なからしむべく全力を傾注するに至った」（生江 1937：35）と述べている。

したがって、神戸市への就職は坪野市長と留岡によって計画的に進められていたが、日露戦争の勃発が軍人家族・遺族救護事業への生江の関与を決定づけ、その意味で彼の初仕事は偶然の産物だった。

3. 神戸市婦人奉公会と児童保管所

(1) 発足の経緯と目的

1904年3月、婦人奉公会が発足した。この会は、神戸婦人会長・牛場道子夫人のほか知名の婦人数十名の発案・企画によって創設され、その事業は犒軍、弔祭、旌表、扶助、児童保育、時服贈与等、非常に多岐にわたったが、そのうち児童保育事業は幾多の困難に遭遇したにもかかわらず、一時市内に7ヶ所の保育所を開設し、600名以上の児童を収容した。これらの保育所が有益であったため、有志の人々の激賞を受け、全国各地の保育事業約200ヶ所の模範になり、成績良好と時局への多大な貢献があったとされる(石川編1908:11-12)。

また、婦人奉公会設立は1904年3月、宣戦布告後わずか1ヶ月である。事務所を市役所内に設置して会員募集に着手したが、戦時気分の高潮に乗じて入会者がたちまち8,000名を超え、寄附金も多額が集まった。その事業は犒軍をはじめ女性の本分として遺家族救護に専ら力を注ぎ、現金扶助、衣類給与、埋葬費補助、産褥婦保護、旅費貸与等であったが、出征軍人家庭、特に戦死者遺族で、母が家庭外に外勤しなければならない家庭の児童を保育する必要に迫られ、同年6月に保育事業を開設したとされる(松室1935:14-15)。なお、当初は葦合八幡神社境内と楠町佛通寺別院の2ヶ所で開設したが、保育の申込みの増加に伴い、同年9月に薬仙寺、1905年1月に福昌寺(通称八王寺)、同年3月に宇治野町徳照寺を増設した(松室編1935:15)。

婦人奉公会発足後、生江は嘱託に就任し、「三十八年三月から楠社、八幡、八王寺、薬仙寺の四保育所に夜間保育の設備をなし、生江孝之氏を保育事業監督として各保育所に主任一名保姆数名づつを置きその任に当った」(松室編1935:15)という。また、生江自身の回顧によれば、「私は同奉公会の幹事、或は婦人奉公会の嘱託となり、授産救護、保育に関し、事実上全責任を負わされた。かかる大規模の出征軍人とその遺家族の救護、保育等、何れも我が国に於ては殆ど未曾有かつ無経験の大事であったので、私は両会長のもとに於て、自らの乏しきを知りつつも、その信念と知識の限りを傾倒、二年間奮励これ努め得たのは、私自身として真に感謝感激の極みで、特にこれらの事業の中、母親をして乳幼児に対する心労からまぬがれ、安んじて日々の労務に勤めしめ得べく、保育所なるものを新設したのは、最も意義深きものであった」(生江孝之先生自叙伝刊行委員会編1958:53)と述べている。

要するに、生江は婦人奉公会の嘱託として、保育事業監督として全責任を担っていたのである。

(2) 児童保管所の運営

次に、児童保管所の状況を述べる。児童保管所という名称は「物品保管の如く連想さるる

ので間もなく改称した」(生江 1937 : 37) が、1905 年 6 月の雑録において生江自身が「児童保育所」(生江 1905 : 9-11) と記述しており、わずか 1 年未満の名称使用であったと推察されている(中根 2012 : 23)。

ただし、その運営の実態を伝える資料は限定的である。例えば、「三ヶ所の児童とも朝は明るを待ちかね参りますれば直に入浴せしめ同所に備へ付けの清潔なる着物と取かへ眼の悪しきもの或は病氣あるものにはそれぞれ手当を加へ最幼のものは『ハンモック』に入れて牛乳で育てて居られまする其他の食事は昼飯と夕飯とを与へお菓子は午前午後一回宛与へられて居りまする」(京阪神聯合保育会 1904 : 45-46, 榎本 1905 : 72) との記述がある。

また、生江は「収容児童中幼者は所内にて幼稚園的教育を施し、又学齡児童は便宜の学校に就学せしむ。[中略]児童に供ふるには昼晩二食と二回の間食とを以てし毎朝入浴の後兼て同所備付の被服を着換えしむ。斯くて彼等は日々嬉々として遊戯し身心共に健全に発達しつつあるは大に人意を強ふする所なり」(生江 1905 : 10) と述べている。

さらに、この「幼稚園的教育」には幼稚園保姆が協力していた。すなわち、「兵庫神戸の両幼稚園長が聞かれまして此の挙をして一層完全に発達せしめたいと色々協議せられました結果葦合部へは善隣幼稚園より菓仙寺へは兵庫幼稚園より楠社内へは神戸幼稚園、聖家族幼稚園より保姆が一名或は二名宛交る交る参つて幼稚園的保育を施して居りまする」や、「幼児も亦随分驚くやうな挙動言語もありましたが追々成績がよく楽しんで遊嬉もすれば唱歌もうたふやうになりました此頃は幼稚園の先生々々と非常に慕ひまして余程親密な間柄となりました戦争にちなんだ説話などは大層喜びまする皆さんのお父様や兄様はと尋ねますとまわらぬ舌に『ドシヤ』討ちに私のおとつさんは騎兵ですいや砲兵ですと語り合ふ様は誠に可憐で御座いまする」(京阪神聯合保育会 1904 : 46, 榎本 1905 : 72-73) と述べられている。いずれの指摘も児童保管所の運営実態の一部を伝えている。

他方、『三十年を顧みて』には加納秀子による日誌が掲載されている(表 3-2)。この日誌によれば、出席児童 7 名に対し、出席役員 11 名であった。児童の特徴は非常に不潔であり、眼病に罹患している者が多かった。初日に行われたことは弁当用の炊飯、煮豆と漬物の購入、間食の提供、衣服の調製、行水、準備物(布団、敷布、枕、衣服等)の購入である。なお、役員持参の菓子、寄贈品(下襦袢、前掛、腰巻、手拭等は多数)があった。つまり、児童に対する食事・間食の提供を基本に衣服の調製や衛生保持であり、遊戯指導等の記述は見あたらない。

以上に加え、児童保管所の運営実態を理解する上で参考になるのは「出征軍人家遺族児童

保育所概則」(表 3-3)である。制定時期は不明であるが、全 13 条で構成された。

表 3-2 出征軍人児童保管所の初日の状況

予てより奉公会の経営せられたる出征軍人児童保管所なるものは今日生れ出たり、其係の人々会長、幹事生江氏並に今より茲に来たり合はせ根本を依頼せんとせしも葦合に入用なればとて根本の瀧本常子を依頼して此度の助手となしぬ、本日連れ来れる児童は

TH, TS, OH, OS, HM, TS, FT

此道に経験なき者の集りし事とて何事も心配程の功もなく今日児童を連れ来れる IS の妻の仕事に行くを止めて、先づ弁当の飯を兎にも角にも煮きすまし、牛場氏の指揮に依り煮豆と漬物とを買はしめ上下一同昼食を終り役員一同は退散せらる諸方より来る役員の持参の菓子は沢山なるも、中にて江戸屋の餅菓子等の酸化し易き物より与へ、四時半より握飯に豆の粉を付けて児童一般に与へたり。

今日は初の日とて連れ来れる児童に衣服を調製し、各々浴衣並に白かすり等を裁ち初む、又連れ来れる児童は皆々不潔限りなければ、浴場の支度為さざれば不能とて、浴場の出来るまで寺の大釜を借り湯を沸して行水を為させ行為せしむる事となせり。

児童は初めて足折り曲げる畳の上に生活せらるる事とて、何やらすまぬ様子に職員の顔を見守る有様なり、又之等の児は眼病多く専門の医師に依頼せざれば不能、兎角之まで他に経験なき事業なる故に、先づ試みに極めて手軽き道具立にて手初めせし事故、品物も夫々不足勝にて先づ本日一日を終る、此道具立の為に買物したる代価は十六圓八十銭なりし、今日新調の品々は布団、敷布、枕、衣服等にて其他は皆所々より寄附の品ありて、下襦袢、前掛、腰巻、殊に手拭等沢山ありし。

本日出席の役員諸氏

小曾根茂子、木村すみ子、坪野貞子、太田みや子、牛場道子、市田ひさ子、堀口みき子、根本みち子、生江孝之、安西茂太郎、山本陸二

注) 加納秀子 (1935) 「第一日の佛通寺」松室一雄編『三十年を顧みて』戦役記念保育会, 17-18. に依拠して筆者が独自に作成した。なお、児童および保護者の実名は匿名化した。

表 3-3 出征軍人家遺族児童保育所概則

<p>第一条 児童保育所は神戸市婦人奉公会の事業の一部にして出征軍人家遺族に生業を営ましめんが為め昼間其幼児を収容保育するを以て目的とす</p> <p>第二条 各保育所には委員若干名を置き管理の任に当らしむ、委員は本会幹事会に於て会員中より選挙し会長之を囑託す、各保育所担当委員は毎月一回委員会を開き諸般の事項を評決す</p> <p>第三条 各保育所には主任一名、保姆若干名及炊事婦数名を置く、保育所主任は幹事会の推薦に依り保姆以下は委員会の推薦に依り会長之を任免す</p> <p>第四条 各保育所に収容すべき児童は当歳より七歳までとす、但し事情に依り学齡児童を収容することあるべし</p> <p>第五条 各保育所の保育時間は毎日午前六時より午後五時迄とす、但日の長短と依託者職業の都合とにより保育時間を伸縮することあるべし</p> <p>第六条 各保育所の休暇日は左の如し、但各保育所職員は毎月一回申合の上休暇することを得</p> <p>一、三大節 一、毎年自十二月二十九日至翌年一月三日</p> <p>第七条 保姆一人に対する担当児童の割合は約十五名とす</p> <p>第八条 主任は保姆以下を監督し児童保育の責に任じ及び金品の出納保管若くは帳簿の整理等一切の事項を掌理するものとす</p> <p>第九条 児童には昼夕の二飯と午前午後二回の間食を与へ乳児には牛乳又は『コンデンスミルク』を与ふ</p> <p>第十条 児童は毎朝入浴せしめたる後保育所備付の衣服と着替へしめ退所の際は自服と着替へしむ</p> <p>第十一条 児童は毎週一回眼科、耳鼻咽喉科、内科等の専門医に囑託して健康診断を受けしむ</p> <p>第十二条 児童遊戯は幼稚園保姆に囑託す</p> <p>第十三条 各保育所の経費は総て神戸市婦人奉公会に於て負担すと雖も特に有志者の寄附行為に依り一の保育所を指定し之が経費の負担を望まるるものに限り該寄附金を以て之に充つ</p>

注)神戸市婦人奉公会編 (1907)『神戸市婦人奉公会事蹟』44-46. に依拠して筆者が独自に作成した。

児童保管所は「出征軍人家遺族に生業を営ましめんが為め昼間其幼児を收容保育する」ことを目的とし、原則満0～7歳までの児童を收容した。保育時間は休暇日を除き、毎日午前6時～午後5時までを原則とした。職員は主任1名、保姆若干名、炊事婦数名を配置し、保姆1人あたりの担当児童数は約15名であった。

保育内容は食事・間食の提供、衛生管理、健康管理、児童遊戯であった。なお、健康管理は各専門医による健康診断の受診であり、児童遊戯は近隣の幼稚園保姆に嘱託された²⁾ことから、保姆らの主な業務は食事等の提供と衛生管理であった。

最後に、保育所経費は婦人奉公会の負担であったが、在留外国婦人の強力な寄附金援助があった点にも留意が必要である。八幡保育所に対しては聖公会監督フォース夫人を会長とする神戸在留軍士救護会が保育事業開始を歓迎し、創立費に加え、経常費まで全てを負担する一方、吾妻通保育所の設立には米国メソヂスト教会監督ハリス博士主宰の戦時救護会が保育資金350円を寄贈した（松室編1935：15）。

4. 都市救済事業の担い手としての生江と保育事業構想の特徴

(1) 坪野市長と留岡による交渉

生江の神戸市への就職は、坪野市長と留岡が都市救済事業の必要性の認識に立って計画的に進めた結果、担い手として生江が浮上して実現したものである。

坪野と留岡の出会いは1902年、留岡が内務省嘱託として関西に出張した際であり、事前に井上友一・内務書記官による訪問の提案を受けたものであった（留岡1987：648）。市長から視察上の便宜を受けた留岡は、視察終了時に再訪して次の会話をした。

私の出発に際し井上書記官は、神戸には坪野と云ふ名市長が居るから訪ねられたらどうかと云はれたので参上しました処、種々御尽力の次第を拝見し裨益致しました。本市が社会事業の方面に何等の施設もないやうであるのみならず、一昨日居留地で癩病患者が乞食をして居るのを見ました節にああ云ふことをさせて置いては内務当局の期待は勿論、市の体面からいつても如何がはしくはないかと思ひます。神戸と横浜とは日本の玄関である、玄関は特に体裁よくして貫はなければならぬと思ひますが如何でせう（留岡1987：648）。

留岡は視察途上で「跛足で癩病の乞食が居留地を箱車に乗つていざりながら西洋人に憐

みを乞うて居るのを見、少からず驚かされた」経験を市長に率直に伝え、「神戸と横浜は日本の玄関」であるため、「内務当局の期待」や「市の体面」の上から「特に体裁よくして貰はなければならぬ」と述べたところ、市長は市政の非を認め、その対応策を尋ねたのに対し、留岡は次のように述べた。

只今申述べたのはほんの一つの事であるが、外国では市の慈善局 The Board of Charity でかういふ種類の事務を取扱つて居る。——当時文明各国では何れの国でも慈善局と云つて社会局とは云わなかつた——かういふことを整理するには是非本市にも専門家を置いて、単に乞食のみならず、不良少年、免囚、貧児孤児、低能薄痴、精神病者、一般行路病者、盲啞者、其の他の薄倖者を救済保護して行かねばならぬと信ずる（留岡 1987 : 649）。

要するに、留岡は外国における市の慈善局が専門家を配置し、貧困者だけでなく、不良少年や刑務所の出所者、貧児や孤児、知的障害や精神障害のある者、行路病人、視覚障害や聴覚障害のある者などの救済保護を行っている旨を市長に伝えた。これに対し、市長は「さう云ふことが市役所の事務とは従来私は全く知らなんだ。成程考へて見ると大切なことぢや、此の方面では今後もよろしく頼みます」（留岡 1987 : 649）と述べたため、その後、留岡は神戸出張の度に対応策の進捗について市長に尋ねることになった。こうした経緯を経て、市長は救済保護に適任の人材を留岡に打診した。

あれは考へれば考へる程大切な事であると思ひますが、あのやうな仕事は特にそれに当る然るべき人物を得ないと効果は挙りますまい。誰か適任の人はありますまいか（留岡 1987 : 650）。

当時社会事業囑託の配置は内務省だけであり、また社会問題や社会事業の研究者は極めて少数で、その多くも研究論議に止まり、実地の施設経営者は不在の状況であった。したがって、「直に保険付きの人物を紹介することは却々困難である」と述べる留岡に対し、市長は「救済施設を勧めらるる貴下の責任上是非とも適任者を紹介してほしい」と依頼した（留岡 1987 : 650）。この依頼を受け、留岡は思案を重ねた。

市長の熱誠は遂に私をして生江孝之君のことを思ひ出さしめた。当時ボストン大学に在つて社会問題を研究して居られたから、私は市長の御要求は御尤もであると色々考へた末、目下ボストン大学で斯学を研究して居る生江孝之君が居ることを思ひ出した。生江君は多分来年は帰朝する筈だから早速交渉を同君にすることに取極めて私は市長と手を別つた（留岡 1987 : 650）。

以上、生江が登用される経緯を詳述したが、重要なことは日露戦争勃発以前に市長と留岡が救済事務とその専門家配置の必要性を認識していたことである。月額手当 70 円という招聘条件³⁾に示されるように（留岡 1987 : 650）、生江を最高給で採用したのは、市長が未知の救済事務を市政上重要視していた証左である。つまり、生江は神戸市における救済事業の企画・立案・実施を期待されていた。そのため、日露戦争中における「坪野市長ハ漸次之（出征軍人児童保管所一引用者捕足）ヲ転化シテ平時ニ於ケル一般労働者ノ幼児保管所トナシ永ク持続センコトヲ欲セリ」（寺脇 2005 : 69）という戦後の展望⁴⁾は、生江の採用経緯をふまえても当然の帰結であったと言える。

したがって、生江は、期待された救済事業の企画・立案・実施を日露戦争の勃発によって 2 段階で推進したと仮説的に考えられる。第 1 段階は神戸市職員時代であり、軍人家族・遺族援護としての生業扶助という保育事業の基本枠組みを確立させた⁵⁾。こうした枠組みが必要となった背景は、招集令の頒発に伴い、現金扶助を要する者が激増し、神戸市で現金による救護事業の危機に陥ったことがある。調査によって、生業できない者の中には子女の纏綿のため生業できない者が見出された結果、保護者の生業支援のために児童保管所は創設された（生江 1937 : 36-37）。

(2) 非行予防の視点の発見と復権

他方、現代保育研究にとっては、生江が生業扶助という基本枠組みをどのような視点で構想していたのかが重要である。

児童保管所の設置目的について、「直接の目的よりせば彼等家族に生業を得せしめ以て自助自活の精神を鼓舞奨励するにありと雖も其の目的當に之れのみならず、尚家庭及び幼稚園教育を施すを以て自任し兼て体育の健全を計り更に進んでは間接に社会教育の一助たらしめん事は其の窃に期する所とす」（生江 1938→2014 : 417）と述べられている。つまり、保護者の生業支援が主であるが、同時に児童の体育の健全や社会教育の一助も間接的・副次

的目的として言及されている点は見逃せない。これらは児童に対する目的の表明であり、そこには非行予防の視点を見出せる。

1906年10月28日開催の神戸市保育会第5回総集会における生江の演説「不良少年と家庭」は、欧米視察経験をふまえ、不良少年を「境遇の罪」、「社会の罪」ととらえ、幼児にとっての境遇の重要性を主張している。加えて、戦役記念保育会に言及し、軍人の遺児を非行予防の点から救済する必要性を説き、「父を失ひたる家庭」のうち「其日の生活に苦しむものしかも二三の児童を持てる母親」の育児を懸念している（生江1907：4-6）。

つまり、生江は児童が非行化する成育過程に着目し、保育事業が乳幼児に対して、より良い境遇や養育環境を提供することで非行予防の機能・役割を果たせると考えていた⁹⁾。したがって、児童保管所における食事等の提供や衣服の調製、衛生保持、幼稚園保姆の協力による「幼稚園的教育」は、「其境遇を選択することの出来ぬ幼児」が「不良の境遇」を1日数時間であっても脱する意図をもっており、言わば非行予防の視点と言える。

ひるがえって、保護者の就労支援の視点が過度に強調される現在の保育事業に照らすと、100年以上前に発見された非行予防の視点は不鮮明であるが、次の理由により今日的な復権が求められる。なぜなら、乳幼児虐待件数や被虐待死亡例が増加する現在、乳幼児の生命・安全確保が急務であることは言うまでもないが、同時に児童の成育過程における非行予防の視点の重要性をも示唆しているからである。ややデータは古いですが、児童自立支援施設等入所児の被虐待経験に関する調査結果（国立武蔵野学院2000、法務総合研究所2001）は、劣悪な養育環境と非行との相関を示す確かな根拠を提供している。

さらに加えて、居所不明児童の実態が顕在化し、子どもの貧困の深刻化を受けて、日本の保育制度・政策は貧困対策としての再考を求められているなか（阿部2008；2014、池本2011：27-44、伊藤2012：78-98）、改めて保育事業における非行予防の視点を現代的に再評価する必要がある。

(3) 留岡と生江の対比：更生から予防へ

1894（明治27）年、札幌での留岡との初対面（生江1944：3；生江1987：811）以降、生江は留岡の情熱や意欲に大いに触発されていたことが推察される。しかし、両者を対比してみると、留岡が事後的な感化教育（更生）に尽力したのとは対照的に、生江は非行予防に注目して保育事業を構想した点に特徴がある。アプローチに差異はあるが、2人の親交や欧米視察による知見が神戸における保育事業の構想に継承・発展されたと考えれば、両者に連

続性と対照性があった点は今日的にも注目される事実である。

要するに、保護者の任意に委ねられた就学前保育・教育の現状に対し、国や地方公共団体が児童の育成責任（児童福祉法第2条）をどのように果たせるのかが鋭く問われている。その意味で、留岡から生江に継承・発展された保育事業における非行予防の視点の発見と復権は、現代的にも再評価に値する知見である。

5. 結論

本章は神戸市職員時代の生江に焦点をあて、就職に至る経緯をはじめ神戸市婦人奉公会と児童保管所、都市救済事業の担い手としての生江とその保育事業構想の特徴を考察した結果、以下のことを明らかにした。

第1に生江の神戸市への就職は1902年以降、神戸市長・坪野と内務省嘱託・留岡が都市救済事業の必要性の認識に立って計画的に進めた結果、実現した。当初、神戸市における救済事業の企画・立案・実施を期待されての採用であった。この就職の背景として、直接的には坪野と留岡の関係が、間接的には坪野と井上の関係、留岡と井上の関係が重要である。つまり、生江は神戸市長—内務省嘱託—内務官僚を結ぶ同一線上に位置しており、この点から内務省による児童保管所の情報収集は迅速かつ容易であったことも起因して、内務省地方局通牒におけるリーディング・ケースになったと推察される。

第2に、生江は児童が非行化する成育過程に着目し、保育事業が乳幼児に対して、より良い境遇や養育環境を提供することで非行予防の機能・役割を果たせると考えた。児童保管所における食事等の提供や衣服の調製、衛生保持、幼稚園保姆の協力による「幼稚園的教育」は、「其境遇を選択することの出来ぬ幼児」が「不良の境遇」を1日数時間であっても脱することを意図していた。ここに生江と留岡との連続性と対照性が見出される。両者は共に非行に関心を寄せた点で連続性があるが、留岡が事後的な感化教育（更生）に尽力したのとは対照的に、生江は非行予防に注目して保育事業を構想した。2人の親交や欧米視察による知見が神戸における保育事業構想に継承・発展されたと考えれば、留岡から生江に継承・発展された保育事業における非行予防の視点の発見と復権は、現代的にも再評価に値する知見であると言えよう。

したがって、制度・政策形成面に関わる事実として、生江は神戸市長—内務省嘱託—内務官僚を結ぶ同一線上に位置し、児童保管所の詳細な報告が可能であった点が内務省のリーディング・ケースとなった背景であると推察される点を、また実践面の先駆的役割として生

江が留岡に鼓舞され、乳幼児の非行予防という保育目的を掲げた点をそれぞれ指摘できる。

次章では日露戦争後に創設された財団法人戦役記念保育会の保育事業構想に焦点をあて、戦時保育事業が平時の保育事業へ、どのように転化されたのか、その論理を明らかにする。

第4章 日露戦争後の保育事業構想

1. 問題の所在

(1) 目的と背景

本章は、日本の保育事業の歴史的源流の1つである財団法人戦役記念保育会（1906年10月創設。以下、同保育会と略記）の保育事業構想をとりあげる。その背景は「子どもの貧困」が深刻化するなか、日本の保育制度・政策も貧困対策としての再考を求められていることにある（阿部 2008：2014；池本 2011；伊藤 2012）。2013年6月の子どもの貧困対策推進法を受け、2014年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が公表された。大綱では「貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上」や、保護者・子どもの生活支援としての保育の意義と可能性が言及されている。

他方、国際的にも子ども期の中で貧困が後の人生に最も影響するのは就学前の乳幼児期であり、乳幼児教育・保育の重要性が認識されている（OECD 編著＝星ほか訳 2011）。また、比較福祉国家論も「家庭という壁のなかで起きていること」を「社会的相続のメカニズム」として問題にし、その是正政策の1つとして「利用料が手ごろで質の高い外部の保育サービス」に注目している（Esping-Andersen 2009:121-144＝大沢監訳 2011：125-148）。

以上、国内外の動向をふまえると、保育制度・政策がそなえる貧困予防の機能・役割に改めて注目する必要がある。基本的には保育事業者が貧困世帯の乳幼児と保護者双方に積極的に働きかけ、貧困の影響を最小限に止める機能・役割であるが（阿部 2014：163）、現状分析に終始するだけでなく、その源流に溯って歴史的な再考を試みる。

(2) 先行研究の批判的検討

同保育会保育事業に関する先行研究は1960年代末より蓄積され、①日本全国の保育史（宍戸 1968：238-243；1981：21-22）、②地域別の社会福祉史・保育園史（兵庫県社会福祉協議会編 1971：223-232；兵庫県保育所連盟編 1979：15-22；神戸市保育園連盟編 1977：55-68；1988：14-24）、③同保育会保育事業研究（神木 1980；1981；1982；中根 2012）、④比較女性史研究（Uno1999）に大別できる¹⁾。

①は通史の一部として、②は各地域史の一部としての概説に止まるため、③と④を取り上げる。神木は明治末期の同保育会創設、大正期の保育所経営の財政基盤、昭和期の保育所児家庭の実態をそれぞれ明らかにした。また、中根は生江孝之に注目し、「地域福祉の三層円」（右田紀久恵）をふまえ、この保育事業が備えた子どもへの養護・教育機能、家庭改善機能、

隣保（部落）改善機能の3つを明らかにした。さらに、Unoは戦前期日本の母性を明らかにするため、教育的目的を掲げた二葉幼稚園と対照させて探究し、同保育会保育事業の特徴が生計扶助という経済的目的を掲げ、戦前期日本の制度的保育形成に大きな影響を及ぼしたことを明らかにした。

しかし、以上の研究は、第1に三十年史（松室編1935）や第2次資料に依拠した点で限界があった。第1次資料発掘の可能性や可否の検討が課題の1つであり（中根2012:22）、新資料にもとづく研究が必要である。第2に地域福祉史において保育事業はセツルメント運動・隣保事業の部分として研究されてきたが（福元1999;2001;2006）、「地域福祉としての保育の歴史的源流」を探る研究は乏しい状況にある。すなわち、同保育会に加え、二葉幼稚園や愛染橋保育所、新潟静修学校附設保育所の位置づけを検討する必要性が指摘されたものの（中根2012:22-23）、その後の研究に進展が見られない。

2. 研究方法

「子どもの貧困」が深刻化するなか、日本の保育制度・政策が貧困対策としての再考を求められているとすれば、保育事業の原点に溯ってみる必要がある。同保育会保育事業は日本の保育史上に大きな貢献をしたが、30年間の年次報告書が現存する二葉幼稚園とは異なり、戦災による資料焼失によって、総じてその意義を看過されがちであった（Uno1999:80）。

現在、国立国会図書館・近代デジタルライブラリーで石川幸寛²⁾編『戦役記念保育会第一回報告書』が公開されており、これに依拠すれば、同保育会の保育事業構想が明らかにできると見込まれる。報告書の目次構成（表4-1）をふまえ、仮説として、「第1章 児童保育事業の要義と其必要」にその構想が集約されていると考え、その内容を中心に検討する。

資料について、毎年1回の年報刊行は「賛助員諸氏に告げ併せて有志の参考に資せん」（石川編1908:例言）と述べられ、説明責任の遂行が意図されていた。したがって、寄附金の有効活用を報告するために作成された資料である点に限界があると考え。例えば、記述に実績や成果を誇張する傾向が含まれている可能性があるため、十分留意が必要である。とはいえ、未だ日本社会に保育事業がほとんど存在しない状況下で、その必要と利益を包括的に説明した資料として注目される。なお、二葉幼稚園³⁾と同様、アメリカの貧民幼稚園の視察経験をもつ生江（Uno1999:83）が、アメリカに学んで刊行したのではないかと推察される。

また、執筆者は明記されていないが、生江が「嘱託委員中特に記憶すべきは石川幸寛氏である、同氏は精励なる事務家であり堪能なる健筆家であつた、保育会が数回の年報を通じて

能く当時の実情を詳らかにし、其の事業の内容を永く将来に伝ふるを得たのは確かに同氏健筆の賜である」(松室編 1935 : 185) と回顧しており、編者の石川が中心的な執筆者であったと考えられる。

表 4-1 戦役記念保育会第 1 回報告書 (1908 年 7 月, 全 118 ページ)・目次構成

第 1 章 児童保育事業の要義と其必要
児童保育事業の要義, 労働社会児童教育上の必要, 軍人遺家族救護上の必要, 労働社会家庭改良上の必要, 生産力増殖上の必要, 貧民防遏上の必要, 結論
第 2 章 本会の沿革
神戸市婦人奉公会の解散と保育事業継続に関する顛末, 本会の成立
第 3 章 事業経営の景況及其成績
保育所の数, 保育教養の方法, 事業の功程, 児童の診療, 貯金の奨励, 生業の紹介, 各保育所の概況, 結論
第 4 章 重要な事蹟
閑院宮殿下八王子保育所台臨, 兵庫県庁の保護, 神戸市の保護, 坪野理事長の引退, 相談役の設置
第 5 章 決議事項
明治三十九年度収入支出決算書, 財産目録 (明治四十年三月三十一日現在), 明治四十年収入支出決算書, 財産目録 (明治四十一年三月三十一日現在), 明治三十九年度保育所経費内訳表, 明治四十年度保育所経費内訳表, 使用土地及建物, 寄附者芳名
附録
寄附行為, 細則, 保育所概則, 評議員相談役及職員

注) 石川幸寛編 (1908) 『戦役記念保育会第一回報告書』に依拠して筆者が独自に作成した。

3. 保育所設立と必要の論理 : 5 つの「一般社会に及ぼすべき利益」

(1) 労働社会児童教育上の必要

第 1 に児童教育の側面からの主張である。児童にとって「幼時の境遇」が重要であり、「父母の最も念とすべきは如何にして児童に良習慣を与ふべきやとの問題」である。

それにもかかわらず、労働者の社会や家庭では、その理解が不十分であるため、児童教育に不適切な養育環境があると指摘する。すなわち、「殊に労働社会に在りては幼児教養の念

慮に乏しきより自然不規律無秩序に陥り易く善悪美醜を判断識別する能力なき児童の目前に於て妄りに虚言を吐き陋語を口にして毫も介意せざるものの如し」(石川編 1908 : 3)。

したがって、保育所は「労働社会の為に之が幼児を教養薫育する」ための「教育上最も必要な施設」(石川編 1908 : 4) と主張する。

(2) 軍人遺族家族救護上の必要

第2に軍人遺族家族救護の側面からの主張である。その背景には、同保育会が日露戦争時の神戸市婦人奉公会による軍人遺族援護活動を母体として設立された経緯がある。

保育所は「帝国軍人の名誉を保持し且つ兵役義務を全ふせしむる須要の施設として其国家に貢献する所蓋し少なからざるべし」(石川編 1908 : 5) と指摘する。戦争は生計中心者である男性の出征を伴うため、軍人遺族の生計問題が国家的あるいは社会的に生み出される。したがって、軍人が後顧の憂いなく軍務を遂行する上で、保育所は軍人遺族の生計問題を間接的に援護する機能・役割を担う。

(3) 労働社会家庭改良上の必要

第3に家庭改良の側面からの主張である。改良が必要な状況について「無智無能にして何等開発進歩的の氣象なきに基因」し、「其家庭の如きも頗る趣味に乏しく動物的性情を全ふせんが為に相集合せる抱合体たる如き観を呈するもの少なからず」(石川編 1908 : 5) と指摘する。特に、社会教育の意義や公衆衛生の必要に対する無知が結果的に社会にとって大きな不利益をもたらすため、その無知を改良する方法がなければ、家庭の改善を期待できないと述べる(石川編 1908 : 5-6)。細民家庭の改良は困難であるが、その子女を通じて改良の端緒を開ければ、他のいかなる方法よりも有効であり、子どもを保育する時は児童教養のみならず、家庭改良への大きな影響力になるに違いないと主張している(石川編 1908 : 6)。

児童を保育所に預託せる母親は日夕児童を携へて保育所に出入するが故に主任又は保母に接触して自然に無覚の感化を受け易く幼児欠席の際には主任自ら家庭を訪問して其安否を尋ね家族と親話懇談するの機会を得べく更に又時々家族会なるものを開催して彼等が平素の労苦を慰藉し又は其勤労を鼓舞し進んでは母親の幼児に対する妻女の良人に対する義務主婦として家族に対する職責等を懇ろに訓諭し漸次進んで貞操、勤勉、誠実等の諸徳より独立自活の重んずべきを教ゆるを得べく是れ誠に彼等社会に対する一陣の

春風を寄与するものにして家庭の改良以て期待すべきなり（石川編 1908 : 6）。

要するに、母親が保育所で主任や保姆との接触を通じて「無覚の感化」を受けやすく、欠席の場合も主任が家庭訪問して安否確認、家族と親話懇談する機会をえられる。また、家族会は母親の日頃の苦勞を慰め、あるいは勤勞を鼓舞し、母親としての義務や主婦としての職責を訓諭し、次第に貞操、勤勉、誠実等の諸徳から独立自活の重視を教えることが可能となるなど主任や保姆による感化によって、家庭の改良が期待できると述べている。

（4）生産力増殖上の必要

第4に生産力増殖上の側面からの主張である。細民の賃金はかなり低額であり、強健な男性でも一人の労働だけでは一家の生活維持が困難となる。そのため、主婦あるいは家族の中で労働可能な者は共稼ぎする必要があり、それによって生活にいくらかの余裕が生まれると述べ（石川編 1908 : 7）、内職に比べ、婦人の外勤が収入増につながることを強調する。

只一に戸外の職業あるのみ面して是等の職業たる亦頗る多種にして其賃銀の如きも従つて一定し難しと雖之を総括して一日能く拾五錢より貳拾四五錢を得るは至難の業にあらず故に之を内職の取得に比すれば平均拾貳參錢の増収あるべきを以て彼等は之が有利なるを知らざるにあらざれども幼児を有するが為に其取得の微妙なるにも拘はらず内職に齟齬するもの頗る多し若し夫れ是等の婦人をして戸外の職業に従事するを得せしめば仮りに五百人を以てするも其富の増殖は一ヶ月約貳千圓一ヶ年貳萬四千圓の多額に上るべし[中略]僅々五百人にして既に然り更に之を全国に普及するを得ば其生産力の増加は実に幾百萬圓なるを知るべからず是れ単り貧民家庭の幸福とのみ謂はんや誠に国家富強の基にして経世家の大に注目すべき問題にあらずや然らば即ち児童保育所の設けたる他の幾多慈善救済事業の如く消極的にあらずして実に生産力を増殖すべき積極的活事業たるを知るべきなり（石川編 1908 : 7-8）

仮に 500 人が外勤すれば、1 ヶ月で約 2,000 円、1 年間で 24,000 円となるため、全国に保育所を普及させることができれば、生産力の増加は何百万円になるかわからない。これは貧困家庭の幸福だけでなく、国家富強の基礎であり、経世家が大いに注目すべき問題だろう。したがって、保育所の設立は他の慈善救済事業のように消極的なものではなく、生産力を増

殖させる積極的事業であると理解すべきであると強調する。

(5) 貧民防遏上の必要

第5に貧民防遏上の側面からの主張である。「都市の膨張は不幸にも病的分子を抱有するを以て一方に於て貧民の増加を免かれざるは頗る痛嘆すべきことに属す」(石川編 1908:8)と述べ、「貧民増加の趨勢を防遏する方法を講ずるは最も至緊至切の事業なり」(石川編 1908:8)と断言する。

こうして児童の保育教養が最も有力な方法であり、必要であるから、保育事業の規模を拡大してうまく経営すれば、都市改善への寄与が大きいことは自明である。したがって、神戸市のように貧民の急速な膨張を止められない都市は、その改善のため、保育所経営が極めて緊要であることを理解すべきであると主張している(石川編 1908:8-9)。

(6) 結論：保育所設立の必要

最後に保育所設立が必要であると結論づけている。教化や薫育を必要とする貧しい子どもを山のように堆積させている現状を顧みないことは文明国の国民として如何なものかと問いかける。背景には日本の幼稚園が欧米諸国と異なり、貴族や中流以上の家庭の幼児を入園させ、貧しい子どもを排除している状況があった。こうしてフレーベルが創始した幼児保育の精神と日本の幼稚園保育の方法との乖離や矛盾を問題視している。

我邦に於ける幼稚園の設備たる不幸にして欧米各国に於けるものと大に其趣を異にし多くは貴族的にして中流以上の幼児の入園教養するに適し貧児をしてその恩澤に浴せしむるの難きは少しく事情を知れるものの容易に首肯する所にあらずや先哲フレーベル氏が幼稚教育に全身全霊を傾注して創始したる幼稚保育の精神は現時の所謂幼稚園保育の方法とは相距る頗る遠きものありと謂ふべし故に貧児にして教化薫育を必要とするもの堆積山をなすが如き今日の現状に対し社会が括として之を顧みざるは豈文明国民の面目ならんや(石川編 1908:9-10)。

他方、保育事業の効果を強調する。すなわち、「神戸市奉公会在が給与すべき一ヶ月の現金扶助額より実に四五百圓を減殺し家遺族をして各適応の生業に従はしむるの好成績を収めたる」(石川編 1908:10)と述べ、遺家族の生業従事が現金扶助額を400~500円減額させ

ることを根拠にして保育所設立の意義を主張している。

4. 考察⁴⁾

保育事業構想の全体は 5 つの視点から必要を述べて結論を導くシンプルな構造であり、保育事業が社会に対して複数の利益をもたらすという社会的有用性を強調している点に特徴が見出される。

第 1 に非行予防の視点である。常務理事となった生江は、家庭学校や感化教育で著名な留岡幸助との親交があり、第 1 回の外遊目的は監獄改良と不良少年感化事業、感化船の実態調査の研究であったため（生江孝之先生自叙伝刊行委員会編 1958：60-61）、この視点を交えた事業の構想・設計が可能であったと考えられる。なお、生江は 1906 年 10 月 28 日開催の神戸市保育会第 5 回総集会で「不良少年と家庭」と題する講演を行い、同保育会保育事業に言及し、非行予防の点から遺児の救済を説いている（生江 1907：6）。

今日的にみて興味深いのは、非行少年の現実に向きあい、事後的な感化教育に傾注した留岡に対し、予防的な保育事業を構想・設計した生江との対照性と連続性である。乳幼児虐待の件数や死亡例が増加する現状をふまえると、乳幼児の生命・安全の確保に止まらず、この視点を現代的に再評価する意義がある。ややデータは古いですが、児童自立支援施設等入所児の被虐待経験に関する調査結果（国立武蔵野学院 2000；法務総合研究所 2001）は、確かな根拠を提供している。

第 2 に軍人遺家族への間接的援護という視点である。神戸の場合、軍人遺家族援護は日清戦争に溯る。すなわち、神戸市の有志が「出征軍人をして後顧の憂なからしむる為め、出征軍人の家族・廃兵・在営軍人と其家族、戦死者及び病死者の遺族等にして、生計困難なる者に生業を与へ、又は現金を以て扶助する」（神戸市役所編 1971b：549）ため、神戸市奨武会を発足させた。他方、有志の婦人は神戸婦人報効会（日清戦争後、神戸婦人会）を組織した。日露戦争時には坪野平太郎市長によって既設団体の協力や再編により神戸市奉公会と神戸市婦人奉公会が設立された（松室編 1935：13-14）。なお、婦人奉公会は戦時気分の高潮によって入会者がたちまち 8,000 人以上に達し、多額の寄附金が集まった。同会は「女性の本分」⁵⁾として遺家族援護、具体的には現金扶助、衣類給与、埋葬費補助、産褥婦保護、旅費貸与等を行ったが、出征軍人家庭、特に戦死者遺族で、かつ母親が外勤しなければならない家庭の児童を保育する必要に迫られ、1904 年 6 月に出征軍人児童保管所を開設した（松室編 1935：14-15）。

要するに、日清戦争時に有志が設立した性別の団体が日露戦争時に再組織され、性別分業的に遺家族援護を担った。ただし、「義務救助制度に伴ふ救貧費の増嵩を防遏せんことを期する」ため、「隣保の私的救助を先きとし国家の公的救助を後にしたる」（井上 1909：203）という内務省の方針によって、遺家族援護には救貧行政系列と隣保・地域社会系列があり（北泊 1999：59）、児童保管所は後者の系列に属する。したがって、遺家族の母子を地域で支える児童保管所は「女性の本分」として、かつ現金扶助の低減や抑制を主目的として副次的に取扱われたのである（岡田 1959：18）。

ただし、同保育会の設立後、「其方針は大体に於て婦人奉公会の定る所を変更せざらんとを期せしも更に直接事業として児童の施療、生業の紹介及貯金の奨励等保育事業と相俟つて緊切なる関係あるものを増設し尚ほ進んで一般貧児を收容して以て既に乱を去り治に入れる時勢の要求に應せんとせり」（石川編 1908：14）と述べられるように、事業内容の総合化と一般貧児の收容という点で進展がみられる。とはいえ、「児童を收容するに方りては軍人家族の窮困者を先にし然して後一般労働者に及ぼすの方針」（石川編 1908：17-18）が採られており、戦後漸進的に変化していったものと考えられる。

第3に残る3つの視点、すなわち家庭改良、生産力増殖、貧民防遏は密接に連動している。家庭改良は、母親との日常的な接触を通じた保育所主任や保母による感化を重視し、躾や養育の態度・方法のみならず、家族会を通して貞操や勤勉、誠実、儉約、貯蓄等、国家目標を裏うちする価値観を母親に浸透させようと試みた（中根 2011：10；12-13；2012：18-20）。また、生産力増殖や貧民防遏は片働きよりも共働きを、内職よりも外勤を奨励し、その働き方を支える保育所は「生産力を増殖すべき積極的事业」であると強調した。つまり、家庭改良・生産力増殖・貧民防遏は当時の国家目標である富国という経済的目的と一致し、親和性が高かったと考えられる（Uno 1999：75）。

なお、これらの視点は生江の内務省嘱託就任後、保育所を感化救済事業に位置づける内務省の政策を先導していった。内務省の政策目標は細民に対し、その幼児を引き取って生業扶助を行い、自営の精神、勤労の気風、独立自営の観念、勤勉儉約の気風などを養う良民の育成であった。慈恵救済事業の本旨は「貧窮の者を教へ導きて生業に就かしめ、徐ろに其境遇を改善せしむること」であり、「救護を受くる者をして自営の精神と勤労の気風とを興さしめんこと肝要なり」（内務省地方局 1909：1）と考えられた。また、「幼児保育の必要なる所以」について「最も有効なるは、生業を授けて其急を救ふに在り。而かも生業を授けんには、先つ彼等の幼児を引き取りて、之を保育するの備なかるへからず。其児を扶けて其母を勤労

に導く」ことであった（内務省地方局 1909：9）。神戸市婦人奉公会・戦役記念保育会は細民の独立自営の観念を養う実例の1つとして紹介され（内務省地方局 1909：10-1）、細民の生業扶助機能と経済的目的が注目された。したがって、同保育会は教育的目的を掲げた二葉幼稚園に比べ、休園日や保育時間、夜間保育、昼食・間食の提供等の面で、働く保護者の必要性によりいっそう適合した保育所をめざした（Uno1999:77-80）。

以上、各視点を順に考察したが、背景を貫いていたのは日本の幼稚園保育の現状への対抗意識であった。欧米の視察経験をもつ生江は、欧米諸国の幼稚園と異なり、フレーベル精神との乖離や矛盾を抱えた日本の現状を批判的に相対化した結果、文部省の幼稚園とは異なる保育事業を構想できたと考えられる。無論、この構想には正負両面があり、限界もあった。例えば、児童保管所という名称は、働く親の足手まといになる子どもを「保管」する。この親を主眼とする考え方は、内務省の治安維持・家族主義的な「地方自治」振興策の一環となり、補助金の助成は保育所振興の大きな推進力となった反面、貧困の克服を国民の権利として理解せず、「救ってもらわなければならない」として理解するような屈辱的な思想を強いる結果を招いたという側面もあった（大阪市民生局 1967：190-191）。

5. 結論

本章は『戦役記念保育会第一回報告書』における保育事業構想を検討した結果、以下の2点を明らかにした。

第1に新潟静修学校附設保育所（1890年）や二葉幼稚園（1900年）、愛染橋保育所（1909年）など保育事業が未だ限定的な時代において、この保育事業構想が子どもや家庭、社会全体の利益から保育所設立の必要を包括的に論じていたことである。とりわけ、注目されるのは保育事業の転化である。すなわち、戦時から平時へと移行するなか、保育事業の対象は軍人遺家族に加え、生計困難家族に拡大され、一般化されている⁹⁾。戦時中から「漸次之（出征軍人児童保管所—引用者捕足）ヲ転化シテ平時ニ於ケル一般労働者ノ幼児保管所トナシ永ク持続センコトヲ欲セリ」（寺脇 2005：69）という坪野市長の意向があり、同保育会がこれを具体化した。したがって、この構想は事業の転化に説得力をもたせるため、保育事業が子どもや家庭だけでなく、生産力増殖や貧民防遏という点で社会全体の利益にもつながると説明した。つまり、事業の組織性・継続性を担保する財団法人化はその社会的有益性を緻密に説明させることになり、年報は直接的には賛助員に対する説明責任を果たし、間接的には社会的承認のさらなる獲得を目ざしていた。すなわち、「未だ本会の趣旨目的を知悉せざ

る世の経世家及有志者に対し本会の主義方針と事業の沿革とを告げ以て同情援助を仰がんとする微意」(石川編 1908 : 例言)であった。

第2に、この保育事業構想が内務省政策に対する先導性を示したことである。後に内務省囑託に転じた生江の経歴や感化救済事業における保育所の位置づけを勘案すれば、この構想は保育事業や制度の設計提案という性格も帯びていたと考えられる。同省は神戸市婦人奉公会・出征軍人児童保管所を1904年8月の地方局長通牒において軍人遺家族援護事業の参考事例に挙げ⁷⁾、その後、感化救済事業の実例として同保育会保育事業を奨励していた(内務省地方局 1909 : 10-11)。したがって、神戸市婦人奉公会・同保育会とそのキーパーソンであった生江は、下士兵卒家族救助令(勅令94号、1904年4月4日公布、5月1日施行)の施行と感化救済事業の展開に対し、有益な参考事例を提供した。なお、下士兵卒家族救助令の施行状況・実態に「感化救済事業の雛型や原型」が見出され(寺脇 2005 : 38)、軍人家族援護事業(廃兵遺家族援護事業)が「その三年後に開始される感化救済事業の先駆であり、実験場であったのではないか」(寺脇 2005 : 39)との指摘をふまえれば、神戸は内務省の「実験場」であり、その現場責任者は生江であり、同保育会年報は「実験」経過報告書であったと考えられる。

したがって、この保育事業構想における制度・政策形成面の先駆的役割としては、戦時から平時へ保育事業を転化させるため、子どもや家庭、社会全体の利益から保育所設立の必要を包括的に論じて社会的有用性を強調している点に加え、内務省政策に対する先導性を示した点を指摘できる。

次章では児童保管所の創設に始まった神戸市における初期保育事業モデルがどのような特徴をもつものであったのかを明らかにする。

第5章 神戸市における初期保育事業モデルの特徴

1. 問題の所在

本章は明治期の神戸で生江孝之が構想・設計し、その後、財団法人戦役記念保育会（以下、同保育会と略）¹⁾が継承した保育事業（表 5-1）に焦点をあて、神戸市における初期保育事業モデルがどのような特徴をもつものであったのかを明らかにする。なお、このモデルは地域福祉としての保育の源流の1つでもある²⁾。

表 5-1 財団法人戦役記念保育会設立前後の歴史的な変遷

1904（明治37）年2月 生江孝之が帰朝、神戸市外事係長に就任。 日露戦争の勃発。	1905（明治38）年11月 吾妻通簡易保育所の設置。
1904（明治37）年3月 神戸市婦人奉公会の設立。	1906（明治39）年5月27日 神戸市婦人奉公会・解散式
1904（明治37）年6月 神戸市婦人奉公会による保育事業の開始。葦合八幡神社、仏通寺別院に「児童保管所」を設置。	1906（明治39）年8月15日 財団法人設立認可申請書を内務省に提出。
1904（明治37）年9月 薬仙寺に増設。	1906（明治39）年10月16日 内務省より認可指令。
1905（明治38）年1月 福昌寺（通称、八王寺）に増設。	1906（明治39）年10月27日 財団法人戦役記念保育会・第1回評議員会（於：山手クラブ）にて予算、細則、役員決定。継承する保育所は、八王子保育所、八幡保育所、宇治野保育所の3ヶ所。
1905（明治38）年3月 宇治野町徳照寺に増設。	1907（明治40）年11月 薬仙寺保育所の増設。
1905（明治38）年8月 西出町簡易保育所の設置。	

注) 松室一雄編（1935）『三十年を顧みて』財団法人戦役記念保育会、14-15、18-19、23-25、28-29 および生江孝之（1937）「神戸市軍人遺家族保育事業に関する追憶」『社会事業』21(6)、35-38、大阪市民生局（1967）『保育所のあゆみ（民生局報告第140号）』3-4、23-24の記述に依拠して筆者が独自に作成した。

その背景として、第 1 に戦前期における地域福祉史の総論として必ず言及されるセツルメント(運動)や隣保事業であるが(永岡 1987; 1993; 1995; 杉山 2007; 井岡 2009), 個別・具体的な実践研究は例外を除けば(布引 2000; 河崎 2007; 岡本 2007), 乏しい。そのなかにおいて、石井記念愛染園の 100 年史(100 周年記念誌委員会編 2010)は貴重である。しかし、「石井十次は保育所の開設に先立って、神戸にあった戦役記念保育会が運営する保育所を視察して刺激を受け、後日、愛染橋保育所の保母(現・保育士, 以下同)にも見学せしめている」(100 周年記念誌委員会編 2010: 343)との指摘だけでは、影響の具体的な内容が不明である。仮にセツルメント(運動)と密接不可分に展開された保育所を「セツルメント型保育所」と呼び、その典型例として愛染橋保育所を位置づければ³⁾, 石井が同保育会の実践から具体的にどのような影響を受けたのかを解明することは、地域福祉史と保育史との結節点を解明する一助になろう。

第 2 に近年、社会情勢を反映して地域子育て支援拠点としての保育所と担い手としての保育士に関する研究が蓄積されているが(土田 2003; 2005; 2006; 2010; 金子 2008; 山縣 2008; 山縣ほか 2008; 2009; 牧里・山野編著 2009), 保育士業務の実態把握・分析や支援方法の検討, 実践例の収集・分析, 児童領域に関わる様々なネットワーク分析等, いずれも実践的な意義を有する半面、総じて歴史的な分析・考察が乏しい傾向にある。そもそも保育史研究の量的不足は保育学研究の長年の課題であるが(村山 1977: 78; 森上 1997: 332-335), 近年では大正期における託児所(保育所)の「副業」として「家庭改良(改善)」や「部落(隣保)改善」の存在が明らかにされている(中根 2010: 75-83)。これらの「副業」については主として内務省嘱託・生江孝之の保育事業論の中に見出されるが(中根 2011b: 6-18), その場合に課題の 1 つとなるのは、内務省入省前の生江が構想・設計した神戸における保育事業と内務省時代の保育事業論との相関の分析・考察である。つまり、先行研究(岡田 1959; 一番ヶ瀬ほか 1962; 宍戸 1968; 1981; 兵庫県社会福祉協議会編 1971; 神戸市保育園連盟編 1977; 1988)はいずれも生江の神戸時代に言及しているが、後の保育事業論にどのように反映されたのかを不問にしているため、本章は相関分析の前提として前者を明らかにしようと試みる。

2. 研究方法

研究方法として既存の第 2 次資料に関する文献調査を実施した⁴⁾。これは今後、同保育会の第 1 次資料(同保育会報告書, 保育日誌等⁵⁾)発掘のための前提になると判断したからで

ある。

分析枠組みについては、右田紀久恵による「地域福祉の三層円」(右田 1995 : 23) を参考に、子ども・保護者(家族・家庭)・地域社会という 3 つのレベルを射程に入れて設定した。その理由の第 1 は、保育に関わる 3 つの異質なレベルを同等かつ正当に把握するためである。特に保育を研究対象とする場合、保育学研究は総じて子どもへの養護・教育機能、一般的には託児機能に関心を集中・偏在させるため、相対的に後二者は周辺的な関心にとどまる傾向が否めない。しかし、地域福祉の研究関心から保育を問題にする場合、在宅児童(昼間の保育所利用児童)を基礎に保護者(家族・家庭)、さらに居住する地域社会を同時に鳥瞰できる枠組みが必要不可欠になる⁶⁾。第 2 に、地域福祉の今日的意義から保育および保育史を認識し直そうと試みるためである。右田によれば、三層円認識は社会福祉実践の対象を<個人><家庭><地域>の重なりとして不可分に捉える主張であり、タテ割り型の社会福祉行政や制度をヨコ型に修正するという地域福祉の今日的意義に関わっている(右田 2006 : 13)。その意味では戦後の保育行政や制度もタテ割り型の例外ではありえない。さらに、この枠組みを戦前の歴史研究に援用すれば、戦後に比べて保育制度が未確立であった歴史的な状況下において、諸機能の未分化な保育所が 3 つのレベルにそれぞれどのように関わったのかを同等かつ正当に認識させることにより、「地域福祉としての保育」の歴史や実態に迫る上である程度有効であると判断されるからである。

したがって、本章の仮説となるのは、生江の保育事業は当時における「感化」の理念にもとづき、子どもへの養護・教育機能に加え、家庭改善機能、さらには隣保(部落)改善機能を備えていたというものである。ただし、明治期の慈善事業または感化救済事業段階の保育事業であるため、理念・主体・対象・方法において歴史的・社会的な制約があることに留意が必要となる。

3. 初期保育事業における 3 つのレベル

(1) 子ども

1904(明治 37) 年末における各児童保管所の状況は表 5-2 に示した⁷⁾。

次に、その基本的な保育内容については、「三ヶ所の児童とも朝は明るるを待ちかね参りますれば直に入浴せしめ全所に備へ付けの清潔なる着物と取かへ眼の悪しきもの或は病氣あるものにはそれぞれ手当を加へ最幼のものは『ハンモツク』に入れて牛乳で育てゝ居られまする其他の食事は晝飯と夕飯とを與へお菓子は午前午後には壹回宛與へられて居りまする」

(京阪神聯合保育会 1904 : 45-46 ; 榎本 1905 : 72) との記述がある。また、生江は「収容児童中幼者は所内にて幼稚園的教育を施し、又学齡児童は便宜の学校に就学せしむ。…(中略)…児童に供ふるには晝晩二食と二回の間食とを以てし毎朝入浴の後兼て同所備付の被服を着換えしむ。斯くて彼等は日々嬉々として遊戯し身心共に健全に發達しつゝあるは大に人意を強ふする所なり」(生江 1905 : 10) と述べている。

表 5-2 神戸市出征軍人遺族児童保管所の状況 (1904 年 12 月)

所在地	神戸楠公社内	兵庫薬仙寺内	葦合村八幡社内
室数	5 間 外に運動場板敷	5 間	2 間
経費	10 月 74 圓 47 銭	10 月 54 圓余	10 月 86 圓 13 銭 6 厘
職員	主任	1 人	1 人
	助手	3 人	2 人
	炊事婦	1 人	1 人
職員 手当	主任	15 圓	15 圓
	助手	5 圓	5 圓
	炊事婦	4 圓	3 圓
児童数	41 人	30 人	36 人
児童年齢	最少 1 歳 最長 12 歳	最少 1 歳 最長 7 歳	最少 1 歳 最長 8 歳
児童出席平均	30 人	16 人	19 人
保育時間	AM5:00/6:00～ PM17:00	AM5:00/6:00～ PM17:00	AM5:00/6:00～ PM17:00

注) 京阪神聯合保育会 (1904) 「神戸市出征軍人遺族児童保管所實況 (神戸市役員報)」『京阪神聯合保育會雜誌』13, 47-48 の「神戸市出征軍人児童保管所一覽表」を一部改編した。なお、この表とほぼ同一の表が榎本常 (1905) 「神戸市出征軍人遺族児童保管所實況」『婦人と子ども』5(1), 73 に掲載されている。

なお、「幼稚園的教育」には幼稚園保姆が関与していた。すなわち、「兵庫神戸の両幼稚園長が聞かれまして此の擧をして一層完全に發達せしめたいと色々協議せられました結果葦

合部へは善隣幼稚園より薬仙寺へは兵庫幼稚園より楠社内へは神戸幼稚園、聖家族幼稚園より保姆が一名或は二名宛交る交る参つて幼稚園的保育を施して居りまする」、さらに「幼児も亦随分驚くやうな舉動言語もありましたが追々成績がよく楽しんで遊嬉もすれば唱歌もうたふやうになりました此頃は幼稚園の先生々と非常に慕ひまして余程親密な間柄となりました戦争にちなんだ説話などは大層喜びます皆さんのお父様や兄様はと尋ねますとまわらぬ舌に『ドシヤ』討ちに私のおとつさんは騎兵ですいや砲兵ですと語り合ふ様は誠に可憐で御座いまする」（京阪神聯合保育会 1904：46；榎本 1905：72-73）との指摘に明らかである。

したがって、入浴・更衣・施薬など清潔・衛生の保全と食事・間食の提供を基本にすえ、周辺幼稚園の協力の上に「幼稚園的教育」も展開されていた。

(2) 保護者（家族・家庭）

八王子保育所に残されていた日誌の抄録を示せば（表 5-3）、金銭貸与・就労斡旋・予防接種など保護者との日常的な接触の一端がうかがえる⁸⁾。

(3) 地域社会

1912（大正元）年7月2日～22日の『大阪新報』連載記事「神戸の救貧事業」（全16回）は、同保育会の保育所について前9回の紙面を費やしている⁹⁾。第2回「宇治野町の改善」には「保育会の事業としては単に児女の収容保育丈ではない、副業として職業の紹介と施療事業とがある、之に依って宇治野町の人達の殆んど只のような謝礼で施療を受けたるもの既に数千名に達しているし職業の紹介を受けた者も亦寡くない、為めに同町民生活事情漸次改善されつつある」との前置きがある。

その上で「警察の協力」について次のように述べている。すなわち、「保育会と共に宇治野町改善に与って力あるは相生橋警察署の努力であろう、同署々長小林警視は細民部落の改善事業に対し頗るインタレストを持つて人らしい、去る四十三年末迄は同町一廓の民情風物甚だ遺憾な状態で、怠惰者のみ多くして貯蓄思想も皆無の有様、所謂宵越の金を遣わぬと云う肌合の気風で、後日の計に秋毫頓着せぬ為めに、米価の暴騰の如き不意の現象が起つて来ると直に窮迫に陥り二進も三進も出来なくなるの結果はつい『貧の盗み』もせにゃならんと云うような始末であったとの事だ、然るに四十三年末から飲食行商人の同町に出入するを厳禁して一方小児の為に無駄遣いをさせるを以て名誉と心得ていた町民在来の謬

表 5-3 1907（明治 40）年の八王子保育所日誌にみる家庭改善

5 月 4 日 戦役中より保育児なる○本○助長男○次郎病死に就き葬式料を貸與せられたしと乞ふも一時の感情に制せられて多くの費用を使用し憂を残すことの不得策なる旨をさととして金五圓を貸與す本人の願の通り便利の為を以て五月二十九日より毎日十銭宛返納する由にて三十日に二十銭持ち来る。

9 月 11 日 ○本○助これまで家計に付き種々世話し来りしも比較的眞面目に労働する者故に又この度種々情實より人力車臺買求度き為金十五圓借用の旨頼み来る

○山○之助なる戦死者遺族ありて家族多くして只扶助料のみを当てにして何共行先の方針定まり難ければ之迄種々の方法にて救護したるも更に其効を現はすこと難ければ此度大に英断を加へ寡婦○○を保育所の炊事として労働せしめ二子は保育所にて母に従ひ居れば他の老人妹も初めは家に只安く暮し居たるも、遂には一家不残労働することに心を定め妹は製本に老母は燐寸やに行き只老父の何事も手仕事なき儘に家に残りて炊事の仕事に日を送る事となつて此家に同居せる○本○蔵の一家も是迄燐寸張り位ゐはなせしも成績よろしからず何事も手にする事なく毎日暮し居りたるも遂に燐寸やに行く事となし何事も為さず暮したる一家の内に四人の労働者を作りたる喜びの餘り記す

9 月 22 日 此程中より缺席なし居る児童等の家を訪はんと思ひ先づ○澤氏へ行くに轉宅して行先不明、夫より○田を尋ねしに○雄は病氣の由なりし、○岡○タノは郷里の母の親族が死亡なし為めに母に伴れられて歸國なし居るとなり、歸途豫て東山病院給仕に世話致し遣はしたる○上○ネの母、姿を見て後追ひ来りお世話になりたる○ネ儀は院長様に非常に愛せられ此度給金も二十銭に増額被下たりとて喜び如何に多くの金を得るより一人の満足なる子を得しは實に嬉しく是全く保育所のお蔭なりとて非常に喜び禮を述べたり

10 月 4 日 ○村○みの母病氣追々重き為に西宮の實家に養生せん為に○みを当分保育所に寄宿を依頼す遺族の事故に本部に照会せり一時的の困難の情體を助けん為の補助は可為ものとして取扱ふべしと因て寄宿を許す十月八日より取受り扶助料をも一時取替呉度き由頼まれ終に取替たり

12 月 19 日 初冬の頃に神戸東部に発生したる天然痘の此頃に至り兵庫部に流行の徴ありとて其筋より夫々注意せらるゝも細民の常として種痘を怠りて悪疫に罹る者多し因て

当保育児にも及ぼしてはならじと本部に種苗を請求して例の特志なる水野氏に託して全児へ種痘施せり

12月23日 兼て可行事に迄まり居る常盤花壇に行て寄附の禮を述べ器を返せり、夫より西宮内木谷氏を訪ひ寄附金の事を託せり川崎町に○内氏を訪ふ、須佐野局○田を見舞ひ歸途○本○助を訪ひ○川○江を訪ひ一家の情體を見るに小子なる○夫死亡して幾分か家計都合つきたる體なるも老母の盲目なるあり保育せる二子あり困難思ひやりて種々問へば母子共落涙して喜ぶ、近頃夜る工女に裁縫教に行き三圓位を得ると全家トラホームの為に盲におちいる如き重體の者故に點眼を施し遣すべき旨云ひて歸る

注) 松室一雄編 (1935) 『三十年を顧みて』 財団法人戦役紀念保育会, 46-48 を参照の上, 筆者が独自に作成した。

見を食止め他においては青年会, 清風会と云うような自助的団体の組織を奨励して, 勤勉職業に従事するの氣風を養成し貯金の奨励すらもやっている而して右二団体と女工団体との貯金現在額は一千二百三十一円に達し, 米高の昨今さえ尚お依然として貯金を続けているのを見ると其生業状態の健全なるのが窺われよう而も此貯金は十ヶ年据置きで四十三年前の氣風とは正反対に恒心よりして行わるるもの, 同町民の氣風一變の事實は之を以てしても其大体を窮知し得るのである」。要するに, 「宇治野保育場」の保育・職業紹介・施療事業が警察署の協力も相まって, 地域社会の「民情風物」を変化させている様子を伝えている¹⁰⁾。

他方, 内務省囑託・生江は1918(大正7)年8月に公表されたフレーベル会例会講演における戦役紀念保育会の紹介のなかで, 「特殊部落」に設置された楠町保育所について次のように述べている。すなわち, 「これは日露戦役の際, 婦人奉公會が始めたものでありまして, 先づ保育所をつくり, 母の會なぞも開いたのであります。奉公會員には知事の奥さん, 市長の奥さん, 多額納税者の奥さん等, 名流の婦人が澤山出席なさつて, 特殊部落と呼ばれる, 階級の母親のために親しく膝を交へて, 茶を飲み, 菓子を食べながらいろいろ慰めなぞされたのであります。このことはこの部落の人々に非常な感激を與へました。この部落の人々は戦争前までは外部の人々と殆ど交通しなかつたのであります。然るに戦争を機會として, 外部の人々がこれらの人人のために, その幼児を引取りて教育してやつたり, 母の會を開いたり, 出征者の, 家族救助を行うたりした為に, 彼等の持つていた一種の僻み根性が, 全然その影を潜めるに至つた」(生江1918:326-327)と述べている。つまり, 日露戦争を契機として始まった経済的富裕階層の婦人による慈善事業としての保育所が託児のみならず, 母の

会の開催、出征者の家族救助を通して「特殊部落」内外の交流を促し、それが「部落の人々」の変化につながったこと、言わば「隣保（部落）改善」の一端を伝えている。

4. 考察

(1) 直接援助としての保育と家庭改善

この保育事業を構想・設計した生江は、わが国の従前の保育事業を二重の意味で刷新しようと試みた可能性がある。第1に保育内容における教育の充実・強化である。つまり、子どもへの養護機能を基本とし、同時に教育機能を充実・強化するため、幼稚園保姆の協力や「月曜会」が存在していた点である¹¹⁾。生江は以後、託児所／保育所における教育（性）の欠如として論点化していくが¹²⁾、重要なことは神戸の保育事業の中でこの問題に直面していたことである。第2に、子どもの家庭改善までを包括した保育という点であり、具体的には家庭訪問をはじめ母の会・家族会の開催、就労斡旋、貯金の奨励、金銭貸与等、保育を媒介とした家庭改善機能を多様に果たしていた点である。

これらの試みを可能にした生江の背景は、直接的には第1回外遊経験（明治33年～明治37年）がある¹³⁾。その外遊先はアメリカとイギリスであったが、特に重要であったと考えられるのは2年間滞在したニューヨークであった。バオレー街・バーター街の調査について、「それは非衛生に加え、凡ゆる犯罪罪悪の地盤であり、培養世帯だった。例えば、酒、女、賭博、低級歓楽境、舞踏場等々で正に犯罪製造所の観があった。私は非常な関心を持ち憂愁の念禁じがたく、この細民街を調査した」（生江孝之先生自叙伝刊行委員会1958：38）と述べている。

したがって、このスラム街での経験によって、生江は劣悪な境遇に生きる人々が自立、更生していくための援助の要点を感得し、その知見を神戸の保育事業に反映させた可能性が考えられる。つまり、保育内容における教育の充実・強化は子どもの内なる発達の支援を志向する一方、家庭訪問や母の会の開催等による家庭との日常的な接触は保護者の内面への働きかけであり、かつ就労斡旋や貯金の奨励、金銭貸与等の関係づくりを促進したという意味で家庭改善の内実を決定づけたのではないかと考える。

(2) 間接援助としての隣保（部落）改善

他方、隣保（部落）改善の背景には明治末期における都市下層社会の政治問題化、警察を動員した「細民部落改善事業」の開始があり、「民衆が自力で生活改善し得るような精神の

確立」をはじめ民衆騒擾の鎮静化と防犯・治安維持機能が目指されていた（八箇 1980 : 56 ; 新修神戸市史編集委員会編 1994 : 409）。神戸ではその推進のために精神的な面を重視しつつ、警察主導で地域改善団体が組織され、民衆の生計の基礎を確立するための授産事業が展開された。宇治野保育所（後の楠保育所）が所在した宇治川では、先述したように清風会（旧・弘義会）が設立され、神戸籠製造事業に取り組んでいた（安保 1989 : 273-274 ; 安保、ひょうご部落解放・人権研究所編 2007 : 275-277 ; 新修神戸市史編集委員会編 1994 : 409）。つまり、保育所は警察主導の「細民部落改善事業」の推進を下支えする機能・役割、具体的には保護者の就労によって必然化する託児機能と家庭改善機能を担っていたと考えられる。

なお、保育所と部落改善の関連性について、東京府救済課が 1917（大正 6）年に刊行した『幼児昼間保育』には、「近来保育事業を利用して部落改善の中心事業たらしむべしと説ふる一派の論者を生ずるに至れり。其の論旨に曰く、保育事業は幼児を通じて母親を感化し、惹いては家庭内部の衛生、経済、道德等各方面に亘りて改善を促すものたるが故に、斯事業に附帯して慈善市、親の会、夜学会、娯楽機関、児童遊園（監督者を欠く所の年長児童の昼間遊園）、夜間図書館等を兼設せば職業紹介事業、消費組合及救療機関等と相俟ちて能く細民生活改善の最善手段たるべしと。是れ実に保育事業の深化を適確に啓示する所の議論にして、保育事業者の常に企及せざるべからざる理想とす」（社会福祉調査研究会編 1990 : 950-951）との指摘がある。また、大阪の場合も、戦前における保育所は細民家庭の多い都市スラムや未解放部落などを選んで設置され、託児機能によって住民の就労と生活の改善・向上を目指すという意味では、保育事業が「地域改善施策の一手段」であったとされる（大阪市民生局 1967 : 61）。

無論、神戸・東京・大阪の三都市における当該地域の分析は別途個別の検討を要するが、立地する地域社会に集積した様々なスティグマや不安定就労に伴う貧困・低所得問題の緩和・解決と密接不可分に保育所が設置された点は見逃せない。

5. 結論

本章は神戸市における初期保育事業モデルの特徴を検討した結果、以下のことを明らかにした。

第 1 に、このモデルは内務省が主導した「感化」の理念にもとづき、保護者の生業扶助と保育児の非行予防を目的として、子どもへの養護・教育機能、家庭改善機能、隣保（部落）改善機能の 3 つを備えたものとして確立された。生江の欧米視察経験をふまえ、神戸で試行

的に実践された保育所／保育事業は衛生と教育を重視した点で欧米からの影響が認められる一方（生江 1923a : 157-159）、神戸あるいは日本の社会状況に応じて変更、改変された側面もある。具体的には日本では3歳以上の幼児を収容する保育所が多く、乳児収容が少なかった点である（生江 1923a : 154-155）。なお、この点に関わって、小河滋次郎は3歳以下の乳幼児を対象とするドイツ語のクリッペン、フランス語のクレージュに注目して保育目的を乳幼児死亡率の低減に見出し、日本の保育所が3歳以上の貧児を集めた幼稚園に過ぎず、3歳未満児の入所を拒むのは保育事業の本質を誤解していると痛烈に批判していた（小河 1913 : 183-203）。乳児収容の少なさや入所拒否という日本的な傾向や特徴の要因分析は別途必要であるが、1つの要因は3歳未満児の保育環境整備が高コストであった点に見出されており（Uno 1999 : 102-103）、保育所／保育事業の量的拡大を急速に進める上で乳児保育は経費面で支障があるため、3歳以上の幼児が優先された結果であると推察できる。

第2に、このモデルの限界は具体的には当時の「感化」の理念に依拠したことに尽きる。先行研究によれば、感化救済事業は国民統合と地域支配の手段、つまり「天皇制国家秩序による国民の感化と慈恵的救済」であった。その帰結として国—地方—民間—相互扶助（隣保相扶）の関係を形づくり、公私癒着を引き起こした（永岡 1986 : 9-11）。わが国社会事業の特徴が「感化」にもとづく展開にあったとすれば（池本 1999 : 96）、Reformを国民の精神的方面の改良・改善＝「感化」の意味で解釈し、「窮民、孤児などをも対象として、全体として良民となりうるように人間を作り変えること」（池本 1999 : 10-11）が目指されていた。この点は1919年に創設された大阪市の公立託児所と比較すれば、より一層明らかになる。大阪市立託児所の場合、社会問題の深刻化をふまえた生活環境／境遇の根本的改善をめざす都市社会政策の一部として、より厳密には市営住宅附設施設として成立したが、神戸市の初期保育事業は未だ慈善事業の域にあり、かつセツルメントの方法に依拠して保育児と保護者の生活環境／境遇への適応を促す点で決定的な違いがあったと言える。したがって、この保育事業は神戸における子どもと保護者の現実と格闘しつつも、社会構造の矛盾そのものを等閑に付し、結果的に「感化」の一翼を担ったに過ぎないという限界があった。

とはいえ、このモデルが実践面の先駆的役割を果たしたことは明らかである。すなわち、第4章で明らかにした日露戦争後の保育事業構想を具体化する実践的モデルであり、子ども、家庭、隣保（部落）に対する3つの機能を特徴としていたことが評価される。

次章では、このモデルの確立に貢献した生江が内務省嘱託就任後、国家レベルの社会政策構想の中に保育事業をどのように位置づけ、影響を及ぼしたのかを明らかにする。

第6章 内務省の社会政策構想における保育事業の位置

1. 問題の所在

(1) 目的と研究の対象, 時期

本章の目的は、明治期日本において国家レベルの社会政策が構想化される際、保育事業がどのように位置づけられたのか、また、この構想に関与した社会事業家の影響を明らかにすることである。背景には「日本社会政策史における社会事業の役割」という論点がある。すなわち、大原孫三郎が石井十次から影響を受け、渋沢栄一が山室軍平、原胤昭、石井十次、留岡幸助、三好退蔵から影響を受けた事実、つまり「日本における社会政策の形成、展開に社会事業家の果たした役割」の大きさを理由として「社会事業家の思想、また同志の繋がりが社会政策の形成、発展に及ぼした影響」(杉田 2014 : 112-113) が課題とされている。

この論点に保育事業を対象として迫る理由は、第 1 に保育所が社会政策と密接不可分の施設であり(浦辺・宍戸・村山編 1981 : 130)、また社会政策研究が長年追究してきた労働過程と生活過程、労働政策と生活政策の接点に位置づくからである。第 2 に保育事業が成人の就労支援のみならず、次世代育成という点で児童の育ち、将来的な労働力の質量と密接不可分な特質をもつからである。

ちなみに戦前期日本の保育事業に関する先行研究は、総論的には保育史や社会福祉史が概説し(一番ヶ瀬・泉・小川・宍戸 1962 ; 小川 1966 ; 日本保育学会 1968-1975 ; 村山・岡田・宍戸 1974 ; 浦辺・宍戸・村山編 1981 ; 池田 1986 ; 吉田 1990 ; 菊池ほか編 2003)、各論的には工場附設託児所(橋本 1968 ; 1992)、工場法案と女性保護規定、母親女工の就労継続策(千本 1995 ; 1999)、筑豊炭鉱坑内保育所(野依 2005 ; 2010)、公立託児所(菊池 1976 ; 伊藤 1986 ; 塩崎 2002 ; 2004 ; 宍戸 2006 ; 2014)、農繁期託児所(西垣 2012 ; 杉田 2013 : 206-228)等の研究が個別に蓄積されてきた。

しかし、日本社会政策史研究の不備は、先行研究が内務省慈恵政策や嘱託・生江孝之に言及しながら(一番ヶ瀬・泉・小川・宍戸 1962 : 40-42 ; 日本保育学会 1968 : 244-246 ; 村山・岡田・宍戸 1974 : 1255-1258 ; 浦辺・宍戸・村山編 1981 : 21-23)、国家レベルの社会政策構想における保育事業の位置づけや社会事業家の影響を具体的に明らかにしていない点にあると考えられる。そこで、対象時期を「社会政策の最初の開花期」(玉井 1992 : 2)に含まれる 20 世紀初頭、具体的には 1911 年前後の数年間に限定して検討を行う。

(2) 分析の 3 つの視点

まず、分析の視点となるのは国家レベルと地方・地域レベルの2つである。根拠は玉井が指摘するように、当時、内務省や農商務省等、国家レベルでの施策のあり方に加え、一部の地方や地域で独自の社会政策が実施されていた事実にある。都市問題が噴出した場合、実際問題として地方・地域レベルでの社会政策が早急に実施されなければならず、しかもその一部は国家レベルの施策に比べると、相応の成果を収めていた（玉井 1992 : 2）。

玉井はこの問題関心からケーススタディとして主に大阪をとりあげ、小河滋次郎と方面委員制度、〈都市〉社会政策としての大阪市社会事業を具体的に分析したが、いくつかの課題も残されていた。第1に社会政策の「第一の時代」を1890年代～1920年代と捉えたが、大阪の事例分析は史料上、1912年以降に限定され、実質的に1890年代～1900年代が空白となり、時期区分との齟齬があった。第2に国家レベルに対する地方・地域レベルを重視し、大阪の〈都市〉社会政策がもった「国家レベルを超える先駆性」（玉井 1996 : 253）を明らかにした意義は大きい反面、静態的な分析に止まっている。したがって、「戦前日本の社会政策史分析において、〈都市〉社会政策の位置づけが明確になされてこそ、はじめて国内の社会政策史のトータルな把握が可能」（玉井 1996 : 253）との見通しに対し、〈都市〉社会政策の相対的独自性の明確化に次いで必要なことは、〈都市〉社会政策が国家レベルの社会政策（構想や法令を含む）の形成・発展にどのように影響したのかを問うことであると考える。

さらに、国際（欧米社会）レベルを第3の視点として設定する必要がある。根拠は「一部の地方・地域における社会政策」の源泉が欧米視察にあったからである。つまり、地方・地域レベルで社会政策が自生的に実施されたというよりも、洋行帰りのキーパーソンが欧米の知見を輸入・紹介し、特定の地方・地域に応用したと考えられるケースがある¹⁾。日本のある地方・地域を畑に例えると、そこに蒔かれた種は欧米産であり、その発芽や開花が「一部の地方・地域における社会政策」だったとイメージできる。欧米で誰がどのような種を見つけ、日本に持ち帰り、どの畑を耕して種を蒔き、肥しや水を与えて育てたのか（欧米から種が自然に飛来して日本で自生したとは考えられない）。なぜその種だったのか。肥しや水、陽当たりとなりえたのは何か。結局、その種の発芽や開花は日本社会全体を花畑にしたのと同様、地方・地域と国家の各レベルを架橋する問いは広がる。

したがって、「国内の社会政策史のトータルな把握」は少なくとも国家レベル（大きな畑）、地方・地域レベル（小さな畑）、国際（欧米社会）レベル（種）の3つの視点に立ち、国家・地方・地域レベルの社会政策（発芽や開花）の実施条件（肥し、水、陽当たり）だけでなく、

種蒔きした人物（媒介者）の相関関係をトータルに捉えることが必要不可欠である。

(3) 媒介者としての内務省嘱託という仮説

以上の相関関係をトータルに捉えるには、欧米である種を見つけ、日本に持ち帰った洋行帰りのキーパーソンが重要である。糸口は「嘱託層の社会事業専門家が立案に関与する構造」、すなわち「政治機構や行政における制度整備の必要に対応した概念形成の取り組みがなされ、そこに嘱託層の社会事業専門家が立案に関与するという構造」（永岡 2008 : 200）にある。つまり、官僚でも、純粋な民間人でもない半官半民の立場として内務省嘱託が存在した（遠藤 1984）。

そこで、「嘱託層の社会事業専門家」に注目して明治末期から大正初期の状況を調査すると、嘱託には留岡幸助（1900 年就任）、生江孝之（1909 年就任）、小河滋次郎（1911 年就任）が、内務官僚としては衛生局・窪田静太郎、地方局・井上友一らが協働していた事実がある。具体的には貧民研究会の発足（1900 年 9 月）、感化救済事業講習会の開催（1908 年 9 月）、中央慈善協会の発足（同年 10 月）であるが、社会政策の構想として注目されるのは中央慈善協会・救済事業調査委員会による原胤昭編『救済事業調査要項』（1911 年、以下『要項』と略記）である。同調査委員会は内務官僚の久米金弥、窪田、井上、社会政策学者の桑田熊蔵、内務省嘱託として留岡、生江に加え、渋沢栄一より泰西慈恵救済事業調査の嘱託を受けた田中太郎、中央慈善協会・原胤昭の 8 名で構成され、名実ともに国家レベルの官民協働調査プロジェクトであった。

この調査委員会には胎動期の社会政策学会から桑田が参加したが、当時の学会の関心は工場法や労働問題、関税、移民、市営事業、労働保険、生計費、労働争議等に向けられ、保育事業を正面から取り上げることはなかった²⁾。保育事業の場合、託児所が国家レベルで初めて法的に規定されるのは社会事業法（1938 年）（杉田 2013 : 217）、地方・地域レベルでは託児所規程—大阪市託児所規程（1921 年 4 月 30 日市長決定）や京都市託児所規程（1921 年 4 月告示）、東京市託児保育規程（1921 年 5 月 28 日告示第 79 号）等—であった。社会政策の具現化を法律や規程に見出すと、国家レベルでは 1938 年以降、地方・地域レベルでは 1921 年以降になるが、「社会政策の最初の開花期」における保育事業を問題とするにはそれ以前の制度・政策構想にさかのぼる必要がある。したがって、仮説的に『要項』を 1910 年代における国家レベルの制度・政策構想として検討すれば、保育事業の位置づけとそれを可能にした内務省嘱託の影響を具体的に解明できることが見込まれる。

(4) 救済事業調査委員会の発足と検討過程

1909年秋、渋沢栄一による泰西慈恵救済事業調査の嘱託を受けた田中が帰国し、1910年4月6日に視察報告会が開催された。子爵・岡部長職より「我邦慈恵救済事業将来の経営に関し其調査を本協会（中央慈善協会—引用者）に委託すべき動議」があり、同協会が調査を受託することとなり、同年5月9日の評議員会にて委員付託を決定した。調査委員長に幹事長・久米、調査委員に幹事・窪田、同・井上、同・桑田、評議員・田中を会長が指名した（中央慈善協会 1910a : 102-103）。

その後、同年11月の会報では「六月六日以降、七回の調査委員会を学士会内に催ふし、其調査項目廿五の多きに達しけるが、次回よりは更に本審議に入る筈」（中央慈善協会 1910b : 89）と述べられ、1911年7月の会報では「昨夏朝野有志者の会合より本会へ嘱託せられたる救済事業調査は、爾来委員の会する事数回に及び各項目就て考査する所あり、六月廿七日日本橋区坂本町銀行倶楽部に第九回委員会を開き、渋沢会長、久米委員長、井上、窪田、桑田、田中、留岡、生江、原各委員出席、調査各項を議了し字句の訂正を窪田、生江両氏に托されたり」（中央慈善協会 1911a : 98）との記述がある。そして、1911年10月の会報には「客年六月朝野有志者の会合により本会へ委嘱されたる該調査は、頃日漸く決了を告げ、調査委員より渋沢会長に提供したれば、該調査報告は会長より夫々送呈せられたり。同委員は協議会を開く事九回に及び各事項に就ては何れも細密なる研密を遂げられたり」（中央慈善協会 1911b : 96）と述べられている。つまり、同調査会は1910年6月6日～1911年6月27日までの1年あまり、全9回の委員会で調査各項を検討し、窪田、生江による字句訂正を経てとりまとめられた。

2. 『要項』における児童保護事業

(1) 児童保護事業の比重の大きさ

まず、その内容は救済事業の優先課題の緊急度を反映して構成されている。「委員ハ何レモ施薬救療事業ノ発達、児童保護事業ノ整齐、細民保険事業ノ新設并ニ政府ニ於ケル救済事業統一機関ノ設置ヲ以テ、現今我邦ニ於ケル最モ緊切ノ事項タルコトヲ認ムルニ一致セリ」（社会福祉調査研究会編 1985 : 5）と述べられ、「現今我邦ニ於ケル最モ緊切ノ事項」が前段の一から四、次いで「亦均シク我邦ニ於ケル必要ノ事業」が後段の五から十六で構成されている（表 6-1 参照）。

表 6-1 救済事業調査要項（1911 年，全 98 ページ）の構成と本章の焦点

◎現今我邦ニ於ケル最モ緊切ノ事項
一 施薬施療事業
<u>二 児童保護事業（育児事業，幼児保育事業，児童虐待予防事業，貧児教育）</u>
三 細民保険
四 感化救済事業に関する統一機関
○亦均シク我邦ニ於ケル必要ノ事業
五 養老事業
六 不良少年感化事業
七 不良青年矯正事業
八 浮浪者処分事業（公設無料宿泊所，任意労働場，強制労働場）
九 出獄人保護事業
十 業務紹介事業
十一 労働移住者事業
十二 低利質屋事業
十三 貧民住宅改良住宅
十四 大学移殖事業
十五 精神病者保護事業
十六 教化事業（子守教育，下婢教育，盲啞教育，白痴教育，通俗講話，通俗文庫，良書普及）

注) 社会福祉調査研究会編（1985）により筆者作成。なお，児童保護事業のページ内訳は育児事業 6，幼児保育事業 5，児童虐待防止事業 6，貧児教育 8 となっている。なお，1910 年 7 月刊行の演説録「慈善事業に対する時代の趨勢」（生江 1910：57-61）は社会政策的な児童の認識（生江 1910：57），日本の育児事業の現状と課題（生江 1910：60），今後の救児事業の展望（生江 1910：61）の 3 点で『要項』の児童保護事業の記述内容と重複が認められる。

全 98 ページの内訳は前段が 38 ページを占め(約 39%)，施薬救療事業 5 ページ(約 5%)，児童保護事業 25 ページ(約 26%)，細民保険 3 ページ(約 3%)，救済事業統一機関 5 ページ

ジ（約 5%）となっており、『要項』全体に占める児童保護事業の比重の大きさが顕著である。

(2) 各事業の内訳と概要

(a) 育児事業

慈恵救済事業のなかで特に重要視され、施設数の最多は育児事業である。その理由を「今日の児童は、明日の大人なるを以て、幼童の間に之を教養するは彼等生涯の福祉たるは勿論、国家自衛の見地よりするも、頗る有利の業たるは明なる」（社会福祉調査研究会編 1985：6）と述べられ、社会政策的な児童の認識が示されている。

わが国における救済事業総数は 400 内外あるが、育児事業は約 130、収容児童数約 7,000 人、年間経費は 50 万円に達し、事業数・収容人数において第 1 位を占めている（社会福祉調査研究会編 1985：7）。ただし、事業者には実績優良、不良なものが混在するため、政府による「取締」を行なうべき時期が来ているが、これに先だち当該事業の維持方法の確立を指摘する（社会福祉調査研究会編 1985：7-8）。なぜなら、公費で経営する事業者が稀で一般寄附金に依存するため、経営者の多くは経費募集に奔走する一方、慈善演芸会や活動写真会、慈善売薬等は募集者の失態など様々な課題を抱えている事情があったからである。

そのため、恤救規則と棄児遺児に関する規則を改め、府県または市町村の公費による要保護児童の救済制度を提案した（社会福祉調査研究会編 1985：9-10）。公共の救助費の増加は公共団体からの依託児童の増加と経営の安定化をもたらす一方、政府または公共団体は優良事業者のみに児童委託するため、劣等事業者を自滅させるとして、この点が育児事業支援で最も緊要と述べている（社会福祉調査研究会編 1985：10）。なお、英国、佛国、独逸、米国では各国に応じた法律を制定しているため、わが国も時代の趨勢等をふまえて恤救規則を改正し、育児事業の整済と発達を期することが最も緊切と結論づけている（社会福祉調査研究会編 1985：12）。

(b) 幼児保育事業

幼児保育事業は「都会に住する細民」のうち「夫妻の労働時間中家庭に代て其子女を保育」し、間接的には「家庭の生産力を高め」、直接的には「児童の発育を健全ならしむる」事業とされる（社会福祉調査研究会編 1985：12）。他の事業と比べた特長として、第 1 に父母から若干の保育料を徴収する原則であり、第 2 に育児事業の所要経費の半分であることが挙

げられ、「他の慈善事業に伴ふが如き弊害を見る事少なきに反し、家庭と幼児とに与ふる裨益多きは一般の能く認識する処なり」（社会福祉調査研究会編 1985：12-13）と、弊害よりも家庭と幼児双方に有益である点が優越性として強調されている。

他方、海外事情として佛国、英国、独逸が紹介され（社会福祉調査研究会編 1985：13-14）、「海外に於ける保育所は、何れも、生後一ヶ月より三四才まで收容するを原則とし、其五六才に達するや別に細民幼稚園ありて之を教育するを常とす」（社会福祉調査研究会編 1985：14）と一般的傾向が指摘されている³⁾。

また、日露戦争後の日本の実例として二葉幼稚園と戦役記念保育会の保育所が挙げられ（社会福祉調査研究会編 1985：15）、後者が詳述されている。特長として、保育児の家族限定の職業紹介、部分的ながら保育児の両親に対する低金利融資、時々の家庭訪問による両親の勤怠把握である（社会福祉調査研究会編 1985：15-16）。「若し其母親の怠惰にして徒食するものあるときは、漸次之を訓戒し、尚ほ聴かざるに於ては、其児童を退所せしむ、蓋し保育所の重なる目的は母親に生業を得せしむるに在るを以て、母親にして業務に精励せざる場合には、最早其児童を保育するの必要之なきを以てなり」（社会福祉調査研究会編 1985：16）と述べられ、保育所が母親の就労に対する管理指導を徹底していた。なお、戦役記念保育会（市内4ヶ所、收容者約200人）の年間経費は約6,000円である（社会福祉調査研究会編 1985：16）。

その上で、保育事業の特異性について「救貧事業と其趣を異にするを以て、之が経費も一人一箇月平均三円に止まる、是を以て育児事業に比し約半額にて足るのみならず、保姆を経て細民の家庭を改善し得る等其効果著しきものあり」（社会福祉調査研究会編 1985：16）と再論されている。冒頭では慈善事業との相違が強調された幼児保育事業が日本の実例をふまえる形で取り上げられ、必要経費と保姆による細民家庭改善を根拠にして救貧事業や育児事業との違いが改めて強調されている。その結果、「同事業は我邦に於ても外国と均しく其設置の必要あると同時に、其効果及亦顕著なるものあるを以て、人口五六萬以上の都市又は特に女子の職業を要する都会に於ては、進んで之が設置を促すの要あり」（社会福祉調査研究会編 1985：16）と結論づけられている。

その根拠は「育児事業の病的膨張」（社会福祉調査研究会編 1985：17）であり、是正策としての幼児保育事業という認識にある。「全国に於ける現在の育児事業は成べく孤児遺児及び棄児のみを收容することとし、家庭を有する貧児は之を保育所に收容するの方針を採らば、一方育児事業の病的膨張を矯め、一方貧児をして其家庭に鞠育せらるるの幸福を得せし

め、所謂一挙兩得の策たるべきなり」(社会福祉調査研究会編 1985 : 16-17) と述べられ、今後の児童保護事業における入所施設と通所施設の機能分担という方針を採用すれば、幼児保育事業は経費節減と貧児の家庭養育を一石二鳥的に可能にする事業として捉えられている。

なお、こうした利点をもつ幼児保育事業の経営について、「海外に於ては市営に成るもの少なきにあらざるも、我国の現在に於ては一躍市営事業と為さんよりは、寧有志家の援助と公共団体の補助とを以て、私設事業として経営するを最適當なりと信ず」(社会福祉調査研究会編 1985 : 17) と述べられ、1911 年当時において私営事業の適切性が認識されている⁴⁾。

(c) 児童虐待防止事業

欧米諸国ではいずれの都市にも児童虐待防止事業が設置されているが、日本では原胤昭による先駆的実践以外に例がない(社会福祉調査研究会編 1985 : 17-19)。日本に当該事業の必要性がないのではなく、「幼にして虐待を受けたる児童は多く不良少年となり、浮浪の徒と化し、更に転じて犯罪者と変するもの多きを知らば、同事業の必要なる益々明確なるにあらずや」(社会福祉調査研究会編 1985 : 19-20) という社会政策的な児童の認識が示されている。被虐待児の不良化や浮浪化、犯罪者化が中長期的には国家・社会の不利益になるという認識である。

また、幼児虐待防止に関する法整備を急務とする意見に対し、現行刑法や内務省令警察犯処罰令に活用できる規定があるため、当面は現行法で対応し、今後児童保護に関する法律の制定を促すのが適當であると述べている(社会福祉調査研究会編 1985 : 20-22)。なお、事業の性質上、個人または団体による私設事業の経営によって虐待防止に努め、被虐待者の保護監督、家庭分離が必要な場合は別途収容所の設置か、既設の育児事業への依託を可能にすべきとする。経費は扶養義務者に極力負担させ、これが不可能な場合、市の補助費または一般寄附金で負担するのが適當であるとする(社会福祉調査研究会編 1985 : 22)。つまり、被虐待幼児は育児院等による救済によって不良少年や犯罪者になることを予防され、結果的に社会や個人が受ける利益は極めて大きいと結論づけている(社会福祉調査研究会編 1985 : 23)。

(d) 貧児教育

各国が競って義務教育を強制するなか、父兄の貧困等により徹底しない現実をふまえて

「貧児の生涯に於ける不幸なるのみならず、延て国家社会に及ぼす損害や決して鮮少なからざるなり」や「教育の普及を企図するは、国家生存上緊切重要な活問題たる」〔社会福祉調査研究会編1985：24〕と指摘されている。

まず、泰西先進国における就学奨励の先進性が強調され、貧困を理由とした就学猶予がない状況を説明している。具体的には一切授業料を徴収せず、全ての学用品の貸与を原則とし、昼食の準備ができない貧児には公費による給食の提供例も少なくないと述べている（社会福祉調査研究会編1985：24）。他方、日本の現状は1886年の小学校令に伴う義務教育の施行以来、政府や民間有志もその普及に努力し、最近の統計年鑑によれば、全国の不就学率は僅か二分六厘強に過ぎないが、その実数は約20万人弱に上るだけでなく、寄留簿に記載が漏れた児童のように不就学率算定から除外されている者もいる。これは決して看過すべきではなく、これらの児童は障害や病気のある者以外は全て貧困を理由に義務教育を受けていない。わが国の貧児はなぜ国民教育さえ受けることができないのかと厳しく問い（社会福祉調査研究会編1985：26）、具体的な救済策として児童保護会の設置、公立特殊学校の設置、夜学校の設置、私立貧児学校の設置が挙げられている（社会福祉調査研究会編1985：27-30）。

3. 児童保護事業に占める保育事業の位置と内務省囑託の影響

(1) 保育事業の位置と特長

以上、各事業の記述は社会政策的な児童の認識をおおむね前提にしている。つまり「幼にして虐待を受けたる児童は多く不良少年となり、浮浪の徒と化し、更に転じて犯罪者と変ずるもの多き」現実があり、「不良少年、浮浪者、貧困者、又は犯罪者を生ずる重なる源泉は無教育なる貧児に在る」や「延て国家社会に及ぼす損害や決して鮮少なからざるなり」との認識にもとづき、「国家自衛の見地」から社会政策としての児童保護事業が構想されている。言いかえれば、専ら短期的かつ対症療法的な慈善に対し、児童の将来と国家や社会への影響に関する中長期的な展望に立った社会政策の構想であると言える。

『要項』の意義について、池本はその範囲の広さを指摘している。すなわち、明らかに井上友一が独自に構想した「救済制度」を反映し、後の社会局による社会事業構想だけでなく、社会教育関係までも含んでおり、『要項』作成の経緯をふまえると、実質的には内務省の姿勢と見なせるものである。しかし、国家介入は主に国民の道徳心への介入（感化）であり、それらの諸策の実施を必ずしも意味しなかった。つまり、イギリスでの社会改良という表現

を借りつつ、国家介入の必然性のみを取り入れ、国家施策は等閑に付し、共同体的相互扶助の機能を指導監督する方向をもたらしたと述べている[池本, 1999, 44]。他方、片岡は『要項』が渋沢会長への提言形式に留まるが、政府高官に各種の救済事業の重要性を認識させた意義を指摘している(片岡 2011 : 242)。いずれにしても、日本の児童保護の成立が大正後半期であったとすれば(吉田 1990 : 59), 『要項』は児童保護事業形成初期における官民協働(実質的には内務省)による制度・政策設計の見取り図であったと言えよう。

しかし、実際に相応の事業実態が存在したのは育児事業だけであり、児童虐待防止事業や貧児教育は事業実態が乏しく、今後の課題や展望の記述が中心である。したがって、幼児保育事業の位置は特異であると考えられる。なぜなら、1908 年以降、内務省は恤救規則による直接的救済から感化による奨励・指導・監督という間接的救済へと国家の役割を転換させ(池本 1999 : 34), 共同体的相互扶助の機能を指導監督する方向にあったとすれば(池本 1999 : 44), 保育事業は各市町村の共同体的相互扶助機能の改善・向上, 開発を促進する事業であった。その根拠として、第 1 に他の慈善や救貧の事業とは異なり、弊害よりも家庭と幼児双方に有益な点, 第 2 に所要経費が育児事業の約半分である点, 第 3 に保姆が母親の感化や家庭改善を行なう点など、内務省が掲げる感化を具体的に推進する上で極めて好都合な事業であったと考えられる。

以上、院内救助の育児事業は「病的膨張」が問題視され、その是正のために院外救助として幼児保育事業、児童虐待防止事業、貧児教育が構想されたが、実質的には幼児保育事業が経費節減と貧児の家庭養育実現の「一挙両得の策」として最も有望視されていた。ここに育児事業から幼児保育事業への転換、言いかえれば「優境」をめぐる新旧の事業転換が構想されたのである⁵⁾。

(2) 内務省囑託の影響

次に、この転換の推進要因の 1 つとして内務省囑託・生江孝之の影響を分析する。生江は「往年欧米研学中、紐育、倫敦又は其他の都市に於て、幾多の保育所を視察し、其設備の整齊、内容の善美なるに驚嘆し、移して以て我邦に扶植するの必要を感じ」(生江 1909 : 166 ; 生江 1938→2014 : 454), 日露戦争中・戦後の神戸市で先駆的に保育事業経験を積んだ社会事業囑託/社会事業家であった(中根 2012 ; 2016a ; 2016b ; 2016c)。

生江の経歴をふまえると、『要項』刊行以前における保育事業の系譜の検討が重要不可欠である。具体的には出征軍人児童保管所と財団法人戦役記念保育会の保育事業であり(中根

2016a ; 2016b), 保育所の主任や保姆による母親への感化の意義, 婦人の外勤に伴う収入増によって生産力を増殖させる積極的事業, 貧民増加の有力な防遏方法として都市改善への寄与が指摘されていた(石川編 1908 : 6-9)。結局, 家庭改良, 生産力増殖, 貧民防遏の3つは富国という経済的目的と一致し, 親和性が高かった(Uno1999 : 75)。

また, 神戸は内務省の「実験場」, その現場責任者が生江であったとすれば(中根 2016a, 48-49), 富国と保育所の親和性の高さを実証する実験結果が内務省の政策を先導していた。「最も有効なるは, 生業を授けて其急を救ふに在り。而かも生業を授けんには, 先づ彼等の幼児を引き取りて, 之を保育するの備なかるへからず。其児を扶けて其母を勤勞に導く」(内務省地方局 1909 : 9) のが「幼児保育の必要なる所以」であり, その実験例こそ, 神戸市婦人奉公会・戦役記念保育会であった(内務省地方局 1909 : 10-11 ; 中根 2016a : 48)。

さらに, 神戸の実験が内務省政策を先導した背景をさらに深く理解する上で生江と井上友一との関係は決定的であった。木下によれば, 「井上は官僚組織ではやり切れなかった民間人の組織化と社会事業の活性化を, 嘱託という制度をつうじて実行していった」(木下 2015 : 36) と述べ, 「留岡をはじめとする地方局の嘱託たちは, 井上のもうひとつのテーマである社会事業における分身であった」(木下 2015 : 37) と指摘する。生江は「明治四十二年五月内務省嘱託を命ぜられ, 地方局慈恵救済事業事務取扱に従事することとなった。之は内務省書記官法学博士井上友一氏, 同中川望氏及嘱託留岡幸助氏の推薦に負ふことが多かった」(生江 1938→2014 : 438) と記している。他方, 留岡幸助の書簡(1906年8月11日)によれば, 「御地の事業(神戸市の出征軍人児童保管所一引用者)は大兄(生江一引用者)によりて愈々光を放つべく忍耐持久御尽力被下度候。当方にて井上, 中川両書記官共大兄のことは考へられ, 前途我儕の考の中には必ず大兄をして好位置を与へ, 共に共に斯業の為に尽し度考に候」(同志社大学人文科学研究所編 1981 : 63) とあり, 井上らが生江に注目していたことが裏づけられる。要するに, 感化を主導的に推進する井上からみれば, 留岡も生江も「民間人の組織化と社会事業の活性化」を課題とする「社会事業における分身」であり⁹⁾, その意味で生江の内務省嘱託登用は必然的であった。

最後に生江の思想的な影響を付言する。まず, 当時の児童保護関係者の多くが影響を受けたエレン・ケイ『児童の世紀』にもとづく児童の3つの権利である。「立派に生んで貰う事」, 「立派に養育して貰う事」, 「立派に教育して貰う事」を家庭が実現できない場合に国家や社会が代行すべきと述べており(生江 1923 : 208-209), 保育事業は主に養育と教育の権利要求を社会的に代理充足するしくみであった。また, 要保護児童に関する欧米の趨勢を詳しく

紹介するなか、1909年白亜館児童保護会議が「家庭生活を以て文明の最高にして最美なる産物なりとなし、以て家庭養育の普及を高調」（生江1923:318）した、いわゆる家庭養育原則も育児事業に代えて保育事業を推進する思想的な背景になっていたと考えられる。

以上、『要項』刊行以前における保育事業の系譜や井上との関係、生江の思想的な影響をふまえると、少なくとも『要項』の幼児保育事業は生江による執筆であったと推察される。したがって、神戸市という地方・地域レベルの保育事業経験は内務省嘱託・生江によって媒介され、「育児事業の病的膨張」を是正する有望な「優境」事業として、また経費節減と貧児の家庭養育実現のための「一挙兩得の策」として、国家レベルの社会政策構想に位置づけられたと結論づけられる。

なお、この構想を起点に以後、生江は保育所の家庭改善や隣保改善を強調する良民育成の保育事業論を展開した（中根2011）。また、大正期における保育事業施設は年々増加する一方、育児施設は漸減しており、統計上は育児事業の膨張抑制が実現している。この帰結を生江による「分身」の役割遂行とみれば、ここに日本の社会政策形成、展開における社会事業家の影響の一端を見出せよう。

4. 結論

本章は、神戸市の保育事業経験が内務省嘱託・生江孝之によって媒介され、「育児事業の病的膨張」を是正する有望な「優境」事業として、また経費節減と貧児の家庭養育実現のための「一挙兩得の策」として、国家レベルの社会政策構想に位置づけられたと結論づけた。

この知見をふまえると、国家権力を背景に感化救済事業が民間の慈善事業や民間人を吸収し、民間事業が国家の代替的役割を果たし、指導的慈善事業家らが官製救済事業思想普及の先頭に立たされたという通説（菊池ほか編2003:76）は、民間の受動的な側面—国家が民間を統制・管理・支配した側面—に偏重していると言える。したがって、「社会事業が国家主導で展開されるという特質を評価する場合に、民間の個別事業から国の政策を位置づけるという分析も必要になる」（池本1999:7）との指摘は妥当であると考えられる。つまり、国家と民間の関係が権力関係であることは否めないが、それもまた相互作用の帰結であるとみれば、民間が国家を先導・開拓した側面を捨象できない。そこで、本章は国家レベルの社会政策構想における保育事業の位置、さらに内務省嘱託・生江が神戸市における保育事業経験の媒介者となり、国家の政策を先導・開拓した側面を事例的に明らかにした。

以上をふまえ、『救済事業調査要項』（1911年）における保育事業は「育児事業の病的膨

張」を是正する有望な「優境」事業として、また経費節減と貧児の家庭養育を実現させる「一挙兩得の策」として位置づけられたことから、児童保護事業のあり方を刷新することが構想化された点に制度・政策形成面の先駆的役割を見出せる。

次章ではこの『要項』以後、内務省嘱託・生江が媒介者として保育事業の全国的な啓発・普及・推進にどのように関与したのかを明らかにする。

第7章 内務省による保育事業の啓発と普及

1. 問題の所在

戦前期日本における福祉制度・政策形成には「嘱託層の社会事業専門家が立案に関与する構造」、すなわち「政治機構や行政における制度整備の必要に対応した概念形成の取り組みがなされ、そこに嘱託層の社会事業専門家が立案に関与するという構造」(永岡 2008 : 200)が存在した。そこで、媒介者としての「嘱託層の社会事業専門家」に注目して明治末期から大正初期の状況をみると、嘱託には留岡幸助(1900年)、生江孝之(1909年)、小河滋次郎(1911年)がそれぞれ就任している。他方、当時の内務官僚としては衛生局・窪田静太郎、地方局・井上友一らがいた。そして、嘱託が内務官僚と協働して福祉制度・政策の構想・設計を練り上げていった。具体的には貧民研究会の発足(1900年9月)にはじまり日露戦争後には感化救済事業講習会の開催(1908年9月)、中央慈善協会が発足している(同年10月)。このように「嘱託層の社会事業専門家が立案に関与する構造」のなかで、次第に保育事業への注目が集まり、結果的に内務省はその普及や奨励に取り組んでいった。

本章の目的は「昼間保育事業の先駆者」(岡田 1971 : 87 ; 100)と呼ばれる生江孝之について、その内務省嘱託時代であった1909~1923年の著作を再検討し、生江の保育事業論を通して、内務省による保育事業の啓発と普及について明らかにすることである。なぜなら、生江の保育事業に関する先行研究は量的に乏しいことに加え、その僅かな研究においても質的には課題が残されており、その保育事業論の全体像や詳細は未だ明らかにされていないからである。また、内務省嘱託であった生江の保育事業論を跡づけることは、内務省による保育事業の啓発と普及、推進がどのように行われたかを明らかにすると同時に、日本の保育事業の形成過程を明らかにしていく一助になると考えられる。

(1) 先行研究が乏しい理由

そもそもなぜ生江の保育事業に関する先行研究が乏しいのか。その直接的な理由は研究者個々の興味・関心に依存するため説明困難であるが、間接的な理由について、ここでは2つの論点を示し、説明を試みる。

第1に戦後の保育研究の動向である。つまり、保育内容研究に偏重する(山縣 2002 : 2)一方、歴史研究が他の教育学の部門に比べて乏しかったこと(村山 1977 : 78)にある。森上史朗による日本保育学会における研究発表の推移の分析によれば、第1回から第31回の研究発表大会における研究発表総数 2,391 件に対する保育内容に関する研究発表は 705 件

(29.48%), 保育史に関する研究発表は61件(2.55%)であり、第32回から第49回の研究発表大会における研究発表総数6,190件に対する保育内容に関する研究発表は1,450件(23.42%), 保育史に関する研究発表は215件(3.47%)であった(森上1977:332-335)。この分析は研究蓄積の量的な格差を顕著に示しており、保育史研究の量的な不足が指摘できる。

第2に、第1の論点を実質的に規定する研究者の専攻とその研究方法についてである。データは古いが、村山貞雄は日本保育学会役員経験のある研究者について、1959(昭和34)年の49名と1975(昭和50)年の62名の専攻比率を明らかにしている。すなわち、前者では心理学31%、教育学29%、医学6%、後者では心理学37%、教育学34%、医学5%であった(村山1977:78)。無論、調査対象の限定性を考慮すれば、この結果をどこまで一般化できるのかという疑問も残るが、「心理学的傾向と教育学的傾向」(村山1977:77)を象徴的に示している。これらの傾向を認める時、戦前期の内務省嘱託という立場から立論された生江の保育事業論は、研究者の専攻や研究方法の特徴も反映して研究対象になりえなかったと考えられる。なぜなら、彼が「生涯を保育事業界に終始した人ではなかった」(岡田1971:85)こと、「保育事業についての体系的な著作はない」(岡田1971:90)ことに加え、「幼児研究者でもなければ、保育の実践者でもなかった。したがって、彼から保育の内容・方法について、独特の示唆を得ることは期待できない」(岡田1971:92-93)と評価されてきたからである。つまり、生江は一時的に保育事業に関与したが、保育学においては心理学や教育学を専攻する研究者の多さもあいまって、その興味や関心を喚起するには至らず、結果的にその保育事業論は等閑に付されてきたのではないかと考えられる。

(2) 先行研究の意義と課題

しかし、先行研究は皆無ではなく、岡田正章(1959;1971)、一番ヶ瀬康子ほか(1962)、宍戸健夫(1968;1981)、兵庫県社会福祉協議会編(1971)、神戸市保育園連盟編(1977;1988)の文献を列挙できる。

まず、岡田は神戸における戦時保育所の特性や目的、生江とわが国の保育事業の発展、保育事業論の概要および要点(表7-1)を簡潔に紹介している点に意義を見出せるが、いくつかの限界もある。第1に、生江の神戸時代と内務省時代における保育事業論の関連性が不明瞭である点にある。第2に、その保育事業論の概要および要点は、保育施設の社会的位置づけ論が部分的に強調されてはいるものの、主著『社会事業綱要』に箇条書きされた事項の羅

列的な紹介に止まり、各事項に関する分析や考察は深められていない点にある。総じて言えば、生江の神戸時代はその内務省時代を説明する際の枕詞的な位置づけに止まり、前者が後者にどのような影響を及ぼしたのか、より具体的に言えば、神戸の経験が内務省時代の保育事業論にどのように反映されているのかは不問に付されている。

表7-1 生江孝之の保育事業論の概要および要点

保育事業の特長	
(1)客観的方面	(イ)乳児死亡の減少, (ロ)幼児健康の増進, (ハ)幼児知識の啓発
(2)主観的方面	(イ)母子恩愛の持続, (ロ)好学心の助長, (ハ)独立心の維持
(3)家庭的方面	(イ)家庭収入増加, (ロ)家庭の改善
(4)事業的方面	(イ)小額の軽費, (ロ)育児院収容児童の減少
経営上注意すべき事項	
(1)保母に関する方面	(イ)適当なる保母を得ること, (ロ)相当俸給を支給すること, (ハ)必要なる休養を与ふこと
(2)児童に関する方面	(イ)年齢の制限(2~3ヶ月以上学齢までを可とすべし), (ロ)年齢に依る室の区別, (ハ)児童と保母との割合(乳児4~5人に1人, 幼児15乃至20人に1人の保母を適当とすべし), (ニ)入所以前の家庭調査と診断, (ホ)哺乳及給食の度数(哺乳度数は医師との相談を要す, 給食は昼食1回)
(3)家庭に関する方面	(イ)母親の監督, (ロ)貯金の奨励, (ハ)職業紹介
(4)一般施設に関する方面	医師を招聘して衛生上周到の注意を得るの外, 被服, 揺籃, 遊戯場, 玩具, 掛図, オルガン, 物干場, 病室, 浴室等

注)生江孝之(1923)『社会事業綱要』巖松堂=吉田久一・一番ヶ瀬康子編(1983)『社会福祉古典叢書4 生江孝之集』鳳書院, 271-272を参照の上, 筆者が作成した。

また, 一番ヶ瀬康子らは「内務省の慈恵政策」に関する記述のなかで, 児童保管所の創設

や慈恵救済としての保育所にふれ、生江孝之の関与に言及している。ただし、その内容は児童保管所の概況紹介と、日露戦争を契機とした保育事業の運動が幼稚園とは別個の保育施設を創出する経緯や生江が内務省に採用される経緯に若干ふれているに過ぎないという限界がある。

他方、宍戸は「児童保管所」の設立とその保育状況を各種資料に依拠して説明し、さらに戦時保育所の全国的な状況、大阪市保育会を例として幼稚園関係者の「貧民幼稚園」への関心などを明らかにしている。とりわけ、日露戦争後の保育事業の発展について、「貧民幼稚園」としての発展ではなく、治安維持の立場に立つ内務省が「感化救済」事業の一環として「保育所」を位置づけようとしたとの指摘（宍戸 1968 : 244 ; 1981 : 22-23）は、わが国におけるその後の幼稚園・保育所の基本的性格を決定づけたという意味で重要であった。とはいえ、その限界を挙げれば、幼稚園関係者が戦時保育事業に様々な協力をしながらも、「保姆の件費を主とする財政的基盤」を理由に「貧民幼稚園」を創設しなかったとする説明は、大阪市保育会の例証のみでは不十分さが否めず、他市の状況をふまえて詳細に明らかにされる必要があると考えられる。

最後に、兵庫県社会福祉協議会編集の「社会事業先覚者伝」、さらに神戸市保育園連盟の編集による保育園史は、いずれも生江孝之の貢献を含め、戦時保育所の状況、戦役記念保育会の歴史などを包括的に記述している。ただし、基本的に「社会事業先覚者伝」および神戸の保育園史という性格上、戦時保育所および戦役記念保育会の歴史的な記述を超えるものではないという限界がある。

以上、生江の保育事業に関する先行研究を概観した。本章は最も基本的な問題として、岡田による研究の限界——生江の保育事業論の概要および要点の紹介——を超えることに主眼をおく。具体的には、保育所による地域子育て支援という現代的な課題意識から、さしあたり保育所の「副業」としての家庭改良（改善）および隣保（部落）改善に焦点をあてて分析や考察を深める。これらを通じ、宍戸の指摘、つまり治安維持の立場に立つ内務省が「感化救済」事業の一環として「保育所」を位置づけようとした、その内実が明らかにされる。

2. 研究方法

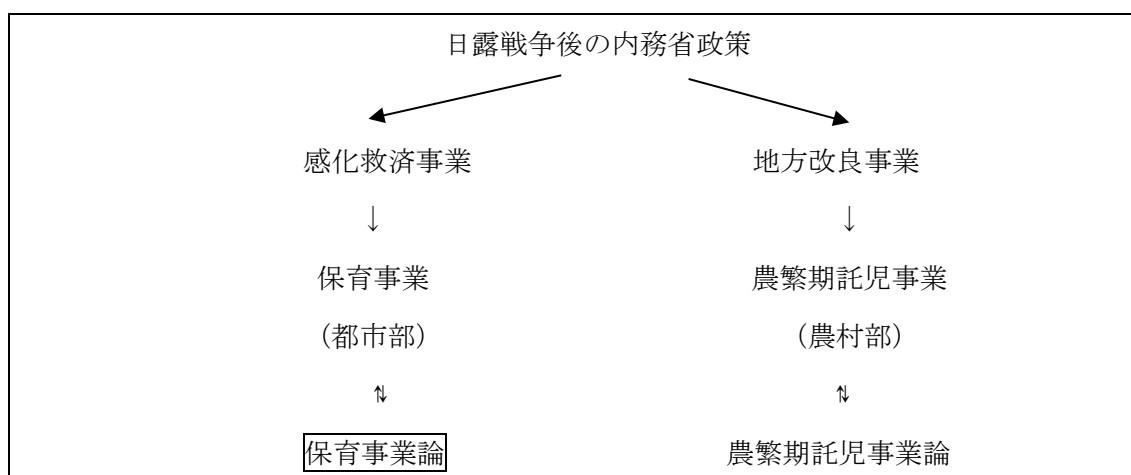
研究方法として、先行研究における年譜および著作文献目録にもとづき、生江による保育事業関連の著作を網羅的に収集した。資料収集をふまえ、生江の保育事業論の全体像をとらえるためにその経歴を考慮し、3つの時期区分、すなわち①内務省入省前（1904年2月～

1908年), ②内務省在任中(1909年6月~1923年2月), ③内務省退職後(1923年3月~)を仮説的に設定した。各時期の特徴を要約すれば, ①は神戸市外事係長として神戸市奉公会・婦人奉公会の設立, 児童保管所の設置, 戦役記念保育会への関与, 第2回外遊により欧州視察を行った時期である。また③は日本女子大学校等において教鞭をとった時期である。先述したように, 先行研究の関心は①の時期に集中していたため, 本章ではさしあたり②の時期に限定し, 内務省在任期間の講演録等に限定した文献調査を行った。

ところで, ②の時期における生江の保育事業論を捉える際の基本的な枠組みとして, 池本美和子(池本 1999: 9-49)がわが国の社会事業形成の分析のために提示した「感化救済事業—地方改良事業」の枠組みを参考にした。その理由は, 生江が両事業の開始時期に内務省囑託の立場にあったからであり, 彼が関与した保育事業や農繁期託児事業もまた内務省による両事業の中にそれぞれ位置づけられていたと考えられるからである。

したがって, 本章の仮説は以下のように設定される。すなわち, 生江の保育事業論は日露戦争後の感化救済事業の論理に即して展開され(図 7-1), 子どもを媒介とした母親の「感化」による家庭改良(改善)が目指されただけでなく, さらに隣保(部落)改善までもが期待されていた。つまり, 内務省在任中の生江にとって保育事業とは, 乳幼児を媒介として保母が母親とその居住地域住民を「感化」する国家の良民育成プロジェクトであったのではないかと考える。

図 7-1 生江孝之の保育事業論を捉える基本的枠組み

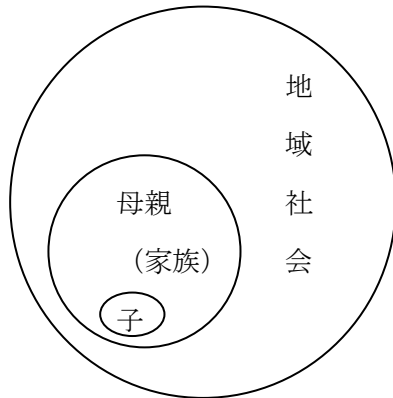


注) 池本(1999)を参照の上, 筆者が独自に作成した。

なお, 以上の仮説に含まれる子ども・母親(家族)・地域社会との相関は, 右田紀久恵に

よる「地域福祉の三層円」に依拠して図示しておく（図 7-2）。

図 7-2 子ども・母親（家族）・地域社会の相関



注) 右田紀久恵（1995）『『福祉社会』と地域福祉
総合化への途』同編著『地域福祉総合化への途』
ミネルヴァ書房，23 の図 4 「地域福祉の三層円」
を筆者が一部修正した。

3. 保育所における 2 つの「副業」

(1) 「副業」としての家庭改良（改善）²⁾

生江は保育所および保母による家庭改良について次のように指摘している（生江 1915 : 333）。

九、家庭の改良。家庭を訪問するとは保育所の任務の一なり。家庭を改良することは訪問によりて十分に遂げらるべし。鮫ヶ橋の如きは其の細民一團総てが、二葉幼稚園の当事者を尊敬せり。

この指摘は家庭訪問の意義について二葉幼稚園を具体例として言及している。また、家庭改良に関わる「保育所経営上の注意」として以下の指摘もある（生江1915 : 337）。

十、母親の監督。母親の職業に就き正業を与ふるやう注意すべし。

十一、貯金の奨励

保育所経営を行う上で、保母は母親の就労に関する監督と貯金の奨励を行うことが期待されている。

要するに、家庭改良の方法として家庭訪問、母親の監督、貯金の奨励の3つが認識されていたのであるが、これらは後に保育所の「副業」として次のように述べられている（生江1918：328）。

保育所はその副業として、貧民地区の家庭の改善、延いてその部落の改善といふことを行ふのであります。貧民の家庭を改善するにはその子供を通してやるのが一番いいのであります。自分の子供が朝から晩までお世話になっている先生方の言ふことは、貧民達の耳にもよく入るのであります。保育所は以上の如く単に子供を保護し母親を保護して、家計上の助けをするばかりでなく、その家庭を根本から改善しやうと努めるのであります。

それでは、乳幼児・保母を媒介とすることはどのような意味をもちえたのか。それを生江の細民観や保育所観が如実に示している（生江 1918：332）。

日本に於ては保育事業は益々發達しなければならない状態になつて居ります。細民は今後増せばと言つても減るやうなことはありません。而して細民は自ら向上する力に乏しいものでありますから、他から促してやらなければなりません。保育所は社会組織の缺陷を補ふ重大なる役目を果しつつあるものであります。

保育所の経営者は男子である場合もありますが直接子供に接し、子供を通して細民の家庭に交渉するものは保母、即ち婦人であります。…（中略）…一つの石を以て二羽の鳥を撃つといふ諺がありますが、保育所の事業は一つの石を以て澤山の鳥を撃つことになるのでありますから、尽力しても甲斐のある仕事であります。

要するに、自ら向上する力の乏しい細民は他者からの適切な促しを必要とするため、そこに保育所という社会組織や保育の担い手である保母が果たしうる「一石二鳥」以上の意義と可能性が示されている。

その主張の根拠は「貧民の家庭を改善するにはその子供を通してやるのが一番いいのであります。自分の子供が朝から晩までお世話になっている先生方の言ふことは、貧民達

の耳にもよく入るのであります」(生江1918:328)という考え方である。つまり、保育所や保母による家庭改善や隣保改善が可能になると考えられたのは、保母が「直接子供に接し、子供を通して細民の家庭に交渉する」機能・役割を担っていたからである。

そして、この「交渉」の機会を通じて「自ら向上する力に乏しい」細民の「向上」を促していくことが期待されていた。ここに「保育事業は幼児を通じて母親を感化し、惹いては家庭内部の衛生、経済、道徳等各方面に亘りて改善を促すもの」(社会福祉調査研究会編1990:950-951)という理解が生まれたのである。その意味で、生江の保育事業論もまた内務省の感化救済事業の論理に即したものであり、保母による乳幼児を媒介とした「良民」育成プロジェクト、あるいは母親を「善導し良化する」実践であった。

(2)「副業」としての隣保(部落)改善

先述のように、保育所の「副業」とは貧民地区の「家庭の改善」と「部落の改善」の2つであった。無論、両者は並列の関係というよりは、前者の蓄積が結果的に後者につながるという発想であり、先述した3つの方法は直接的には家庭改良に、間接的には部落改善に寄与するものとして位置づけられていたと考えられる。

保育所による「隣保(部落)改善」について、生江が初めて言及したのは1918(大正7)年8月に公表されたフレーベル会例会講演の大要筆記録であるが、その講演において内務省入省前から深く関与した戦役記念保育会の紹介のなかで、「特殊部落」に設置された楠町保育所に言及している(生江1918:326-327)。

これは日露戦役の際、婦人奉公會が始めたものでありまして、先づ保育所をつくり、母の會なぞも開いたのであります。奉公會員には知事の奥さん、市長の奥さん、多額納税者の奥さん等、名流の婦人が澤山出席なさつて、特殊部落と呼ばるる、階級の母親のために親しく膝を交へて、茶を飲み、菓子を食べながらいろいろ慰めなぞされたのであります。このことはこの部落の人々に非常な感激を與へました。この部落の人々は戦争前までは外部の人々と殆ど交通しなかつたのであります。然るに戦争を機會として、外部の人々がこれらの^{ママ}人人のために、その幼児を引取りて教育してやつたり、母の會を開いたり、出征者の、家族救助を行うたりした為に、彼等の持つていた一種の僻み根性が、全然その影を潜めるに至つたのであります。

日露戦争を契機として始まった経済的富裕階層の婦人による慈善事業としての保育所活動が、託児のみならず、母の会の開催、出征者の家族救助を通して「特殊部落」内外の交流を促し、「部落の人々」の変化につながったこと、言わば「隣保（部落）改善」の一端を伝える内容であり、被差別部落をその対象地域に含んでいた点に留意しておきたい。なお、この生江の講演以降、内務省（囑託）は保育所による「隣保（部落）改善」や「隣保事業」に度々言及している（表 7-2）。

表7-2 保育所による「隣保(部落)改善」や「隣保事業」に関する記述

執筆者	該当する記述
杵淵義房	<p>五、家庭との連絡 一般に家族會とか親の會といふものを設けて家庭との連絡を取り、成績は概して良好である。これは極めて必要な事で、斯業に於ては家庭の改善を圖ることも決して等閑に附してはならぬ。殊に近時保育所に於ては之を中心として細民の家庭訪問をなし、以て種々の注意を促し、或は種々の相談相手となり、小規模の社会植民同化事業を實行するの風益々盛になりつゝあるのは頗る賀すべき傾向である。</p>
小澤一	<p>細民地域、労働者居住地等の改善の爲め「隣保」事業の中心として保育所が設置されることが多い。隣保事業は歐米に於て發達し、篤志家が或る地域に社會の改善、教化の中心として俱樂部、學校、保育所、圖書館、人事相談所、運動娛樂場等の施設をなすのであるが保育所は斯る隣保改良事業の中心として極めて主要なものである。斯る隣保事業が我国に於ても漸次興らんとし、最近大阪、横浜、東京等には此のセトルメント、ハウスを市民館、労働會館等と名け大なる施設が或は既に創設され又は近く設立されんとして居る。上述の如き保育事業が社會の改良に資する効果は必ず大なるものあるべく、幼稚園教育と相俟つて幼児の教養保護の中心たるべきである。</p>
内務省 社会局	<p>保育所はまた兒女の保育を通じて親の指導、家庭改良等の上にも大なる役目を有し、細民地域、労働者住居地等の改善を目的とする隣保事業の中心として保育所の設置せらるゝもの多し。</p>

注) 杵淵義房 (1921) 『本邦社会事業』冬夏社 = (1996) 『戦前期社会事業基本文献集 27 本邦社会事業』日本図書センター, 216, 小澤一 (1921) 「幼児教育と幼児保護事業」 『幼児教育』 21(6), 190-191, 内務省社会局 (1922) 『本邦社会事業概要』三秀社, 101 を参照

の上、筆者が作成した。

これらの指摘に共通しているのは、保育所が次第にセツルメントあるいは隣保事業の中核であると認識されている点である。生江もまた主著において保育事業を隣保事業と関わらせて次のように指摘している（生江 1923a=上編 1995:165;1923b=吉田・一番ヶ瀬 1983:273）。

尚我保育事業は隣保事業の少なき我邦に於ては、保育所直接利益以外、尚ほ個々の家庭を改善し、更に進んで、其の隣保を改善するの副産的利益を享有し得るが故に、この點より考察するも、其の存在は依然として極めて必要である。

ここでは「隣保事業の少なき我邦」という認識にたち、「保育所直接利益以外」の「副産的利益」として、家庭改善や隣保改善を強調しており、保育事業は言わば隣保事業の代替・補完的な機能・役割を担うことが期待されている。

4. 「副業」の実態と感化救済事業における生江の関与

(1) 乳幼児・保母を媒介とした「感化」の実態

生江が主張した家庭改良（改善）は、講演³⁾のなかで度々言及される戦役記念保育会および二葉幼稚園（保育園）の実践に根ざしていたと考えられる。つまり、出征軍人遺家族支援という設立経緯、スラムという地域特性の相違はあるが、神戸と東京という都市部における実践がモデルとなっている。

そこで、東京府管内 8ヶ所の保育所の幼児と保護者に関し、府救済課が1916（大正5）年に実施した『幼児昼間保育』を取り上げ、その実態を検討してみる。調査の結果、「細民の生活改善」に果たす昼間保育所の第1の使命は「家族の慰安並啓発」（社会福祉調査研究会編1990:972-973）であった。

家庭改良の第一著歩は家族に精神上的の慰安を与ふることにあり。殊に細民の家庭に於ては日常の生計に何等の猶予なく従て安堵なし。之を以て彼等は日々匆忙の裡に齷齪しつゝ旦夕を遣り、些末なる感情の虜となりて、動もすれば自暴自棄に陥り向上の念慮を

絶つに至らんとす。加之彼等の家族的生活は薄弱なる根抵の上に築かれ、其の結合力極めて微弱にして離合の運命朝暮を期すべからず。

斯くの如き悲惨なる家庭に精神上の福音を齎し家族を慰安し向上の念慮をも涵養すべきは緊要なる事にして、当に保育所の努力すべき所に非ずして何れぞや。されば家庭会父兄母姉会を開催して精神の訓話等をなし、家庭を訪問して安否を尋ぬるが如き又は母親を招待して共食会を催し其の感情を融和するが如きは此の際啓発、慰藉並激励の上に於て択て以て絶好の手段なりとす。

つまり、細民家庭の惨状を考慮し、保育所が母親の慰安や啓発のために家庭会等の開催、家庭訪問、共食会の開催を行ない、感情を融和させることをねらいとしていたことが読みとれる。

第2に「簡易なる職業紹介」を指摘している。府管内10ヶ所の保育所における保護者の職業と日収額の調査をふまえ、回答した保護者総数1,356人のうち、「技能を要せざる職業」従事者342人（男247人、女95人、25.2%）と「所謂職人の部類」従事者495人（男326人、女169人、36.5%）が全体の61.7%を占め、大半の婦女が「殆ど無技能に近き手伝人」であることを見出し、「職業教育の必要切なるを窺うに足るべし」と述べている（社会福祉調査研究会編1990：983）。以上を根拠にして「細民を感化誘導して或は向上の素養をなさしめ生活の改善を図らしむるは当に保育所の特権的使命の一たると同時に大なる誇とすべき所なり」（社会福祉調査研究会編1990：983）と指摘し、以下のように期待が寄せられている（社会福祉調査研究会編1990：973）。

保育所は余力を以て常に無料職業紹介所其の他と巧に連絡を保ちて失職者又は生活上困難を感じる者のために職業紹介の労を採るべし。尚ほ適當なる内職を見出し得ざる母親のために小規模授産場を附設するが如きは策の最も得たるものと謂ふべし。

要するに、保育所は「下層細民の生活を改善し其の地位を向上せしむるために」、「成る可く収入多き職業に就かしむる」努力もまた期待されていたのである。

とはいえ、以上は調査報告書にもとづく知見であり、限界もある。逆に、保母の日常レベルで捉えられた内実はどのようなものであったのかを保母の手記（保坂1921：340-341；佐

伯 1921 : 377-378) に依拠してみても。

毎年の傾向でございますが、特に今年は甚だしいと思つて居りますのは、託児所に通ふ子供等がどうも低能に近いやうな子供が多くて困ります。…(中略)…それにしても、幼稚園に通學して來る子供達とは、毎年段違ひに託児所の子供の性質なり健康状態なりが劣つて居りますので、私共は大いに研究しなければならないと存じて居ります。

託児所に附属して、母の會といふのが、毎月一回づゝ催されます。これは託児所に集つて居る母親達の會でありまして、晝催されることもあれば、又時としては皆の都合で夜催されることもあります。守らなければならない義務として奨励していますせいとか大抵二十五六名は必ず集ります。三十分精神修養として、聖書をよみ、祈禱をさゝげて、時々立派な先生方をお招きして、衛生講話等をして頂く事もあります。その後は親しい茶話會に致します。この會は、家庭の向上の爲め、又私共と家庭との連絡をとる上に、大層よい機關になつて居ります。

私共は、家庭改良と云ふ事を、根本的事業であると、つくづく感じました。其の日の生活に困らず、相當の教養があつて正しく生きてゆく中流、上流の方々が、一ヶ月もこの邊の貧民の家庭に浸つてごらん下さい。彼等は、なんとした怠け者であるか、恥をしないか、又其の日の米代さへあれば明日のことは考へずに遊び歩いているかが、よく御解りになりますでせう。

月に一回、夜の會といふものがありまして、いつも五十人位が集ります。蓄音機を聞かせ、茶菓を出して、御機嫌を取るやうにして、會へ出席することを奨励してやります。家庭の身の上相談のやうなものにも、絶えず訪問して相談相手となつてやり、子供の誕生と戸籍のことや、又お金に困つて居る人々等、一々世話をして居ります。

わずか2名の手記からの引用であり、これらを一般化するには限界もあるが、母の會や夜の會の實際が綴られている点は注目できる。前者では託児所利用の遵守事項として母の會への参加を促し、精神修養としての宗教儀式や講話を通した知識啓発について、また後者では貧民家庭の惨状として怠惰、無恥、無計画主義の生計に言及し、母親へのアプローチに苦慮しながら、よろず相談に応じて居る様子がわかる。月に1回という頻度ではあつたが、保母が子どもを介して母親と直接的に接触し、その感化に努めていたと言える。

以上、保育所による家庭改良（改善）の内実は家族の慰安並啓発に加え、生計の安定化を図るための就労支援に及び、その実態や成果は定かではないが、物心両面のアプローチが模索されていたと考えられる。

(2) 「隣保（部落）改善」の2つの対象地域

生江をはじめ内務省（囑託）が度々指摘した保育所による「隣保（部落）改善」や「隣保事業」には時期を異にする2つの社会的文脈が存在したと考えられる。

第1は日露戦争後に始まる部落改善事業という社会的文脈である。内務省が被差別部落の困窮に対し、部落改善事業を開始したのは1907（明治40）年であり、それは地方改良運動の一環に位置づけられただけでなく、感化救済事業においても被差別部落が対象化されていた（藤野・黒川・関口2009：48-51）。この文脈を背景にして、保育事業と部落改善との関係は次のように認識されている（社会福祉調査研究会編1990：950-951）。

近來保育事業を利用して部落改善の中心事業たらしむべしと説ふる一派の論者を生ずるに至れり。其の論旨に曰く、保育事業は幼児を通じて母親を感化し、惹いては家庭内部の衛生、経済、道徳等各方面に亘りて改善を促すものたるが故に、斯事業に附帯して慈善市、親の会、夜学会、娯楽機関、児童遊園（監督者を欠く所の年長児童の昼間遊園）、夜間図書館等を兼設せば職業紹介事業、消費組合及救療機関等と相俟ちて能く細民生活改善の最善手段たるべしと。是れ実に保育事業の深化を適確に啓示する所の議論にして、保育事業者の常に企及せざるべからざる理想とす。

つまり、保育事業が部落改善の中心事業であるという見解を紹介している。その内容は、保育事業が家庭改良だけでなく、住民にとって教育・文化・芸術の拠点になりうること、また職業紹介や消費生活、医療の各種専門機関との連携によって「細民生活改善」に寄与することを具体的に記述しており、生江や内務省（囑託）の指摘を先取りしていたと考えられる。

他方、1925（大正14）年7月に内務省社会局が実施した『隣保事業調』⁴⁾には部落改善との関連に言及した名古屋市・平野町幼稚園の個票が含まれている。その「将来改善希望計画」によれば、「附近ニハ水平社へ加入セル町民多ク其ノ融和ヲ計ルト共ニ生活ノ向上ヲ研究スルハ最モ必要ナルヲ以テ将来ハ地区改善住民居宅ノ改築ノ気運ヲ起サシメン為メ町民生活改善ノ研究会ヲ開催スル予定ナリ」（社会福祉調査研究会編1994：567）との記述がある。

言わば、融和事業推進の拠点としての機能・役割を今後担おうとする内容である。ここから推察できるのは、保育所の立地する地域特性がスラムであるのか、被差別部落であるのかによって、隣保（部落）改善の対象となる問題や課題、解決に向けた取り組みの内容や質は多様であったことである。

したがって、この文脈で重要なことは、①米騒動（1918年）以前に保育事業と部落改善との関係が認識されていたこと、②保育所の立地する地域特性によって隣保（部落）改善の内実は多様であったと考えられることである⁵⁾。

次に、第2は社会教化事業という社会的文脈である。つまり、第1次世界大戦後は社会教化事業という新たな枠組みのなかに保育事業が位置づけられ、保育所はその機能や役割を担うことが期待されていたと考えられる。

社会教化事業はセツルメント運動と融和事業に大別されるが（宇都2007：176-177），日本の社会事業界では1921（大正10）年頃から「隣保事業」という言葉がしばしば使用され、次第に「セツルメント」よりも「隣保事業」や「隣保館」という言葉が定着していったという経緯がある（窪田1979：49）。したがって、社会教化事業は、貧民窟と呼ばれたスラムを対象地域とした隣保事業と被差別部落を対象地域とした融和事業から成立していたと考える⁶⁾。

ところで、生江は隣保事業を「学殖あり人格ある篤志家の団体が、身を細民地区に投じて隣保住民の交友となり指導者となり、多種多様の方法を通じて住民を自覚せしめ改善せしめ向上せしむる機関である」（生江1923b＝吉田・一番ヶ瀬1983：160）と説明し、隣保事業の主要な内容について「幼児保育所」を含めて提示している（表7-3）。

表 7-3 生江孝之の主要な隣保事業試案

1	細民生活状態調査
2	少年少女に対する諸種の倶楽部 図書館 巡回文庫 補習教育 復習室 読書室 児童遊戯場 <u>幼児保育所</u>
3	巡回看護 家庭訪問 調理講習会 音楽会 演劇会 其他娯楽設備 講習会
4	職業紹介 人事相談 法律相談 戸籍整理 浴場 貯金

注)生江孝之(1923b)『社会事業綱要』巖松堂＝吉田久一・一番ヶ瀬康子編(1983)『社会福祉古典叢書4 生江孝之集』鳳書院，165を参照の上，筆者が独自に作成した。

そして、細民の向上には「自覚的自発的、且つ予防的方法に拠らねばならぬ、而して其の事業の事前的予防的にして能く彼等を自奮自発の域に達せしむるの途は、主として之を隣保事業に俟たねばならぬと信ずる」（生江1923b=吉田・一番ヶ瀬編1983：159-160）と述べている。

それでは、保育所が隣保事業の部分構成した実態はどの程度存在したのか。先述した『隣保事業調』を活用して検討してみた。各個票における施設の事業内容を精査した結果、「託児（所・事業）」「保育（部）」「昼間保育」「幼児保育」等の記載は24ヶ所に、また「幼稚園」の記載も3ヶ所に確認でき（社会福祉調査研究会編 1994：521-581）、両者を合わせると全個票の約64%を占めていることが判明した。したがって、地域間または施設間に差はあるが、保育所が隣保事業の部分構成していた事実が実証的にも認められる。

なお、隣保事業が次第に盛んになった背景には直接的には米騒動による社会的混乱があり、その後は内務省地方局救護課の社会課への改称、財団法人協会の設立（以上、1919年12月）、内務省社会局の設置（1920年8月）など行政機構の再編・整備（厚生省五十年史編集委員会編1988：106-108）に止まらず、社会教化事業という新たな枠組みをも準備させたと考えられる。戦後、生江は「大正七年——米騒動と社会事業、日本の社会事業はこの時から」と題し、次のように回顧している（生江孝之先生自叙伝刊行委員会編1958：98-99）。

此の米騒動の結果、政府は我が国の社会性が急激な変化を来し、国民はここに初めて国家の他に社会の存在することを発見し、かつ確認するにいたったと云い得るのである。民衆の結束したる暴力は、国家の命令だけを以てしては防止し得ざることを発見して、貧困におち入った民衆に対する救護の道を、政府及び富豪の手によって開始するにいたった。

つまり、「民衆の結束したる暴力」の実体化が社会事業成立の直接的な契機であったと言える。ここで考察したいのは、生江や内務省（嘱託）の指摘に含まれる「細民」という概念の2つの含意である。そもそも細民という用語は1911（明治44）年に内務省地方局によって行われた「細民調査」で初めて使用され、具体的には「区費を負担せざる者にして人夫、車夫、日雇いの仕事をしている者」であり、月収が20円以下と定義されている（秋元ほか編2003：151）。

ただし、その背景には被差別部落改善の問題が存在していた。黒川みどりによれば、1910(明治 43)年の大逆事件を契機にして、社会の側の被差別部落に対する認識を問う趨勢が現われ、内務省は1912(大正元)年より従前の「特殊(種)部落」に代えて「細民部落」という呼称の使用を試みたとされる。また、その意図は被差別部落の境界を曖昧にすることにあったのではないかと分析している(黒川 1999 : 95-97 ; 2011 : 79-80)。この分析に依拠すれば、細民という概念にはスラムの住民と被差別部落民の双方が一括して包含されている。したがって、保育所の「副業」としての「隣保(部落)改善」には2つの対象地域が想定されていたと考えられる。

(3) 感化救済事業講習会における生江の関与の実態

最後に、感化救済事業講習会における生江の関与の実態について、寺坂の研究に依拠して明らかにする(寺坂 1995 : 21-49 ; 1996 : 25-60)。

まず、講習会の概況であるが、1908年の第1回講習会から1922年までの15年間に29回開催されている。講習期間は第1回のみ実質1ヶ月であったが、以後は半月ないし2週間に変化し、最終的に約10日間に、地方講習会は1週間から10日間であった(寺坂 1995 : 33)。なお、第5回講習会(1912年)では、感化救済事業を国家の救済対策の代替として位置づけ、国家施策の一環として強化する姿勢を次第に鮮明化して以後、児童保護中心の講習会に変化した(寺坂 1995 : 32)。

主要な講師の変遷をみると、全29回の全会参加者は不在であるが、生江が23回、留岡幸助が16回、小河滋次郎が13回、相田良雄が11回、高田慎吾が9回となっており、内務省嘱託が一貫して講習に参加していた事実に加え、生江の参加回数が群を抜いて多い事実が明らかにされている(寺坂 1995 : 36-37)。頻繁に交代する官僚を支え、実質的に講習会を運営したのは内務省嘱託であり、生江は第1回と海外出張を除き、毎回講師を務めた。当初は「泰西救済事業の比較研究」を講義していたが、児童保護に重点化してからは「児童保護事業」、中でも「育児・保育事業」を担当して中心的な役割を担った(寺坂 1995 : 37)。

以上、生江が感化救済事業講習会運営の中心にいたことが確認された。そのため、保育事業の啓発・普及・奨励など市町村への影響力も大きかったと考えられる。『社会事業綱要』によれば、保育事業の特長は4方面、10点に集約されている。すなわち、客観的方面は①乳児死亡の減少、②幼児健康の増進、③幼児知識の啓発、主観的方面は④母子恩愛の持続、⑤好学心の助長、⑥独立心の維持、家庭的方面は⑦家庭収入増加、⑧家庭の改善、事業的方

面は⑨小額の経費，⑩育児院収容児童の減少である（生江 1923：271-272）。

このように生江の保育所／保育事業論は、誰もが反対しにくい利点を複数盛り込み、逆に不利や欠点が皆無の立論となっている点に特徴がある。この点について Uno は興味深い分析をしている。第 1 に、生江の保育事業論は保育所設立が多くの利益をもたらすという立論であり、都市の貧児を取り巻く有害な社会的状態を緩和するために現存する一握りの保育所数の増加を推奨し、地方自治体による保育所の公営化または財政的支援を提案したと指摘している（Uno1999:115-116）。第 2 に、生江は保育所整備が困窮した都市の親子から人道主義者、教育者、社会改革者、愛国主義者、産業主義者、政府の役人に至るまで全ての者に利点をもたらすことを示した。多くの潜在的な利点の提示、特に全体としての国家への利益は保育制度化への批判を鈍らせ、保育所反対論者に攻撃のすきを全く与えなかったことにあると指摘している（Uno1999:116）。

要するに、生江は親子にとっての利点だけでなく、経費も低額、育児院収容児童も減少するという制度・政策的な利点を示し、「一挙両得」や「一石二鳥」の事業として普及を奨励した。その結果、市町村における保育所／保育事業の整備は次第に積極化していった。

5. 結論

池本によれば、日露戦争後の国家体制強化の方針には「国家の良民」育成および「国家のための共同体」構築があったとされる。すなわち、「日露戦後の国家体制強化の方針は…従来の隣保相扶の奨励に留らず、『国家の良民』の育成および『国家のための共同体』として隣保相扶のあり方まで指導するという新たな視点を加える結果をもたらした。指導、監督、奨励を、天皇の詔勅や恩賜を盾にすることによって強化しようとする政府の姿勢には、分解を見せ始めていた国民意識を再統合し、防貧への国民全体の一致協力をいかに引き出し得るか、国の責任はその一点にかかっているという意識があったといえるだろう。それは、日露戦後の国民の共同一致に基づく国家体制の確立と列強との競争に勝たなければならないという課題から、必然的に導き出されてくる国家統一のための防貧論であった」（池本 1999：40-41）。

また、「感化救済事業を提唱することによって、救済事業が従来の『一部の救恤問題』という理解から、『自営の方法』すなわち防貧へと、その範囲が拡大されて把握されるようになったといえよう。それは、恩賜としての窮民救済を受ける民であることから、地域社会の構成員として、恩賜を受けず、国家に負担をかけない『良民』すなわち一般勤労国民となる

ことを積極的に奨励していく方向を目指すものともいえる」(池本 1999 : 23)。

これらの指摘をふまえた本章の結論は以下のとおりである。すなわち、「国家統一のための防貧論」としての感化救済事業を背景として、保育所の「副業」としての家庭改善(改良)に期待されたのは、母親の監督、貯金の奨励、職業紹介などを通じた「良民」の育成、具体的には保母が母親たちを「善導し良化する」実践であった。その目的はまさしく「幼児を通じて母親を感化」(社会福祉調査研究会編 1990 : 950-951)し、池本の言葉を借りれば「地域社会の構成員として、恩賜を受けず、国家に負担をかけない『良民』すなわち一般勤労国民となることを積極的に奨励していく方向を目指すもの」であった。他方、隣保(部落)改善に期待されたのは「国家のための共同体」構築であり、協調政策路線にもとづく「融和」が目ざされたが、実質的には顕在的にも潜在的にも治安維持の機能を果たしていたと考えられる。

それでは、昼間保育事業における生江の先駆性の内実はどこに求められるだろうか。生江の保育事業論は感化救済事業の論理を背景とした内務省囑託の立場に即していたが、保育事業の特長および経営上の配慮事項について当時としては多面的・多角的に捉えていた点、また保育事業が果たす家庭改良(改善)や隣保(部落)改善の機能・役割に関する言及は当時の保育所における具体的な諸実践を反映していた点にあったと言える。

したがって、このような立論が可能になった背景には、第2章～第5章で明らかにした神戸市における児童保管所や戦役記念保育会の保育事業を通じた実務経験に加え、第6章で明らかにした保育事業を国家レベルの社会政策に位置づけ、構想化した経験があったと考えられる。つまり、生江の保育事業論はその実務経験をふまえ、保育事業の実践面および制度・政策形成面の先駆的役割をともに反映した内容であった。

終章では、これまでの歴史的な検証をふまえた結論を述べた上で、今後の展望と課題を論述する。

終章 本研究の結論（総括）と残された課題

1. 結論と本研究による新たな知見

本研究は、保育制度・政策形成における生江孝之と彼が主導した神戸市の保育事業の先駆的役割について、媒介者としての生江の経歴に即して以下のように多角的な検証を試みた。

まず、急速な都市化に伴い、神戸市では様々な社会問題が生起する一方、港湾都市固有の開放的かつ進取的な風土が醸成されるなか、1886年以降、幼稚園や企業内保育所の先駆的な保育実践が豊かに展開されていたことを明らかにした（第1章）。

そして、1904年2月の日露戦争の勃発に伴い、新たに戦時保育事業が着手された。児童保管所は内務省や兵庫県、神戸市にとってみれば、軍人遺家族援護における現金扶助を抑制・低減する効果をもたらしただけでなく、活動を担う婦人たちには有意義な「奉公」活動の場と機会をもたらし、双方の利益が一致した活動であった。したがって、制度・政策形成面の先駆的役割は軍人遺家族援護の方針（現金扶助の抑制や低減）を具体化する有益な事例であった点に、実践面の先駆的役割は婦人たちを総動員した地域ぐるみの運営であった点にそれぞれ見出された（第2章）。

また、児童保管所を指導監督した生江孝之は、日露戦争以前から坪野神戸市長が懸案事項としていた都市救済事業の企画・立案・実施の担い手として当初採用されたが、日露戦争の勃発に伴い、急きょ戦時保育事業に関与した。制度・政策形成面に関わる事実として、生江は神戸市長—内務省嘱託—内務官僚を結ぶ同一線上に位置しており、児童保管所に関する詳細な情報提供が可能であったことは内務省のリーディング・ケースになった背景として推察される一方、実践面では生江が留岡に鼓舞され、乳幼児の非行予防という保育目的を掲げた点に先駆的役割が見出された（第3章）。

さらに、日露戦争後に設立された財団法人戦役記念保育会の保育事業構想は5つの必要（児童教育、軍人遺家族救護、家庭改良、生産力増殖、貧民防遏）をふまえ、保育所設立の必要性を主張した。この保育事業構想における制度・政策形成面の先駆的役割は、戦時から平時に保育事業を転化させるため、子どもや家庭、社会全体の利益から保育所設立の必要を包括的に論じて社会的有用性を強調した点であったのに加え、神戸市の保育事業とそれを指導監督した生江が下士兵卒家族救助令や感化救済事業に対し、有益な参考事例をもたらした点に見出された。言い換えれば、神戸は内務省の「実験場」であり、その現場責任者は生江であり、同保育会年報は「実験」経過報告書であったと考えられることを明らかにした（第4章）。

他方、この構想を具体化するための実践的モデルとして、神戸市における初期保育事業モデルは、保護者の生業扶助と乳幼児の非行予防を目的とし、子どもへの養護・教育機能、家庭改善機能、隣保（部落）改善機能の3つを特徴として確立されていた点に実践面の先駆的役割が見出された（第5章）。

そして、内務省囑託に転じた生江は、神戸市の保育事業の経験知を内務省の社会政策構想とも言える『救済事業調査要項』（1911年）に反映させた。すなわち、保育事業は「育児事業の病的膨張」を是正する有望な「優境」事業として、また経費節減と貧児の家庭養育を実現させる「一挙兩得の策」として位置づけられており、児童保護事業のあり方を刷新しようとする内容に制度・政策形成面の先駆的役割が見出された。要するに、国家レベルの社会政策構想における保育事業の位置、さらに内務省囑託・生江が神戸市における保育事業経験の媒介者となり、国家の政策構想を先導・開拓した側面を事例的に明らかにした（第6章）。

なお、『救済事業調査要項』刊行後は、生江が感化救済事業講習会等を通じて保育所／保育事業の全国的な啓発・普及・推進・奨励を中心的に担い、保育事業が有する複数の利点を強調する「良民」育成の保育事業論を展開した。このような立論が可能になった背景には神戸市の保育事業の実務経験だけでなく、保育事業を国家レベルの社会政策に位置づけ、構想化した経験があった。つまり、生江の保育事業論は神戸市・内務省における経験をふまえ、実践面および制度・政策形成面の先駆的役割を如実に反映した内容であったことを明らかにした。（第7章）。

以上をふまえ、本研究は次のように結論づけられる。すなわち、保育制度・政策形成における生江孝之と彼が主導した神戸市の保育事業の先駆的役割は、保育事業の実践面だけでなく、制度・政策形成面の両面に見出された。したがって、生江は神戸市の保育事業の経験知にによって、保育事業の実践から制度・政策への変換過程における媒介者の役割を果たしたのである。

この結論を先行研究と対比すると、本研究は次の独自性を指摘できる。先行研究は神戸市の初期保育事業に関する部分的、断片的な研究によって、その実践面の先駆性には言及してきたが、後の内務省政策との関連づけが不十分であった。そのため、制度・政策形成面の先駆的役割は実証的に明らかにされなかったにもかかわらず、日本の保育事業発展における生江の指導的役割が指摘され、「昼間保育事業の先駆者」という評価を先行させてきたと言える。つまり、先行研究は保育事業から保育制度への変化、言わば保育制度・政策の形成過程を十分説明してこなかったのである。

これに対し、本研究は生江の経歴に即して、その神戸時代と内務省時代の内実を詳細かつトータルに調査しただけでなく、先行研究が検討してこなかった『財団法人戦役記念保育会第一回報告書』および『救済事業調査要項』に関する分析（第4章および第6章）を通じて、神戸市の保育事業に対する生江の先駆的役割、具体的には実践面および制度・政策形成面の先駆的役割を多角的に明らかにした。言い換えれば、本研究は生江や神戸市の保育事業が先駆的であったと指摘してきた先行研究の解釈をよりいっそう精緻化し、実践面および制度・政策形成面の先駆的役割を具体的に明らかにし、その妥当性を論証した。したがって、保育制度・政策の形成過程において、生江孝之が保育事業の実践から制度・政策への変換過程における媒介者であったという知見を先行研究に付加したと結論づけられる。

2. 展望と課題

最後に本研究の展望と課題は以下の3点である。

(1) 米騒動以降の各自治体における保育事業の公営化の実態把握と多様性の解明を継続することである。各市における公立託児所規程の制度化に至る背景や理由は一律ではない。具体的に言えば、大阪市は市営住宅附属施設として（村山・岡田・宍戸 1974；宍戸 2006；2014）、京都市は被差別部落対策として（菊池 1976；伊藤 1986）、東京市は実質的には関東大震災の復興支援策として（塩崎 2002）、神戸市は戦役記念保育会等の先行事業者の補充・補完として（神戸市役所社会課 1923：95）、それぞれ独自の経緯や文脈のなかで制度化している。そのため、各市の状況を個別に検証する必要があると残されている。

(2) 他方、国家レベルでは幼稚園令（1926年）によって、昭和期における保育事業の法定化が紆余曲折を経験するなど錯綜しており、戦後の児童福祉法制定に至るまでの過程を引き続き慎重に検討する必要がある。国家レベルでの制度化の経緯や文脈は内務省と文部省の関係、さらに厚生省の設置も含まれるため、複雑さを増す。

稲井によれば、その経緯は次のように錯綜している。すなわち、保育所制度化をめぐる論争は1920年代前半の「児童保護」に関する法令構想から託児所に関する制度構想に移行した。内務省は当初、児童保護法を構想したが、1926年の幼稚園令は幼稚園への託児所的機能（長時間保育や三歳児未満の入園など）の制度化であったため、以後は託児所に関する制度の議論に移行した。

また、託児所の制度化構想には岡弘毅による幼稚園令との整合を図る構想（寺脇 1980：72-102）と文部省への対抗から幼稚園と託児所の違いを強調する内務省の構想とが対立し

た。さらに、1929年の世界恐慌以降は地方中心に託児所令制定運動が継続されるなか、1938年1月に「国民体位の向上」を目的とする厚生省が設置され、同年2月には社会事業法が制定された。しかし、同法には各事業の基準がなく、社会事業関係の全国大会における継続的な議論や内務省への建議は届出と監督以外影響しておらず、法制定後も託児所令制定の要求が継続していたとされる（稲井 2012：3-8）。

(3) 最後に、本研究の現代的インプリケーションに関わって、福祉政策学の課題を指摘しておきたい。すなわち、「福祉制度・政策形成における媒介者モデル」構築の可能性の検討である。本研究は、地方・地域や民間の各レベルで実践経験をもつ媒介者が福祉制度・政策形成を主導した一例を明らかにしたに過ぎないが、少なくとも官僚主導ではない福祉制度・政策形成パターンの存在を示唆するものであった。

したがって、今後は戦前期、戦後期における媒介者主導の福祉制度・政策形成パターンの事例収集をふまえてモデル構築の可能性を検討し、その普遍性と再現性の論証を継続することが、福祉政策学の重要な課題の1つであると考えられる。

注（各章別）

序 章

1) この定義は、政治学における政策過程分析が様々なアクター（政治家や官僚、政党・利益集団、マスメディア等）を想定していることに示唆をえた（大嶽 1990；草野 1997；森脇 2010）。

関連して、制度・政策史研究において特定の人物と経歴に着目するアプローチについて補足する。隣接領域として幼児教育があるが、田中不二麿に焦点化した幼稚園創設経緯の研究がある（湯川 2001：78-115）。1871年の岩倉使節団随行から1879年の教育令制定に至る田中の動向を追跡し、関係史料の発掘と分析によって、日本における幼稚園創設の意味や田中の役割、田中による幼児教育振興の意図が明らかにされている。

また、乳幼児死亡率との関連から公衆衛生が挙げられる。日本の公衆衛生行政史は医師エリート・長與専齋に着目し、英国のチャドウィックと対照させ、2人のキーパーソンの役割を明らかにしている（上林 2001：665-695）。日本病院史も適々塾や長崎養生所で学び、長崎医学校校長のキャリアをもつ長與が岩倉使節団の一員として米欧視察・調査を行い、医術とは別に衛生行政という行政分野が確立していることを見聞後、医制を考案、検討し、1874年に制定した事実をふまえ（福永 2014：186-189；198-200）、「結果として日本は国の保健医療制度の設計の全てを長與ひとりに託すことになった」（福永 2014：189）と結論づけている。加えて、地方・地域レベルにおいても、大阪市の公衆衛生体制構築のキーパーソンとして藤原九十郎（1935年、大阪市保健部長）に注目し、大阪市立保健所や育児相談所の主導、内務省に対する保健所設置案の進言（1937年、保健所法制定）等を明らかにした研究もある（樋上 2016：245-255）。

さらに、民生委員に関する歴史的研究として岡山県の済世顧問と大阪府の方面委員の両制度の誕生および普及の行政過程について、推進力として岡山県、大阪府の知事や囑託、そうした制度を導入した横浜市の市長や課長に着目した研究もある（小野 1994）。

以上、隣接領域の研究状況をふまえると、本研究のアプローチは特殊というよりは一般的なものと考えられる。

2) 一番ヶ瀬は、欧米社会事業の視察や研究の成果にもとづき、神戸市または内務省・政府の政策立案に対する助言・提言（間接的な貢献）を行った点を生江の業績の1つであると指摘している（一番ヶ瀬 1983：403，408-409）。

第2章

1) ただし、1904年3月開設された東京市軍人家族授産婦人会幼児保育所と佐世保出征軍人幼児保育所が最も早かった（岡田1959：18；内務省1906：1）。なお、児童保管所という名称は「物品保管の如く連想さるるので間もなく改称し」（生江1937：37）、「児童保育所」（生江1905）となったが、本稿では創設時の名称を使用している。

2) 「公私癒着」と「公私協働」は表裏一体であり、後者の側面については別途検討したい。

3) 内務省は「神戸市婦人奉公会ハ出征軍人家遺族ニ対シテ多大ノ同情ヲ表シ常時之ヲ慰問シ其実況ヲ視察シ夙ニ市内八ヶ所ニ昼間幼児保（育一引用者捕）所ヲ設ケ母姉ノ就業ヲ便ナラシメ或新聞雑誌ヲ予備病院ニ寄贈シテ病傷兵士ヲ慰籍シ普ク篤志ニ向テ古着類ノ寄贈ヲ求メ之ヲ消毒洗濯シ相当ノ修理ヲ加ヘテ秋冬ノ候衣服乏シキ窮困者ニ贈与シタル等男子部奉公会ノ事業ト相待チテ後援事業ノ模範ヲ志セリ」（内務省1906：60）と述べている。

4) 大英博物館標本採集員リチャード・ゴードン・スミス（1858-1918）の日記は当時の様子を伝える。兵士の輸送が中断なく続き、神戸から兵庫までの線路には「無数の日本の旗がひらめき、家々の軒先には提灯が飾られ、兵士たちの出征を見送る。人々は兵士を見かけると次々と急いでやってきて大声で『バンザイ』と叫び、爆竹や花火を打ち上げる。スミスが親しくしている服部知事は、大勢の国民が出征兵士を見送り、ささやかな休息を与えることによって、兵士たちは故郷の最愛の家族を思い出すとともに、戦いに向かう気持ちを奮いたたせることになるのだと、こっそり教えてくれたという。スミスも、思わず兵士たちを見ると『バンザイ』の声を上げてしまい、国民の誰もが、幼い子供にいたるまで愛国心のある姿を目にして深い感動を覚えずにはいられなかった」（伊井2007：46-47）。

5) 川村は1873（明治6）年生まれ。19歳で兄に背いてキリスト教に入信し、横浜市の捜真女学校卒業後、神戸市で手芸の習得に通うなか、犒軍に参加し、縁あって児童保管所に勤務した（兵庫県社会福祉協議会編1971：233）。

他方、佛通寺別院児童保管所（後の楠社保育所）主任・太田恒子は「日露戦争の時に何かお国の役に立ちたい、軍需品の織布場へ機織に参つたのですが、いつどこでお喋舌したのか知らぬが、出征軍人遺家族の託児事業の必要を口走つたものと見へて、御婦人方が御相談に来られ一端お断りしましたが、遂にお引受することになり明治三十七年六月佛通寺別院に出征軍人遺家族児童保管所を開いたのでした。国を挙げての大戦争に、女ながらもお国の役に立ちたい考へから」（太田1935：293-294）と、その動機と経緯を述べている。

第3章

- 1) 下線は引用者による。ただし、この記述には2点の誤りがある。1つは「1907年」であり、もう1つは「神戸市婦人奉仕会」である。正しくは「1904（明治37）年」と「神戸市婦人奉公会」である。その判断根拠となるのは「婦人奉公会の設立は明治三十七年三月で、宣戦布告後僅々ヶ月である」（松室編 1935：14）との指摘、生江自身の口述（生江孝之先生自叙伝刊行委員会編 1958：52-53）である。
- 2) 二葉幼稚園の検討を行った潤間は、託児所が幼稚園を参照する関係性を指摘している（潤間 2014：17）。その場合、二葉幼稚園のような直接的な参照と児童保管所のように児童遊戯を囑託する間接的な参照の2つがあったと考えられる。
- 3) なお、留岡が坪野市長を初めて訪ねた関西出張に同行した相田良雄は、関東大震災後に坪野を見舞った際、「丁度市参事会を開いていたので、生江なる者が珠玉であるか馬骨であるか知らぬけれども、留岡君を絶対信用して本人には会見もせず、市参事会の議に付して、市吏員の最高給で採用した」旨を聞いたと述べている（相田 1987：807）。「本人には会見もせず」と述べた点は、生江の記憶（生江 1937：35）や留岡の「三人鼎座」（留岡 1987：651）と齟齬があるが、おそらく坪野の記憶違いであろう。
- 4) 日露戦争後の保育事業の展開に向けた準備は戦時中から着手されていた。すなわち、「世間の同情亦頗る多大にして寄贈金品に陸続相接するのみならず、内務省を経由して軍人援護会より金二千円又県知事より金千二百円の寄贈を受けたるが如きは其最たる者なり。而して前者は既に増設及び新設事業の資金に充て、後者は戦後紀念として常設保育所設立費に充てんとしつつあり」（石川編 1908：10）と述べられている。
- 5) 第2段階は神戸市退職後の保育会時代であり、前段階の基本枠組みを軍人家族に加え、生計困難家族にまで一般化し、転化させたと考えられる。
- 6) 財）戦役紀念保育会第1回報告書によれば、保育所が「一般社会に及ぼすべき利益」の筆頭に「労働社会児童教育上の必要」を掲げ、児童にとって「幼時の境遇」が重要であり、「父母の最も念とすべきは如何にして児童に良習慣を与ふべきやとの問題」（石川編 1908：3）であった。それにもかかわらず、労働者の社会や家庭ではその理解が不十分であるため、児童教育に不適切な養育環境があると指摘する。すなわち、「殊に労働社会に在りては幼児教養の念慮に乏しきより自然不規律無秩序に陥り易く善悪美醜を判断識別する能力なき児童の目前に於て妄りに虚言を吐き陋語を口にして毫も介意せざるものの如し」（石川編

1908 : 3) と述べ、保育所が「労働社会の為に之が幼児を教養薫育する」ための「教育上最も必要なる施設」(石川編 1908 : 4) と主張している。本報告書の執筆は主に石川幸寛であったが(松室編 1935 : 185), そこに常務理事・生江の影響があった可能性は十分考えられる。

第4章

1) 戦前期に溯れば、内務省(1906 : 60), 内務省地方局編(1907 : 8-40), 内務省地方局(1909 : 10), 神戸市役所編(1971a : 339-440 ; 1971b : 556), 生江(1996 : 174), 早崎(1938 : 61)も神戸市婦人奉公会・同保育会に言及している。

2) 石川については「温良ノ質ヲ備ヘ開発的ノ天才ニ富ミ復タ栽培結实的技能ヲ併有ス本会ノ創始ニ方リ百般計画氏ノ献策ニ出ツルモノ最モ多ク堅忍ノ志操ト渾身ノ努力ヲ以テ盤根錯節ニ当リ幸ニ四個保育所ノ基礎ヲ確立シテ今日アラシムルモノハ有力者ノ指導後援ト主宰者ノ処断宜シキヲ得シニ因ルト雖モ氏カ内助ノ功績ヤ大ナリト謂フヘシ明治四十三年七月病歿セラレシハ本会ノ追悼ニ堪ヘサル所ナリ」(戦役記念保育会 1919 : 20-21) と述べられている。同保育会設立や4ヶ所の保育所整備の功績が高く評価されており、中心人物の1人であった。

3) 松川は、森島峰のカリフォルニア幼稚園練習学校への留学の内実をふまえ、「初期の二葉幼稚園にみられるカリフォルニア色」として①保育目的, ②保育内容, ③親や卒園児との接触, ④運営方法, ⑤年次報告書の5点に共通点を見出し、森島を通して二葉幼稚園にカリフォルニアの無償幼稚園運動の影響があったと結論づけた(松川 1987a ; 1987b)。

4) 先述したように年報の中心的な執筆者は石川であったと考えられるが、史料上は「神戸市奨武会書記」より任用された「専務書記」(石川編 1907 : 14)であったこと以外は不明である。石川の保育思想の有無を含めて判然としないことから、「保育事業に関する設計及監督は専ら委員生江孝之をして之に與からしめ」(神戸市婦人奉公会編 1907 : 44)との記述に依拠し、以下、生江に関連づけた論述となっている点を予め断っておく。

5) ここには「女性の国民化」という重要な契機が含まれている。愛国婦人会の研究によれば、「慈善という回路」が家庭にある女性と公領域をゆるやかにつなぐ役割を果たし、女性の主体的参加を促したと分析されている(飯田 2004 : 133-150)。神戸市婦人奉公会会員の主体的参加の検討は別途必要である。

6) 日本型福祉国家と15年戦争の相関を明らかにした鍾は、戦争中につくられた兵士や船

員、遺族のための社会保障制度が戦後、一般国民に拡大し、発展した事例が多くみられると指摘したが（鍾 1998 : iii), 日露戦争時の保育事業は先駆的な事例の 1 つであったと言える。

7) 下士兵卒家族救助令の生業扶助施設推進に関する知事宛「地甲 110 号 明治 37 年 8 月 1 日 内務省地方局長通牒」には参考事例「神戸市ニ於ケル軍人家族授産的救護ノ状況」が添付され、神戸市奉公会と婦人奉公会の活動が紹介されている（寺脇 2005 : 68-70）。

第 5 章

1) 各種文献における名称の表記は「戦役記念保育會」（内務省地方局 1909 : 10）, 「戦役記念保育會」（内務省社会局 1922 : 101）, 「神戸戦後記念保育会」（大阪市民生局 1967 : 3-4 ; 23-24）, 「神戸戦役記念保育会」（100 周年記念誌委員会編 2010 : 343 ; 345）など多様であるが、本稿では同保育会 30 年史の奥付の記述に従い（松室編 1935）, 「財団法人戦役記念保育会」という表記で統一した。ただし、引用文中の表記はその限りではない。

2) 「地域福祉としての保育の歴史的源流」という場合、二葉保育園（1900 年 1 月に二葉幼稚園として開園、1916 年 7 月に名称変更）の位置づけも問題になる。二葉幼稚園は文部省所管の教育事業であったが、当初から託児機能を目的の 1 つに掲げ、地域の必要に応じて終日保育や入浴の実施、3 歳未満児の託児、保育料の廃止、孤児院や幼年感化院の役割の遂行など、その事業内容は「幼稚園」をはるかに逸脱してだけでなく、財政面でも 1909（明治 42）年以降、内務省との関係が密であった（二葉保育園編 1985 : 38-39）。つまり、二葉幼稚園は実態的には「保育園」の性格を帯びていたとすれば、「源流」の 1 つとして検討に値する。なお、二葉保育園以前に「保育」の名を冠した託児施設の例として愛染橋保育所（1909 年 7 月）が指摘されており（二葉保育園編 1985 : 40）, 東京および大阪における両施設が「源流」としてどのように位置づけられるのかに関する精緻な検討も併せて必要である。

3) セツルメントにおける保育史の先行研究として、福元真由美は志賀志那人による北市民館保育組合について協同組合により組織した経緯や親の相互的結合の意味、自然中心の保育の思想と実践を、また東京帝国大学セツルメント託児部について地区別グループによる実践を用意したセツルの状況等を、それぞれ詳細に検討している（福元 1999 ; 2001 ; 2006）。福元の関心は総じて保育の内在的な成立条件や内容の詳細な検討にあるのに対し、本稿は、神戸における保育の事業運営や実践が大阪の愛染橋保育所にどのような影響を与えたのかという問いへの序論であり、組織間における保育事業の模倣と学習の側面に注目する点に

において異質であると考える。

4) ここで検討する主な史資料は、同保育会三十年史『三十年を顧みて』および生江自身の諸論考であり、その有効性や信頼度(信憑性)には自ずと限界もある。現時点で入手可能な史資料の制約のため、さしあたり生江がこの保育事業を構想・設計したという指導性(大阪市民生局 1967 : 3-4 ; 24)に着目して論述しており、その視点や視角に偏りがあることは否めない。したがって、今後、新たな史資料の発掘が進み、太田恒子や川村シンら婦人奉公会の中心的な女性達(兵庫県社会福祉協議会編 1971 : 229-232 ; 233-237)、望月クニ(兵庫県社会福祉協議会編 1971 : 168-169)、その他に幼稚園やキリスト教、警察の関係者など多様な人々の関与の実態が明らかになった場合、同保育会設立以前の保育事業の成立過程について再度検証する必要があるという意味である。

5) 加納秀子による 17 年間の日誌が存在したとされる(松室編 1935 : 202-203)。

6) とはいえ、各レベル間の関係やその境界線のありようを質的に捉えることは課題として残る。ちなみに、明治期から大正期にかけて、1887(明治 20)年代以降に『女学雑誌』で家庭(ホーム)という言葉が頻繁に使用され社会に流布していったが(小山 2002 : 102)、他方では農村・都市を問わず、下層から庶民層まで家族という単位自体が不安定かつ流動的であり(広田 1999 : 47)、その意味では家族と地域社会との境界線は現代ほど明確であったわけではなく、時代と社会によって変化すると考える必要がある。

7) 児童保管所という呼称について、「最初之を児童保管所と稱したが、物品保管の如く連想さるゝので間もなく改稱した」(生江 1937 : 37)と証言する生江自身が 1905(明治 38)年 6 月の雑録において一貫して「児童保育所」と記述している(生江 1905 : 10)。したがって、児童保管所の名称が使用されたのは 1 年未満であったと推察される。

8) ただし、八王寺保育所の主任であった太田恒子(元・産婆)は「保育児童の親達に生業の小資本を貸してゐたのは、あれはわたしの道楽で外の保育所ではやつてゐなかつたのです」(松室編 1935 : 294)と語っているため、限定された取り組みであった可能性がある。

9) 連載記事の見出しは「神戸の保育会」、「宇治野町の改善」、「八王子保育所」(3~5 回)、「薬仙寺保育所」(6~7 回)、「八幡保育所」、「保育会の改善に就て」となっている(神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫、情報取得日 : 2011 年 8 月 14 日)。

http://www.lib.kobeu.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10066206&TYPE=HTML_FILE&POS=1

10) 1910(明治 43)年 12 月から小林相生橋警察署長のきもいりで部落改善運動が展開され、

住民が最初に着手したのは全町民の約 9 割が罹患していたトラホームの撲滅、子どもの買い食い習慣の改善と勤儉貯蓄の奨励であった（安保 1989 : 275-276 ; 安保, ひょうご部落解放・人権研究所編 2007 : 278）。なお、関連して、神戸の方面委員活動は警察署を拠点にした活動と組織化であったとの指摘（野上 1993 : 300）に留意しておきたい。

11) 毎週月曜日の夜間に様々な講師（医師, 小学校訓導・校長, 幼稚園長等）を招いて開催された保母の研究会である（松室編 1935 : 107-108）。

12) その主著でも「保育所に於て欠陥と認めらるゝ一事」として「其の年齢に適応したる教育を授くることが緊切である」と指摘し（生江 1923a : 158 ; 1923b : 270），その後も保育所の教育的機能の向上や教育的意義に言及し続けている（生江 1926 : 8-9 ; 1935a : 62-63）。なお、この問題については徳永恕, 倉橋惣三も言及していた（徳永 1918 : 28 ; 倉橋 1927 : 15-16）。

13) 留岡幸助が第 1 回外遊に同行し, 神戸市就職の仲介者であったなど（生江 1935b : 184 ; 生江 1958 : 52），生江の公私に影響を与えた点については第 3 章で論述した。

第 6 章

1) 外国の事例を日本に移植する場合, 意図されたか否かを問わず溝が生じる点に留意が必要である。外国の視察結果は忠実に移植されるよりも, 媒介者による情報の受信・発信のあり方に規定され, 移植結果に反映される。ここでは移植に不可避なヒューマン・ファクターという論点の提示に止める。

2) 当時の関心は『社会政策学会論叢』に顕著に示され, 総じて男性労働問題が中心であったと考えられる。「婦人労働問題」は河田嗣郎『婦人問題』（1910 年）の先駆的業績があったが, 論叢第 12 冊（1919 年）で遅れて取り上げられた。ただし, 1912 年の学会では, 農商務省工務局長・岡実が職工の妻の就業について, 世帯収入増と工業発達の両面をふまえ, 内職から外勤への展開条件として「子供を託する制度等の必要」に言及している（中鉢編 1971 : 67）。つまり, 明治中後期の家計構造上, 妻の就業実態は工場労働者と都市下層に限定され（千本 1990 : 200）, 保育事業は未だ普遍的な問題になりえなかった。

3) この指摘は日本の状況との差異を 2 点含んでいる。第 1 に日本では 3 歳以上の幼児保育が中心であり, 第 2 に文部省が設置奨励した簡易幼稚園や貧民幼稚園がほとんど未発達であったことである。

4) この認識が米騒動以降に変化し, 1919 年の大阪市立託児所を嚆矢として京都市立託児所,

東京市立託児場等の設置につながっていく。保育事業における私営から公営への展開の基底を貫く論理は、内務省の救済事業指針（池本 1999：15-17）が都市問題の深刻化に伴って破たんし、社会不安の抑制や社会秩序の維持のために都市社会政策が登場したことである（玉井 1996：253，金子 2010：52；56-57）。内務省の指針とは井上友一が示した地方の自治の諸施策に委ねる方向，すなわち「公私相半スル慈善家ニ任シテ，町村ノ団体義務トシナイ方ガ宜イ」や「地方ノ人ノ慈善心ニ訴ヘ」，「市町村ノ事業，隣保相助クト云フ」事業の奨励である（池本 1999：15-16）。女性の就業実態が限定的な時代は問題が潜在化していたが，実態の一般化に伴って顕在化した。特に社会秩序の維持の面で米騒動は深刻であり，内務省の指針も転換され，市町村は救済事業を積極化せざるをえなかった。したがって，内務省の救済事業指針と都市問題の深刻化に伴う指針の転換が保育事業の私営から公営への展開をもたらしたと考えられる。

5)生活政策の系譜を描き出す鍵として「優生」「優境」の概念に着目し，生活政策の成立期の特徴を「生と環境の改善への希求」に求める杉田に依拠すれば（杉田 2013），児童保護事業は「優境」事業の体系であったと考えられる。

6)井上の進言により 1902 年，留岡は坪野平太郎神戸市長と懇意となり，欧米視察帰国後の 1904 年 2 月，生江の神戸市就職を仲介した経緯（室田 1998：494；中根 2016c:120-121）は，木下の囑託＝分身論に説得力をもたせる。

7)保育事業施設数は 1912 年 15，1917 年 50，1922 年 131，1926 年 273 と年々増加したのに対し，育児施設数は 1912 年 131，1917 年 127，1922 年 114，1926 年 120 と不規則ながら漸減した（財）中央社会事業協会編 1933:3-5）。

第 7 章

1)ただし，その児童保護思想研究として，金子眞知子(1988)「生江孝之の児童保護思想：『社会事業綱要』を中心に」『日本保育学会大会研究論文集』41，624-625 がある。

逆に，社会福祉学における生江に関する研究は生江門下の一番ヶ瀬康子を嚆矢として以下のように展開され，保育学とは対照的な状況にある。つまり，“日本社会事業の父”として，また先駆的な社会事業理論家としての評価をめぐって研究が蓄積されていると言える。一番ヶ瀬康子（1971）「生江孝之著『社会事業綱要』と山口正著『社会事業研究』（日本の社会事業古典-3-）」『社会福祉研究』8，98-101，木村寿（1979）「社会事業史上における生江孝之の位置について」『歴史研究』17，35-45，市瀬幸平（1981）「キリスト教と社会事業」

『関東学院大学人文科学研究所報』4, 5-18, 一番ヶ瀬康子(1983a)「解説」『社会福祉古典叢書4 生江孝之集』鳳書院, 397-423, 一番ヶ瀬康子(1983b)「生江孝之年譜及び著作文献目録」同上書, 424-450, 一番ヶ瀬康子(1983c)「解説」児童問題史研究会監修『日本児童問題文献選集3 児童と社会』日本図書センター, 1-12, 杉山博昭(1995)「社会事業家と融和運動」『部落問題研究』134, 84-100, 小笠原宏樹(1999)『福祉に生きる29 生江孝之』大空社, 須藤康恵(2003)「生江孝之社会事業思想に関する基礎的研究」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』1, 44-51, 同志社大学総合情報センター編(2003)『生江文庫目録』同センター, 杉山博昭(2003)「生江孝之の社会事業観」同『キリスト教福祉実践の史的展開』大学教育出版, 162-220, 中西良雄(2006)「生江孝之」室田保夫編著『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房, 149-155, 須藤康恵(2007)「生江孝之《隣保事業》論に関する一考察」『東北福祉大学大学院研究論文集』5, 1-13.

2) 生江は「家庭改良」, 「家庭改善」双方の表現を用いているため, 本稿では原文に依拠して使用している。

3) 1915(大正4)年7月12日開催の感化救済事業講習会講演および開催日時不明のフレール会例会講演をさす。講演の大要は, 生江孝之(1915)「保育事業に就いて」『救済研究』3(7), 850-851, 生江孝之(1918)「内外に於ける晝間保育の施設状況に就て(承前)」『婦人と子ども』18(9), 326-330を参照。

4) この調査は全国42ヶ所の隣保事業施設から回収された個票の集積であり, その内訳は東京22票, 長崎5票, 愛知・福井・広島各3票, 大阪・神奈川・岩手・山形・岡山・佐賀各1票であった。

5) かつて農村部の多かった滋賀県における保育所の特徴の1つには「慈恵的, 恩恵的な融和事業の一環として託児事業が進められていること」が挙げられている。滋賀県私立保育園連盟(1982)『滋賀の保育園史』21, 24-28。

6) 被差別部落を核としてスラムが形成された神戸市や京都市の事例もあれば, 被差別部落を核に形成されなかったスラムが被差別部落視された横浜市の事例もある。藤野豊(2009)「近代日本のはじまりと部落問題の成立」黒川みどりほか編『近現代部落史』有志舎, 23-24。したがって, スラムと被差別部落の関係は密接かつ多様であり, 両事業の峻別は相対的なものと考えておく。

引用文献（各章別，アルファベット順）

序 章

遠藤興一（1984）『『嘱託』としての留岡幸助』『明治学院論叢 社会学・社会福祉学研究』
352・353, 243-310.

福永肇（2014）『日本病院史』ピラールプレス.

樋上恵美子（2016）『近代大阪の乳児死亡と社会事業』大阪大学出版会.

兵庫県社会福祉協議会編（1971）『福祉の灯』兵庫県社会福祉協議会.

一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・宍戸健夫（1962）『日本の保育』ドメス出版.

一番ヶ瀬康子（1983）「解説 生江孝之の生涯と業績」同編『社会福祉古典叢書 4 生江孝
之集』鳳書院, 399-423.

池田敬正（1986）『日本社会福祉史』法律文化社.

池本美和子（1999）『日本における社会事業の形成』法律文化社.

今井小の実（2012）「野口友紀子著『社会事業成立史の研究』」『日本歴史』771, 126-128.

神木康代（1980）「明治後半期における保育事業」『四条啜学園女子短期大学研究論集』14,
40-54.

神木康代（1981）「明治末・大正期における保育所経営の財政基盤」『四条啜学園女子短期
大学研究論集』15, 33-51.

神木康代（1982）「昭和元年～十年における保育所児家庭の実態」『四条啜学園女子短期大
学研究論集』16, 63-75.

上林茂暢（2001）「公衆衛生の確立における日本と英国—長与専齋と E. チャドウィックの
果たした役割—」『日本医史学雑誌』47（4）, 665-696.

菊池正治ほか編著（2003）『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房.

厚生省児童家庭局編（1978）『児童福祉三十年の歩み』財）日本児童問題調査会.

草野厚（1997）『政策過程分析入門』東京大学出版会.

文部省（1979）『幼稚園百年史』ひかりのくに.

森上史朗（1997）「保育研究の課題」日本保育学会編『わが国における保育の課題と展望』
世界文化社.

森脇俊雄（2010）『BASIC 公共政策学 5 政策過程』ミネルヴァ書房.

村山貞雄（1977）「わが国の保育学の歴史」日本保育学会編著『保育学の進歩』フレーベル

館.

- 村山貞雄・岡田正章・宍戸健夫（1974）「第十編 幼児教育」国立教育研究所編『日本近代教育百年史第6巻 学校教育4』1011-1411.
- 永岡正己（2008）「第4章 歴史の視点から見た社会福祉の政策と理論」日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』中央法規, 196-219.
- 中村強士（2009）『戦後保育政策のあゆみと保育所のゆくえ』新読書社.
- 中根真（2012）「神戸における生江孝之の保育事業」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』25, 15-27.
- 中根真（2016a）「財団法人戦役記念保育会の保育事業構想」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』29, 43-53.
- 中根真（2016b）「出征軍人児童保管所の創設とその背景」日本生命済生会『地域福祉研究』公4（通算44）, 90-99.
- 中根真（2016c）「昼間保育事業の先駆者・生江孝之の再評価」日本保育学会『保育学研究』54（2）, 116-125.
- 日本保育学会（1968）『日本幼児保育史 第二巻』フレーベル館.
- 日本保育学会（1969）『日本幼児保育史 第三巻』フレーベル館.
- 西岡晋（2007）「福祉レジーム再編の政治学」『早稲田政治公共法研究』84, 207-241.
- 小川正通（1966）「第17章 わが国の託児所の発達」同『世界の幼児教育』明治図書出版, 357-382.
- 岡田正章（1971）「生江孝之（1867～1957）」同ほか編『保育に生きた人々』風媒社, 84-100.
- 岡田正章ほか（1980）『戦後保育史』フレーベル館.
- 小野修三（1994）『公私協働の発端』時潮社.
- 大阪市民生局（1967）『保育所のあゆみ（民生局報告第140号）』.
- 大嶽秀夫（1990）『政策過程』東京大学出版会.
- 杉山博昭（2006）『近代社会事業の形成における地域的特質』時潮社.
- 社会福祉調査研究会編（1985）『戦前期社会事業史料集成 第17巻』日本図書センター.
- 玉井金五（1992）『防貧の創造』啓文社.
- 寺脇隆夫（2005）「日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開（上）」『総合福祉』2, 37-81.
- 土田美世子（2005）「保育所機能の歴史的変遷と子育て支援保育」『京都光華女子大学研究

紀要』43, 161-179.

植山つるほか編 (1978) 『戦後保育所の歴史』 全国社会福祉協議会.

Uno K., S. (1999) *Passages to Modernity*, University of Hawaii Press.

浦辺 史・宍戸健夫・村山祐一編 (1981) 『保育の歴史』 青木書店.

埋橋玲子 (2007) 「4 チャイルドケアの歴史」 同『チャイルドケア・チャレンジ』 法律文化社, 75-95.

和田真由美 (2014) 「明治後期の模範保育所に関する研究」 『近代姫路大学教育学部紀要』7, 205-213.

山縣文治 (2002) 『現代保育論』 ミネルヴァ書房.

湯川嘉津美 (2001) 『日本幼稚園成立史の研究』 風間書房.

第1章

安保則夫, 社) ひょうご部落解放・人権研究所編 (2007) 『近代日本の社会的差別形成史の研究』 明石書店.

千本暁子 (1990) 「日本における性別役割分業の形成」 萩野美穂ほか『制度としての〈女〉』 平凡社, 187-228.

兵庫県保育所連盟編 (1979) 「第1章 兵庫県下の初期の保育事業」 『兵庫県保育所の歩み』, 1-22.

賀川豊彦 (1915→1962) 「貧民心理の研究」 賀川豊彦全集刊行会編『賀川豊彦全集第8巻』 キリスト新聞社, 3-269.

神木康代 (1980) 「明治後半期における保育事業」 『四条啜学園女子短期大学研究論集』14, 40-54.

神戸市保育園連盟編 (1988) 「第1章 神戸の草創期の保育園」 『神戸の保育園史Ⅱ』, 1-52.

神戸市役所編 (1924→1971a) 「第9章 日露戦争中の神戸」 『神戸市史 (本編総説)』 名著出版, 329-351.

神戸市役所編 (1924→1971b) 「第11章 救恤」 『神戸市史 (本編各説)』 名著出版, 545-568.

神戸市役所編 (1924→1971b) 「第12章 教育」 『神戸市史 (本編各説)』 名著出版.

室田保夫 (1998) 『留岡幸助の研究』 不二出版.

中根真 (2016c) 「昼間保育事業の先駆者・生江孝之の再評価」 日本保育学会『保育学研究』54(2), 116-125.

野上文夫（1993）「[近畿]第3章 明治・大正・昭和初期における神戸のセツルメントと方面委員にみる地域福祉の歴史的研究」日本地域福祉学会地域福祉史研究会編『地域福祉史序説』中央法規，273-305.

横山源之助（1899→1949）「第3編第2章 阪神地方の燐寸工場」『日本の下層社会』岩波文庫，150-165.

第2章

阿部彩（2014）『子どもの貧困Ⅱ』岩波書店.

千野陽一（1964）「体制による地域婦人層の掌握過程（1）」『社会労働研究』11（1），62-96.

千野陽一（1979）『近代日本婦人教育史』ドメス出版.

榎本常（1905）「神戸市出征軍人遺族児童保管所実況」『婦人と子ども』5（1），72-73.

郡司淳（2009）『近代日本の国民動員』刀水書房.

平岡公一・堅田香緒里（2015）「座長論文：社会改革思想と現代」『社会政策』6（3），5-16.

堀川奈津枝・園川緑・中寫洋（2013）「学童保育の起源と展開に関する一考察」『帝京平成大学紀要』24（2），305-324.

兵庫県保育所連盟編（1979）「全国に誇る戦役記念保育事業」『兵庫県保育所の歩み』兵庫県保育所連盟，15-22.

兵庫県社会福祉協議会編（1971）『福祉の灯』兵庫県社会福祉協議会.

一番ヶ瀬康子ほか（1962）『日本の保育』ドメス出版.

伊井春樹（2007）『ゴードン・スミスの見た明治の日本』角川学芸出版.

飯田祐子（2004）「婆の力」小森陽一ほか編『日露戦争スタディーズ』紀伊國屋書店，133-150.

井上友一（1909）『救済制度要義』博文館.

石川幸寛編（1908）『戦役記念保育会第一回報告書』戦役記念保育会.

神木康代（1980）「明治後半期における保育事業」『四条畷学園女子短期大学研究論集』14，40-54.

川村シン子（1935）「なつかしい思ひ出」松室編（1935）『三十年を顧みて』戦役記念保育会，186-191.

京阪神聯合保育會（1904）「神戸市出征軍人遺族児童保管所実況（神戸市役員報）」『京阪神聯合保育會雑誌』13，45-48.

- 北泊謙太郎(1999)「日露戦争中の出征軍人家族援護に関する一考察」『待兼山論叢 史学篇』
33, 51-73.
- 神戸市婦人奉公会編 (1907)『神戸市婦人奉公会事蹟』神戸市婦人奉公会.
- 神戸市保育園連盟編 (1977)『神戸の保育園史』.
- 神戸市保育園連盟編 (1988)『神戸の保育園史Ⅱ』.
- 神戸市役所編 (1971)『神戸市史 (本編総説)』名著出版.
- 松室一雄編 (1935)『三十年を顧みて』戦役記念保育会.
- 三輪田真佐子 (1902→1905)「婦人と公共心」同『女子の務』国光書房, 121-125.
- 永岡正己 (1986)「1 戦前の社会事業」右田紀久恵ほか共編『地域福祉講座①』中央法規
出版, 2-23.
- 内務省 (1906)『戦時援護事業と慈恵施設』金属版印刷合資会社, 57-60.
- 中根真(2012)「神戸における生江孝之の保育事業」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』
25, 15-27.
- 生江孝之 (1905)「雑録 神戸市出征軍人遺家族救護事業」『人道』4 (2), 9-11.
- 生江孝之 (1937)「神戸市軍人遺家族保育事業に関する追憶」『社会事業』21 (6), 35-40.
- 生江孝之 (1938→2014)「出征軍人児童保管所」『生江孝之著作集第6巻 生江孝之君古稀
記念』学術出版会, 416-422.
- 生江孝之先生自叙伝刊行委員会 (1958)『わが九十年の生涯』(財)日本民生文化協会.
- 成田龍一 (2004)「『国民』の跛行的形成」小森陽一ほか編著『日露戦争スタディーズ』紀
伊國屋書店, 114-129.
- OECD 編著=星三和子ほか訳 (2011)『OECD 保育白書』明石書店.
- 小笠原慶彰 (2012)「第4章 自発的社会福祉としての慈善・博愛事業の条件」牧里毎治ほ
か編著『自発的社会福祉と地域福祉』ミネルヴァ書房, 58-74.
- 岡田正章 (1959)「日露戦争と保育所」『保育の友』7 (7), 18-21.
- 岡田正章 (1971)「生江孝之 (1867~1957)」同ほか編『保育に生きた人々』風媒社, 84-100.
- 岡村重夫 (1983)『社会福祉原論』全国社会福祉協議会.
- 太田恒子談 (1935)「小資本の貸与はわたしの道楽だつたのです」松室編 (1935)『三十年
を顧みて』戦役記念保育会, 293-295.
- 宍戸健夫 (1968)「日露戦争と戦時保育事業 (明治三十七年~明治三十八年)」日本保育学
会『日本幼児保育史 第二巻』フレーベル館, 238-246.

矢野健夫（1981）「明治国家の形成と幼児保育」浦辺史ほか編『保育の歴史』青木書店，1-38.

鍾家新（1998）『日本型福祉国家の形成と「十五年戦争」』ミネルヴァ書房.

寺脇隆夫（2005）「日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開（上）」『総合福祉』2，37-81.

留岡幸助（1905→1979）「軍人の家族と生業扶助」同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集第2巻』同朋舎，131-137.

Uno K., S. (1999) *Passages to Modernity*, University of Hawaii Press.

第3章

阿部彩（2008）『子どもの貧困』岩波書店.

阿部彩（2014）『子どもの貧困Ⅱ』岩波書店.

相田良雄（1987）「並木の下を出入して」牧野虎次編『伝記叢書21 留岡幸助君古稀記念集』大空社.

榎本常（1905）「神戸市出征軍人遺族児童保管所実況」『婦人と子ども』5(1)，72.

法務総合研究所（2001）『法務研究所研究部報告11 児童虐待に関する研究』.

兵庫県社会福祉協議会編（1971）『福祉の灯』兵庫県社会福祉協議会.

兵庫県保育所連盟編（1979）『兵庫県保育所の歩み』兵庫県保育所連盟.

一番ヶ瀬康子ほか（1962）『日本の保育』ドメス出版.

池本美香（2011）「経済成長戦略として注目される幼児教育・保育政策」日本教育社会学会編『教育社会学研究』88，27-44.

石川幸寛編（1908）『戦役記念保育会第一回報告書』戦役記念保育会.

伊藤淑子（2012）「イギリス」椋野美智子ほか編著『世界の保育保障』法律文化社，78-98.

京阪神聯合保育會（1904）「神戸市出征軍人遺族児童保管所実況（神戸市役員報）」『京阪神聯合保育會雑誌』13，45-46.

国立武蔵野学院（2000）『児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究』.

神戸市婦人奉公会編（1907）『神戸市婦人奉公会事蹟』.

神戸市保育園連盟編（1977）『神戸の保育園史』.

神戸市保育園連盟編（1988）『神戸の保育園史Ⅱ』.

松室一雄編（1935）『三十年を顧みて』戦役記念保育会.

- 中根真(2011)「社会事業家・生江孝之の保育事業論」『保育学研究』49(2), 10-12.
- 中根真(2012)「神戸における生江孝之の保育事業」『日本の地域福祉』25, 15-27.
- 生江孝之(1905)「雑録 神戸市出征軍人遺家族救護事業」『人道』4(2), 9-11.
- 生江孝之(1907)「英米諸国に於ける感化事業」『京阪神連合保育会雑誌』18, 4-6.
- 生江孝之(1937)「神戸市軍人遺家族保育事業に関する追憶」『社会事業』21(6), 35-40.
- 生江孝之(1938→2014)「出征軍人児童保管所」『生江孝之著作集第6巻 生江孝之君古稀記念』学術出版会, 416-422.
- 生江孝之(1944)「故留岡, 山室両氏より受けた高誼を偲びて」財団法人岡山県社会事業協会編『留岡幸助永眠十周年 山室軍平永眠三年 追憶記念集』財団法人岡山県社会事業協会.
- 生江孝之(1987)「留岡幸助氏より受けたる高誼と友情」牧野虎次編『伝記叢書 21 留岡幸助君古稀記念集』大空社.
- 生江孝之先生自叙伝刊行委員会編(1958)『わが九十年の生涯』(財)日本民生文化協会.
- 岡田正章(1959)「日露戦争と保育所」『保育の友』7(7), 18-21.
- 岡田正章(1971)「生江孝之(1867~1957)」同ほか編『保育に生きた人々』風媒社.
- 宍戸健夫(1968)「日露戦争と戦時保育事業(明治三十七年~明治三十八年)」日本保育学会『日本幼児保育史 第二巻』フレーベル館, 238-246.
- 宍戸健夫(1981)「明治国家の形成と幼児保育」浦辺史ほか編『保育の歴史』青木書店, 1-38.
- 寺脇隆夫(2005)「日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開(上)」『総合福祉』2, 37-81.
- 留岡幸助(1987)「坪野平太郎先生」牧野虎次編『伝記叢書 21 留岡幸助君古稀記念集』大空社, 648-652.
- Uno K., S. (1999) *Passages to Modernity*, University of Hawaii Press.
- 潤間嘉壽美(2014)「幼保二元化に伴う<保育に欠ける子>認識の形成」『社会志林』61(3), 1-21.
- 湯川嘉津美(2004)「生江孝之」森上史朗・柏女靈峰編『保育用語辞典』ミネルヴァ書房.

第4章

- 阿部彩(2008)『子どもの貧困』岩波書店.

- 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困Ⅱ』 岩波書店.
- Esping-Andersen, Gosta (2009) *Incomplete Revolution: Adapting Welfare States to Women's New Roles*, Polity. (=大沢真理監訳(2011) 『効率と平等の福祉革命』 岩波書店.)
- 福元真由美(1999) 「志賀志那人のセツルメントにおける北市民館保育組合とその保育」 日本保育学会 『保育学研究』 37(2), 136-143.
- 福元真由美(2001) 「東京帝国大学セツルメント託児部における地区別グループの実践」 日本保育学会 『保育学研究』 39(2), 168-175.
- 福元真由美(2006) 「北市民館保育組合における母親の協同と郊外保育」 志賀志那人研究会 代表・右田紀久恵編 『志賀志那人 思想と実践』 和泉書院, 97-109.
- 早崎八州 (1938) 「戦争と幼児保育事業」 『教育』 6 (1), 55-64.
- 法務総合研究所 (2001) 『法務研究所研究部報告 11 児童虐待に関する研究』.
- 兵庫県保育所連盟編 (1979) 「全国に誇る戦役記念保育事業」 『兵庫県保育所の歩み』 兵庫県保育所連盟, 15-22.
- 兵庫県社会福祉協議会編 (1971) 「生江孝之と保母たち」 『福祉の灯』 社会福祉協議会, 223-232.
- 一番ヶ瀬康子ほか (1962) 『日本の保育』 ドメス出版.
- 飯田祐子 (2004) 「婆の力」 小森陽一ほか編 『日露戦争スタディーズ』 紀伊國屋書店, 133-150.
- 池本美香 (2011) 「経済成長戦略として注目される幼児教育・保育政策」 日本教育社会学会 編 『教育社会学研究』 88, 27-44.
- 井上友一 (1909) 『救済制度要義』 博文館.
- 石川幸寛編 (1907) 『奉公事蹟：神戸市奉公会事蹟』 神戸市奨武会.
- 石川幸寛編 (1908) 『戦役記念保育会第一回報告書』 戦役記念保育会.
- 伊藤淑子 (2012) 「イギリス」 椋野美智子ほか編著 『世界の保育保障』 法律文化社, 78-98.
- 神木康代(1980) 「明治後半期における保育事業」 『四条畷学園女子短期大学研究論集』 14, 40-54.
- 神木康代 (1981) 「明治末・大正期における保育所経営の財政基盤」 『四条畷学園女子短期大学研究論集』 15, 33-51.
- 神木康代 (1982) 「昭和元年～十年における保育所児家庭の実態」 『四条畷学園女子短期大

- 学研究論集』16, 63-75.
- 北泊謙太郎(1999)「日露戦争中の出征軍人家族援護に関する一考察」『待兼山論叢 史学篇』33, 51-73.
- 国立武蔵野学院(2000)「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」.
- 神戸市婦人奉公会編(1907)『神戸市婦人奉公会事蹟』神戸市婦人奉公会.
- 神戸市保育園連盟編(1977)『神戸の保育園史』.
- 神戸市保育園連盟編(1988)『神戸の保育園史Ⅱ』.
- 神戸市役所編(1971a)『神戸市史(本編総説)』名著出版.
- 神戸市役所編(1971b)『神戸市史(本編各説)』名著出版.
- 松川由紀子(1987a)「森島峰とカリフォルニア幼稚園練習学校」『日本保育学会大会研究論文集』40, 12-13.
- 松川由紀子(1987b)「19世紀末カリフォルニアの無償幼稚園運動とわが国への影響」『山口女子大学研究報告 第1部 人文・社会科学』13, 27-37.
- 松室一雄編(1935)『三十年を顧みて』戦役記念保育会.
- 内務省(1906)『戦時援護事業と慈恵施設』金属版印刷合資会社, 57-60.
- 内務省地方局編(1907)『三十七八年援護事業誌』博文館.
- 内務省地方局(1909)「我国慈恵救済事業」『賑恤救済小史・我国慈恵救済事業・感化救済小観』1-42.
- 中根真(2011)「社会事業家・生江孝之の保育事業論」日本保育学会『保育学研究』49(2), 6-18.
- 中根真(2012)「神戸における生江孝之の保育事業」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』25, 15-27.
- 生江孝之(1907)「英米諸国に於ける感化事業」『京阪神連合保育会雑誌』18, 3-8.
- 生江孝之(1996)『戦前期社会事業基本文献集③日本基督教社会事業史』日本図書センター.
- 生江孝之先生自叙伝刊行委員会(1958)『わが九十年の生涯』財)日本民生文化協会.
- OECD編著=星三和子ほか訳(2011)『OECD保育白書』明石書店.
- 岡田正章(1959)「日露戦争と保育所」『保育の友』7(7), 18-21.
- 岡田正章(1971)「生江孝之(1867~1957)」同ほか編『保育に生きた人々』風媒社, 84-100.
- 大阪市民生局(1967)『保育所のあゆみ(民生局報告第140号)』.
- 戦役記念保育会(1919)『児童保育事業之概要』戦役記念保育会.

- 糸戸健夫 (1968) 「日露戦争と戦時保育事業 (明治三十七年～明治三十八年)」 日本保育学会『日本幼児保育史 第二巻』フレーベル館, 238-246.
- 糸戸健夫 (1981) 「明治国家の形成と幼児保育」 浦辺史ほか編『保育の歴史』 青木書店, 1-38.
- 杉野昭博 (2011) 「社会福祉学とは何か」 平岡公一ほか『社会福祉学』 有斐閣, 1-18.
- 鍾家新 (1998) 『日本型福祉国家の形成と「十五年戦争」』 ミネルヴァ書房.
- 寺脇隆夫 (2005) 「日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開 (上)」 『総合福祉』 2, 37-81.
- 寺脇隆夫 (2006) 「日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開 (中)」 『総合福祉』 3, 43-106.
- Uno K., S. (1999) *Passages to Modernity*, University of Hawaii Press.

第5章

- 安保則夫 (1989) 『ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム』 学芸出版社.
- 安保則夫, ひょうご部落解放・人権研究所編 (2007) 『近代日本の社会的差別形成史の研究』 明石書店.
- 榎本常 (1905) 「神戸市出征軍人遺族児童保管所実況」 『婦人と子ども』 5(1), 72-73.
- 福元真由美 (1999) 「志賀志那人のセツルメントにおける北市民館保育組合とその保育」 日本保育学会『保育学研究』 37(2), 136-143.
- 福元真由美 (2001) 「東京帝国大学セツルメント託児部における地区別グループの実践」 日本保育学会『保育学研究』 39(2), 168-175.
- 福元真由美 (2006) 「北市民館保育組合における母親の協同と郊外保育」 志賀志那人研究会代表・右田紀久恵編『志賀志那人 思想と実践』 和泉書院, 97-109.
- 二葉保育園編 (1985) 『二葉保育園八十五年史』 二葉保育園.
- 八箇亮仁 (1980) 「日露戦後の保育政策と被差別部落」 『常磐会短期大学紀要』 8, 49-58.
- 広田照幸 (1999) 『日本人のしつけは衰退したか』 講談社.
- 100周年記念誌委員会編 (2010) 『石井十次の残したもの』 石井記念愛染園隣保館.
- 兵庫県社会福祉協議会編 (1971) 「望月クニ」 『福祉の灯』 兵庫県社会福祉協議会, 164-169.
- 兵庫県社会福祉協議会編 (1971) 「生江孝之と保母たち」 『福祉の灯』 兵庫県社会福祉協議会, 223-232.

- 兵庫県社会福祉協議会編(1971)「川村シン」『福祉の灯』兵庫県社会福祉協議会, 233-237.
- 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・宍戸健夫(1962)『日本の保育』ドメス出版.
- 池本美和子(1999)『日本における社会事業の形成』法律文化社.
- 井岡勉(2009)「地域福祉運動史の国際比較について」『社会事業史研究』36, 23-41.
- 石川久仁子(2005)「セツルメントにおけるコミュニティへのアプローチの変容と現代的意義」『日本の地域福祉』18, 3-14.
- 実方伸子(2008)「保育の場からみる子どもの貧困」浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困』明石書店, 64-83.
- 垣内国光編著(2011)『保育に生きる人びと』ひとなる書房.
- 金子恵美(2008)『保育所における家庭支援』全国社会福祉協議会.
- 片岡恵美(2009)「子どもらしさを奪う時代」子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店, 66-67.
- 河崎洋充(2007)「石井記念愛染園の活動」大阪社会福祉史研究会編『大阪における社会福祉の歴史 I』大阪市社会福祉協議会, 61-73.
- 京阪神聯合保育會(1904)「神戸市出征軍人遺族兒童保管所實況(神戸市役員報)」『京阪神聯合保育會雑誌』13, 45-48.
- 神戸市保育園連盟編(1977)『神戸の保育園史』55-68.
- 神戸市保育園連盟編(1988)『神戸の保育園史 II』14-24.
- 小山静子(2002)『子どもたちの近代』吉川弘文堂.
- 倉橋惣三(1927)「社会的兒童保護論」長谷川良信編『社会政策大系』第8巻, 大東出版社, 1-85.
- 倉橋惣三(1930)「ソーシャル・センターとしての託児所」『社会事業』14(1), 2-10.
- 松室一雄編(1935)『三十年を顧みて』戦役記念保育會.
- 牧里毎治・山野則子編著(2009)『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房.
- 森上史朗(1997)「保育研究の課題」日本保育学会編『わが国における保育の課題と展望』世界文化社, 332-342.
- 村山貞雄(1977)「わが国の保育学の歴史」日本保育学会編著『保育学の進歩』フレーベル館, 65-80.
- 永岡正己(1986)「戦前の社会事業」右田紀久恵・高田真治共編『地域福祉講座①社会福祉の新しい道』中央法規出版, 2-23.

- 永岡正己(1987)「地域福祉の系譜と思想」『地域福祉研究』15, 1-10.
- 永岡正己(1993)「日本における地域福祉の歴史的諸問題」右田紀久恵編著『自治型地域福祉の展開』法律文化社, 29-44.
- 永岡正己(1995)「地域福祉の歴史的展開」牧里毎治ほか編『これからの社会福祉⑥地域福祉』有斐閣, 第3章所収, 59-75.
- 内務省地方局(1909)「我國慈恵救済事業」『賑恤救済小史・我國慈恵救済事業・感化救済小観』1-42.
- 内務省社会局(1922)『本邦社会事業概要』三秀社.
- 中根真(2010)「保育者による『保護者に対する支援』の歴史的源流」『龍谷大學論集』476, 64-88.
- 中根真(2011a)「雑誌『慈善』および『社会事業』における倉橋惣三」『龍谷大學論集』478, 81-109.
- 中根真(2011b)「社会事業家・生江孝之の保育事業論」日本保育学会『保育学研究』49(2), 6-18.
- 生江孝之(1905)「雑録 神戸市出征軍人遺家族救護事業」『人道』4(2), 9-11.
- 生江孝之(1918)「内外に於ける晝間保育の施設状況に就て(承前)」『婦人と子ども』18(9), 325-332.
- 生江孝之(1923a)『児童と社会』児童保護研究会.
- 生江孝之(1923b)『社会事業綱要』巖松堂.
- 生江孝之(1926)「保育事業運営の新傾向」『社会事業』10(7), 6-11.
- 生江孝之(1935a)「保育所の社会的意義と教育的意義」『社会事業』19(1), 57-64.
- 生江孝之(1935b)「三十年前の回顧」松室一雄編『三十年を顧みて』戦役記念保育會, 184-185.
- 生江孝之(1937)「神戸市軍人遺家族保育事業に関する追憶」『社会事業』21(6), 35-40.
- 生江孝之先生自叙伝刊行委員会編(1958)『生江孝之先生口述 わが九十年の生涯』日本民生文化協会.
- 野上文夫(1993)「第3章 明治・大正・昭和初期における神戸のセツルメントと方面委員にみる地域福祉の歴史的研究」日本地域福祉学会地域福祉史研究会編『地域福祉史序説』中央法規, 273-305.
- 布引敏雄(2000)『隣保事業の思想と実践』解放出版社.

- 小河滋次郎(1913)「晝間保育事業に就て」『救済研究』1(3), 183-203.
- 岡田正章(1959)「日露戦争と保育所」『保育の友』7(7), 18-21.
- 岡本栄一(2007)「大阪におけるセツルメント運動とその現代性」大阪社会福祉史研究会編『大阪における社会福祉の歴史 I』大阪市社会福祉協議会, 115-153.
- 大阪市民生局(1967)『保育所のあゆみ(民生局報告第140号)』.
- 柴田謙治(2007)『貧困と地域福祉活動』みらい.
- 新修神戸市史編集委員会編(1994)『新修神戸市史 歴史編IV 近代・現代』神戸市.
- 宍戸健夫(1968)「日露戦争と戦時保育事業(明治三十七年~明治三十八年)」日本保育学会『日本幼児保育史 第二巻』フレーベル館, 238-246.
- 宍戸健夫(1981)「明治国家の形成と幼児保育」浦辺史ほか編『保育の歴史』青木書店, 1-38.
- 杉山博昭(2007)「第8章 地域福祉史」井村圭壯・藤原正範編著『日本社会福祉史』勁草書房, 85-94.
- 社会福祉調査研究会編(1990)『戦前日本社会事業調査資料集成 第五巻』勁草書房.
- 徳永恕(1918)「大阪神戸保育事業視察所感」『東京府慈善協会報』5, 27-29.
- 土田美世子(2003)「保育所保育士の職務についての考察」『子ども家庭福祉学』26(103), 17-24.
- 土田美世子(2005)「保育所機能の歴史的変遷と子育て支援保育」『京都光華女子大学研究紀要』43, 161-179.
- 土田美世子(2006)「エコロジカル・パースペクティブによる保育実践」『ソーシャルワーク研究』31(4), 285-294.
- 土田美世子(2010)「保育所によるソーシャルワーク支援の可能性」『龍谷大学社会学部紀要』37, 15-27.
- 右田紀久恵(1995)「『福祉社会』と地域福祉総合化への途」同編著『地域福祉総合化への途』ミネルヴァ書房, 2-28.
- 右田紀久恵(2006)「温故知新」志賀志那人研究会代表・右田紀久恵編『志賀志那人 思想と実践』和泉書院, 1-20.
- Uno K., S. (1999) *Passages to Modernity*, University of Hawaii Press.
- 山縣文治(2008)「保育サービスの展開と地域子育て支援」『保育学研究』46(1), 62-70.
- 山縣文治ほか(2008)『2007年度日本証券奨学財団研究調査助成事業 保育士の子育て支援業務におけるソーシャルワーク機能の検討』大阪市立大学少子社会科学研究室.

山縣文治ほか(2009)『独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業 私たちの子育て支援』日本保育協会.

全国保育団体連絡会／保育研究所編(2010)『保育白書〈2010年版〉』ちいさいなかま社.

第6章

千本暁子(1990)「日本における性別役割分業の形成」荻野美穂ほか『制度としての〈女〉』平凡社, 187-228.

千本暁子(1995)「日本における女性保護規定の成立」『阪南論集 人文・自然科学編』30(3), 163-177.

千本暁子(1999)「20世紀初頭の紡績業における母親女工とその就労継続策」『同志社商学』50(5・6), 265-282.

中鉢正美編(1971)『生活古典叢書第7巻 家計調査と生活研究』光生館.

中央慈善協会(1910a)「時報 泰西視察報告会」『慈善』1(4), 102-103.

中央慈善協会(1910b)「会報 救済事業調査会」『慈善』2(2), 89.

中央慈善協会(1911a)「会報 救済事業調査会」『慈善』3(1), 98.

中央慈善協会(1911b)「会報 第四回総会」『慈善』3(2), 96.

同志社大学人文科学研究所編(1981)『留岡幸助著作集第5巻』同朋舎出版.

遠藤興一(1984)「『囑託』としての留岡幸助」『明治学院論叢 社会学・社会福祉学研究』352・353, 243-310.

橋本宏子(1968)「保育と婦人労働(1)」『白梅学園短期大学紀要』4, 35-43.

橋本宏子(1992)『女性労働と保育』ドメス出版.

一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・宍戸健夫(1962)『日本の保育』ドメス出版.

池田敬正(1986)『日本社会福祉史』法律文化社.

池本美和子(1999)『日本における社会事業の形成』法律文化社.

稲井智義(2012)「戦間期日本における保育所制度化をめぐる論争と富田象吉の子ども観」『幼児教育史研究』7, 1-16.

石川幸寛編(1908)『戦役記念保育会第一回報告書』戦役記念保育会.

伊藤悦子(1986)「市立託児所の設置とその役割」『京都部落史研究所紀要』6, 43-57.

金子良事(2010)「日本における『社会政策』概念について」『社会政策』2(2), 48-58.

片岡優子(2011)『原胤昭の研究』関西学院大学出版会.

- 菊池正治（1976）「公立託児所の歴史の変遷についての一考察」『永原学園西九州大学・佐賀短期大学紀要』7：93-99.
- 菊池正治ほか編（2003）『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房.
- 木下順（2015）「もうひとりの井上友一」『経済学雑誌』115（3），19-43.
- 神戸市役所社会課（1923）『神戸市社会事業概況』.
- 村山貞雄・岡田正章・宍戸健夫（1974）「第10編 幼児教育」国立教育研究所編『日本近代教育百年史6 学校教育(4)』教育研究振興会，1011-1411.
- 室田保夫（1998）『留岡幸助の研究』不二出版.
- 永岡正己（2008）「第4章 歴史の視点から見た社会福祉の政策と理論」日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』中央法規，196-219.
- 内務省地方局（1909）「我国慈恵救済事業」『賑恤救済小史・我国慈恵救済事業・感化救済小観』，1-42.
- 中根真（2011）「社会事業家・生江孝之の保育事業論」日本保育学会『保育学研究』49（2），6-18.
- 中根真（2012）「神戸における生江孝之の保育事業」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』25，15-27.
- 中根真（2016a）「財団法人戦役記念保育会の保育事業構想」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』29，43-53.
- 中根真（2016b）「出征軍人児童保管所の創設とその背景」公益財団法人日本生命済生会『地域福祉研究』公4（通算44），90-99.
- 中根真（2016c）「昼間保育事業の先駆者・生江孝之の再評価」日本保育学会『保育学研究』54（2），116-125.
- 生江孝之（1909）「泰西に於ける救児事業」『慈善』1(2)，157-170.
- 生江孝之（1910）「慈善事業に対する時代の趨勢」『慈善』2(1)，51-64.
- 生江孝之（1923）「社会事業綱要」一番々瀬康子編『社会福祉古典叢書4 生江孝之集』鳳書院，9-395.
- 生江孝之（1938→2014）『生江孝之著作集 第6巻 生江孝之君古稀記念』学術出版会.
- 生江孝之先生自叙伝刊行委員会編（1958）『生江孝之先生口述 わが九十年の生涯』日本民生文化協会.
- 日本保育学会（1968-1975）『日本幼児保育史』（全6巻），フレーベル館.

- 西垣美穂子 (2012) 「戦前農繁期託児所の誕生と戦後へき地・季節保育所制度への変遷」 同『へき地保育の展望』高菅出版, 21-144.
- 野依智子 (2005) 「近代筑豊炭鉱における坑内保育所の展開過程」『エネルギー史研究』20, 97-123.
- 野依智子 (2010) 「第2章 坑内保育所の成立・発展と女性鉱夫」『近代筑豊炭鉱における女性労働と家族』明石書店, 67-113.
- 小川正通 (1966) 『世界の幼児教育』明治図書出版, 362-363.
- 塩崎美穂 (2002) 「1920年代における東京市公立託児所の成立」『東京大学大学院教育学研究科紀要』42, 1-9.
- 塩崎美穂 (2004) 「『公立託児所』成立期再考」『保育学研究』42(2), 71-79.
- 宍戸健夫 (2006) 「慈善事業から社会事業へ」『同朋福祉』12, 111-125.
- 宍戸健夫 (2014) 「第7章 公立保育園の誕生」同『日本における保育園の誕生』新読書社, 307-348.
- 杉田菜穂 (2013) 『〈優生〉・〈優境〉と社会政策』法律文化社.
- 杉田菜穂 (2014) 「兼田麗子著『大原孫三郎：善意と戦略の経営者』中公新書, 2012年」『社会政策』6(1), 110-113.
- 社会福祉調査研究会編 (1985) 『戦前期社会事業史料集成 第17巻』日本図書センター.
- 玉井金五 (1996) 「第6章 日本資本主義と〈都市〉社会政策」杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム 増補版』新評論, 249-298.
- 玉井金五 (1992) 『防貧の創造』啓文社.
- 寺脇隆夫 (1980) 「保育一元化論の先駆者」岡弘毅と社会事業 編纂刊行会『岡弘毅と社会事業』都政人舎, 72-102.
- Uno K., S. (1999) *Passages to Modernity*, University of Hawaii Press.
- 浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編 (1981) 『保育の歴史』青木書店.
- 吉田久一 (1990) 『改訂増補版 現代社会事業史研究』川島書店.
- 財) 中央社会事業協会編 (1933) 『本邦社会事業統計図表』三秀社.

第7章

- 秋元美世ほか編 (2003) 『現代社会福祉辞典』有斐閣.
- 藤野豊・黒川みどり・関口寛 (2009) 「大日本帝国の成立と部落問題」黒川みどり・藤野豊

- 編『近現代部落史』有志舎, 48-51.
- 保坂比露子(1921)「三崎会館托児所」『幼児教育』21(10), 340-341.
- 兵庫県社会福祉協議会編(1971)「生江孝之と保母たち」『福祉の灯』兵庫県社会福祉協議会, 223-232.
- 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・宍戸健夫(1962)『日本の保育』ドメス出版, 39-42.
- 池本美和子(1999)「社会事業の幕開け」『日本における社会事業の形成』法律文化社, 9-49.
- 神戸市保育園連盟編(1977)『神戸の保育園史』.
- 神戸市保育園連盟編(1988)『神戸の保育園史Ⅱ』.
- 厚生省五十年史編集委員会編(1988)『厚生省五十年史(記述篇)』財)厚生問題研究会.
- 窪田享信(1979)「戦前における同和地区隣保事業の歴史(上)」『部落解放研究』19, 43-67.
- 黒川みどり(1999)『異化と同化の間』青木書店.
- 黒川みどり(2011)『近代部落史』平凡社.
- 森上史朗(1997)「保育研究の課題」日本保育学会編『わが国における保育の課題と展望』世界文化社
- 村山貞雄(1977)「わが国の保育学の歴史」日本保育学会編著『保育学の進歩』フレーベル館.
- 生江孝之(1915a)「保育所の特徴」『婦人と子ども』15(8), 333.
- 生江孝之(1915b)「保育所経営上の注意」『婦人と子ども』15(8), 337.
- 生江孝之(1918)「内外に於ける晝間保育の施設状況に就て(承前)」『婦人と子ども』18(9), 325-332.
- 生江孝之(1923a)『児童と社会』児童保護研究会=上笙一郎編(1995)『日本〈子どもの権利〉叢書5 児童と社会』久山社.
- 生江孝之(1923b)『社会事業綱要』巖松堂=吉田久一・一番ヶ瀬康子編(1983)『社会福祉古典叢書4 生江孝之集』鳳書院.
- 生江孝之先生自叙伝刊行委員会編(1958)『生江孝之先生口述 わが九十年の生涯』財)日本民生文化協会.
- 岡田正章(1959)「日露戦争と保育所」『保育の友』7(7), 18-21.
- 岡田正章(1971)「生江孝之(1867~1957)」岡田・宍戸健夫・水野浩志編『保育に生きた人々』風媒社.
- 佐伯富士子(1921)「大正婦人會託児所」『幼児教育』21(11), 377-378.

- 宍戸健夫(1968)「日露戦争と戦時保育事業(明治三十七年～明治三十八年)」日本保育学会『日本幼児保育史第二巻』フレーベル館, 238-246.
- 宍戸健夫(1981)「明治国家の形成と幼児保育」浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店.
- 社会福祉調査研究会編(1990)『戦前日本社会事業調査資料集成第五巻』勁草書房, 950-951.
- 社会福祉調査研究会編(1994)『戦前日本社会事業調査資料集成第九巻』勁草書房.
- 寺坂順子(1995)「わが国の社会事業成立過程に於ける従事者教育(1)」『作陽音楽大学・短期大学研究紀要』28(1), 21-49.
- 寺坂順子(1996)「わが国の社会事業成立過程に於ける従事者教育(2)」『作陽音楽大学・短期大学研究紀要』29(2), 25-60.
- Uno K., S. (1999) *Passages to Modernity*, University of Hawaii Press.
- 宇都榮子(2007)「社会事業の成立と展開」仲村優一ほか監修『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版, 176-177.
- 山縣文治(2002)『現代保育論』ミネルヴァ書房.

終章

- 稲井智義(2012)「戦間期日本における保育所制度化をめぐる論争と富田象吉の子ども観」『幼児教育史研究』7, 1-16.
- 伊藤悦子(1986)「市立託児所の設置とその役割」『京都部落史研究所紀要』6, 43-57.
- 菊池正治(1976)「公立託児所の歴史的変遷についての一考察」『永原学園西九州大学・佐賀短期大学紀要』7: 93-99.
- 神戸市役所社会課(1923)『神戸市社会事業概況』.
- 村山貞雄・岡田正章・宍戸健夫(1974)「第10編 幼児教育」国立教育研究所編『日本近代教育百年史6 学校教育(4)』教育研究振興会, 1011-1411.
- 塩崎美穂(2002)「1920年代における東京市公立託児所の成立」『東京大学大学院教育学研究科紀要』42, 1-9.
- 宍戸健夫(2006)「慈善事業から社会事業へ」『同朋福祉』12, 111-125.
- 宍戸健夫(2014)「第7章 公立保育園の誕生」同『日本における保育園の誕生』新読書社, 307-348.
- 寺脇隆夫(1980)「保育一元化論の先駆者」岡弘毅と社会事業 編纂刊行会『岡弘毅と社

会事業』都政人舎，72-102.
